

令和5年度洋上風力発電導入拡大調査支援事業  
(沖合での浮体式洋上風力を含めた洋上風力発電の  
導入拡大に向けた制度検討調査)

## 調査報告書

令和6年2月29日

森・濱田松本法律事務所

## 目 次

I. 調査目的・調査方法・調査事項	1
1. 調査目的	1
2. 調査方法	1
II. 主要国の EEZ における洋上風力発電の実施に係る法規制	3
1. はじめに	3
1.1 調査対象国及び調査項目	3
1.2 調査結果（概要）	4
2. 英国	9
2.1 基本制度	9
(1) 事業者選定手続	9
(2) 支援制度（FIP、FIT 等）	11
(3) 海域リースの設定の有無	12
2.2 EEZ における海域利用制限及び権利付与に関する論点	13
(1) EEZ における海域利用制限及び権利付与の法的根拠等	13
(2) 海域リースを行わないエリアに関する規制の有無	13
(3) 安全水域の設定方法	14
2.3 海域リースに関する論点	14
(1) 海域リース権の用途制限	14
(2) 海域リース権付与に伴う事業者の義務履行の規定	14
(3) 海域リース権の取消規定	14
(4) 罰則規定	15
2.4 EEZ に関する詳細ルール	15
(1) 地方自治体の関与	15
(2) 利害関係者の特定及び調整方法	15
(3) 洋上風力に対する課税に関する規定	16
(4) 占用料、リース料の徴収に関する規定	16
(5) 警察権の行使に関する規定	16
(6) EEZ から国内に送電する場合の扱い（輸入該当性、関税の適用の有無）	17
2.5 洋上風力発電に関する安全保障上の論点	17
2.6 その他—サプライチェーン	17
3. 米国	18
3.1 基本制度	18
(1) 事業者選定手続	18
(2) 支援制度（FIT・FIP 等）	18
(3) 海域リース設定の有無	18

3.2	EEZにおける海域利用制限及び権利付与に関する論点	18
(1)	EEZにおける海域利用制限及び権利付与の法的根拠等	19
(2)	海域リースを行わないエリアに関する規制の有無	20
(3)	安全水域の設定	20
3.3	海域リースに関する論点	20
(1)	海域リース権の用途制限	20
(2)	海域リース権付与に伴う事業者の義務履行の規定	20
(3)	海域リース権の取消規定	21
(4)	罰則規定	22
3.4	EEZに関する詳細な論点	22
(1)	地方自治体の関与	23
(2)	利害関係者の特定及び調整方法	23
(3)	洋上風力に対する課税に関する規定	24
(4)	占用料、リース料等の徴収に関する規定	24
(5)	警察権の行使に関する規定	25
(6)	EEZから国内に送電する場合の扱い（輸入該当性、関税の適用の有無）	25
3.5	洋上風力発電に関する安全保障上の論点	25
4.	ドイツ	27
4.1	基本制度	27
(1)	事業者選定手続	27
(2)	支援制度（FIP、FIT等）	27
(3)	海域リースの設定の有無	28
4.2	EEZにおける海域利用制限及び権利付与に関する論点	28
(1)	EEZにおける海域利用制限及び権利付与の法的根拠等	28
(2)	海域リースを行わないエリアに関する規制の有無	30
(3)	安全水域の設定方法	30
4.3	海域利用権限に関する論点	30
(1)	海域利用権限の用途制限	30
(2)	海域利用権限付与に伴う事業者の義務履行の規定	31
(3)	海域リース権の取消規定	31
(4)	罰則規定	32
4.4	EEZに関する詳細ルール	32
(1)	地方自治体の関与	32
(2)	利害関係者の特定及び調整方法	32
(3)	洋上風力に対する課税に関する規定	32
(4)	占用料、リース料の徴収に関する規定	33

(5) 警察権の行使に関する規定.....	33
(6) EEZ から国内に送電する場合の扱い（輸入該当性、関税の適用の有無）.....	33
<b>4.5 洋上風力発電に関する安全保障上の論点.....</b>	<b>34</b>
<b>4.6 その他.....</b>	<b>35</b>
(1) インフレ対応策の有無.....	35
(2) 撤退事例の有無等.....	35
<b>5. フランス.....</b>	<b>37</b>
<b>5.1 基本制度.....</b>	<b>37</b>
(1) 事業者選定手続.....	37
(2) 支援制度（FIP、FIT 等）.....	37
(3) 海域リースの設定の有無.....	37
<b>5.2 EEZ における海域利用制限及び権利付与に関する論点.....</b>	<b>38</b>
(1) EEZ における海域利用制限及び権利付与の法的根拠等.....	38
(2) 単一認可を行わないエリアに関する規制の有無.....	39
(3) 安全水域の設定方法.....	39
<b>5.3 海域リースに関する論点.....</b>	<b>40</b>
(1) コンセッションの場合.....	40
(2) 単一認可の場合.....	41
<b>5.4 EEZ に関する詳細ルール.....</b>	<b>42</b>
(1) 地方自治体の関与.....	42
(2) 利害関係者の特定及び調整方法.....	42
(3) 洋上風力に対する課税に関する規定.....	42
(4) 占用料、リース料の徴収に関する規定.....	43
(5) 警察権の行使に関する規定.....	43
(6) EEZ から国内に送電する場合の扱い（輸入該当性、関税の適用の有無）.....	43
<b>5.5 洋上風力発電に関する安全保障上の論点.....</b>	<b>43</b>
<b>5.6 その他.....</b>	<b>43</b>
(1) フランスにおける洋上風力発電事業の撤退事例の有無.....	43
(2) 価格変更メカニズムの有無.....	44
<b>6. 韓国.....</b>	<b>46</b>
<b>6.1 基本制度.....</b>	<b>46</b>
(1) 事業者選定手続.....	46
(2) 支援制度（FIP、FIT 等）.....	46
(3) 海域リース権設定の有無.....	47
<b>6.2 EEZ における海域利用制限及び権利付与に関する論点.....</b>	<b>47</b>
(1) EEZ における海域利用制限及び権利付与の法的根拠等.....	47

(2) 海域リースを行わないエリアに関する規制の有無 .....	50
(3) 安全水域の設定方法 .....	51
<b>6.3 EEZにおける海域利用制限及び権利付与に関する論点 .....</b>	<b>51</b>
(1) 海域リース権の用途制限 .....	51
(2) 海域リース権付与に伴う事業者の義務履行の規定 .....	51
(3) 海域リース権の取消規定 .....	52
(4) 罰則規定 .....	52
<b>6.4 EEZに関する詳細ルール .....</b>	<b>53</b>
(1) 地方自治体の関与 .....	53
(2) 利害関係者の特定及び調整方法 .....	53
(3) 洋上風力に対する課税に関する規定 .....	54
(4) 占用料、リース料の徴収に関する規定 .....	54
(5) 警察権の行使に関する規定 .....	54
(6) EEZ から国内に送電する場合の扱い（輸入該当性、関税の適用の有無） .....	55
(7) 洋上風力発電設備の故障等により航行中の外国船舶に損害を与えた場合のリスク分担（事業者と被害者との間での私的解決になるのか、国家レベルでの解決が必要となるのか。） .....	55
<b>6.5 洋上風力発電に関する安全保障上の論点 .....</b>	<b>55</b>
<b>6.6 その他ー洋上風力発電事業の撤退事例の有無 .....</b>	<b>56</b>
<b>7. オーストラリア .....</b>	<b>57</b>
<b>7.1 洋上風力プロジェクトの手続 .....</b>	<b>57</b>
(1) 海域宣言 .....	57
(2) フィージビリティ・ライセンス .....	57
(3) 商業ライセンス .....	57
<b>7.2 支援制度（FIT・FIP等） .....</b>	<b>58</b>
<b>8. その他 .....</b>	<b>59</b>
<b>8.1 オランダ .....</b>	<b>59</b>
<b>8.2 デンマーク .....</b>	<b>59</b>
<b>III. 国内法調査 .....</b>	<b>60</b>
<b>1. EEZにおける洋上風力発電事業に適用される法令 .....</b>	<b>60</b>
1.1 法令一覧 .....	60
1.2 EEZにおける電気事業法及び再エネ特措法の適用の有無 .....	60
<b>2. EEZにおける権利・許可について .....</b>	<b>61</b>
<b>2.1 EEZにおける権利・許可について .....</b>	<b>62</b>
(1) 領海内における占用許可等の内容等 .....	62
(2) EEZにおける上記許可・権利等の根拠法令の適用の有無及び許可等の付与状況 .....	64

2.2	EEZにおける漁業、船舶の航行、鉱業について.....	66
(1)	EEZにおける漁業法の適用の有無.....	66
(2)	船舶の航行.....	68
(3)	鉱業.....	69
2.3	EEZにおける海洋構築物の排除措置.....	70
3.	EEZにおける監督権限等に関する規定.....	71
3.1	用例調査.....	71
3.2	EEZにおいて監督権限等に関する規定を設けることの可否.....	71
3.3.	検討.....	72
(1)	UNCLOSの「主権的権利」、「管轄権」、「排他的管轄権」の意義.....	72
(2)	EEZにおける沿岸国の権能の性質.....	73
(3)	小括.....	74
IV.	有識者との意見交換等の実施.....	115
	別紙A	
	別紙B	

## I. 調査目的・調査方法・調査事項

### 1. 調査目的

本報告書は、弊事務所が貴庁より受注した「令和5年度洋上風力発電導入拡大調査支援事業（沖合での浮体式洋上風力を含めた洋上風力発電の導入拡大に向けた制度検討調査）」として当職らが実施した法的調査（以下「本調査」という。）の結果を報告するものである。

風力発電は、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画<sup>1</sup>において、2030年のエネルギーミックスにおいて約5%の電源割合を占める等、今後の導入拡大が期待されている電源である。特に、洋上風力発電は、大量導入が可能であり、また、コスト低減による国民負担の低減効果や経済波及効果が大きく、2050年カーボンニュートラルの実現の切り札である。

洋上風力発電については、2021年12月に「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」において「洋上風力産業ビジョン（第1次）」を定め、政府として年間100万kW、2040年までに浮体式も含む3000万kW～4500万kWの案件を形成することを目標としたことを踏まえ、洋上風力発電の導入拡大に向けて、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づく促進区域の指定や公募のプロセスを着実に進めている。今後のより一層の洋上風力の導入拡大に向けては引き続き再エネ海域利用法の着実な施行を進めていくとともに、着床式だけでなく、EEZも含めた沖合において大規模な浮体式洋上風力プロジェクトを創出し、より魅力的な国内市場を創出することが重要である。

上記のような洋上風力発電の導入拡大に向けて、本調査においては、①既に洋上風力発電に関する制度整備や導入実績のある英国、米国、ドイツ、フランス、韓国の海外法令及び制度の調査（以下「海外法制度調査」という。）を実施するとともに、②EEZにおいて浮体式洋上風力プロジェクトを実施するにあたって適用される国内法やEEZ内において浮体式洋上風力プロジェクトを実施するための許可等を与える際に参考となる国内法（漁業法、鉱業法等）の調査（以下「国内法制度調査」という。）を実施し、本報告書はその結果をまとめたものである。

### 2. 調査方法

本調査は、2023年5月23日から2024年2月20日（以下「本報告書基準日時点」という。）までの間、実施された。

海外法制度調査は、貴庁から開示を受けた資料、当職らが取得した一定の公開資料に加え、各国の法律事務所へ調査を依頼する方法によって法令・制度調査等を実施した。

国内法制度調査は、貴庁から開示を受けた資料を検討した他、当職ら自ら法令や文献を検

<sup>1</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005.html>

索・取得する方法により国内法制度を調査した。

本報告書は、本報告書基準日時点における当職らの海外法制度調査及び国内法制度調査の結果を報告するものである。

以上のほか、本調査に関する留意事項については、**別紙 A**「本調査に関する留意事項」をご参照いただきたい。

なお、本報告書においては、**別紙 B**「略称一覧」に記載の略称を用いている。

## II. 主要国の EEZ における洋上風力発電の実施に係る法規制

### 1. はじめに

#### 1.1 調査対象国及び調査項目

II.においては、我が国が EEZ も含めた沖合において大規模な浮体式洋上風力プロジェクトを創出することを目的として国内法制度を整備するにあたっての参考にすべく、EEZ における洋上風力プロジェクトが先行している諸外国（英国、米国、ドイツ、フランス、韓国）の制度を調査した。

具体的な調査項目は、次のとおりである。

#### 【調査項目】

- ① EEZ における海域利用制限や権利付与に関する論点
  - ・ 選定された事業者に権利を付与する際の法的根拠（領海内と領海外の違い）及びその論理を各国の発電事業参入に関する法規制も踏まえて整理。
  - ・ 海域リースを行わないエリアに関する規制の有無の整理（海域リース公募が行われている海域以外で、一般的に発電設備の設置が規制されているか。規制がある場合、その根拠は UNCLOS のどの条項に基づくか。）。
  - ・ 安全水域の設定方法（施設・構築物等の工事中や設置後だけでなく、計画段階の設置予定区域への安全水域設定を行っているかを含む。）。
- ② 海域リース権に関する詳細論点
  - ・ 海域リース権について、海域リース時の用途にどのような制約がかけられているか。例えば海域リース権を取得し、洋上風力発電設備の設置が認められた場合に、専ら系統への電力供給を行う場合も専ら系統への電力供給以外を行う場合（例：水素製造等）もどちらも認められるのか。
  - ・ 海域リース権付与に伴う事業者の履行義務の規定（法令又は入札要綱）について整理。
  - ・ 付与した海域リース権の取消し規定（法令又は入札要綱）について整理。
  - ・ 罰則規定（法令又は入札要綱）について整理。
- ③ EEZ 利用に関する詳細ルール
  - ・ 地方自治体の関与に関する規定の有無を整理。
  - ・ 利害関係者の特定及び調整方法に関するルールを整理。
  - ・ 洋上風力に対する各国・地方公共団体の課税ルールを整理。
  - ・ 占用料又はリース料等の徴収ルールを整理。
  - ・ 警察権の行使の範囲の規定を整理。
  - ・ EEZ で発電した電気を国内に送電する場合の扱いを整理（「国外からの輸入」にあたるか。その場合関税は適用されるのか等。）。

④ 洋上風力発電に関する安全保障上の論点

- ・ 洋上風力入札制度における防衛省庁等の安全保障部局の関与に関する規定を整理。  
また、追加的に、オーストラリア、デンマーク、オランダについても、限定的な事項（金利や為替、資材価格変動等のリスク対応等）について調査を実施した。

**1.2 調査結果（概要）**

上記 1.1 の調査結果概要は、次のとおりである。

また、各諸外国の海外法制度調査の結果は、以下 2～8 において詳述する。

大項目	小項目	英国	米国	ドイツ	フランス	韓国
前提情報	事業者選定手続（入札の有無）	リース権の入札	リース権の入札	再生可能エネルギー法（ <i>Erneuerbare-Energien-Gesetz</i> ）及び洋上風力発電法（ <i>Windenergie-auf-See-Gesetz</i> - "WindSeeG"）に基づく入札。	エネルギー法に基づく入札	入札により選定された事業者に使用権を付与する手続はない（現在立法検討中）。
	FIT・FIP 等の支援制度	CfD（Contract for Difference）	連邦レベルではなし。 NY 州：OREC（洋上風力再生可能エネルギー証書）の購入	FIT、FIP	FIT、FIP（2016 年～）	SMP（System Marginal Price） FIT を 2011 年まで実施。現在、新規の適用は不可能だが、適用されている事業者は、契約期間が終了するまで FIT を継続することが保証されている。
	海域リースの設定の有無	あり	あり	なし EEZ：計画承認	なし 領海内（+EEZ）：コンセッション EEZ：単一認可	なし 公有水面占用・使用許可
EEZ における海域利用制限や権利付与に関する論点	事業者に対する権利付与の法的根拠	EEZ を風力発電に利用する権利は、Crown から Crown Estate に付託されており（Crown Estate Act 1961）、Crown Estate によって行使される（s.84 Energy Act 2004; s.41(3) Marine and Coastal Access Act 2009 and the Exclusive Economic Zone Order, SI 2013/3161）ため、かかる権利に基づいて Crown Estate は事業者に海域のリースを行う。	内務長官は、外縁大陸棚におけるリース権、通行権、地役権を付与することができる（外縁大陸棚法 43 U.S.C. § 1337(p)）。	連邦海運・水路庁（ <i>Bundesamt für Seeschifffahrt und Hydrographie</i> - "BSH"）による WindSeeG に基づく「計画承認」（ <i>Planfeststellung</i> ）が必要（sec. 66 para. 1 sent. 1 and para. 2 WindSeeG）。	①洋上風力発電所の一部が領海内（一部が EEZ）に位置している場合 EEZ Ordonnance、再エネ法、公有財産法（Public Properties Code）の対象となり、事業者は、国から、原則として 30 年以内で海洋公有地を占有する「コンセッション」を行政契約により付与される。 ②洋上風力発電所の全部が EEZ 内に位置している場合 EEZ Ordonnance 第 20 条に基づき、 <i>Prefet maritime</i> （海洋に関する国の地方出先機関）により、「単一認可」（期間は最大 30 年）が付与される（EEZ Decree 第 3 条）。	公有水面の管理及び埋立に関する法律第 8 条に基づき、公有水面（領海・EEZ を含む。）において再生可能エネルギー施設を設置しようとするときは、公有水面管理庁から公有水面占用・使用許可を受けなければならない。
	海域リースを行わないエリアに関する規制の有無	イングランドにおいて、すべての洋上風力発電プロジェクトは Crown Estate から海域のリースを受ける必要がある。	外縁大陸棚において、内務省の許可なく発電施設を建設、運営又は維持管理することは違法となる。 河川・港湾法も適用される可能性があり、米国の管轄下にある水域に航行の妨害となるものを作ることは禁止されている。	EEZ 内のすべての洋上風力発電所は、入札及び「計画承認」の対象。	洋上風力発電所の設置はすべて入札（領海内+EEZ）又は「単一認可」（EEZ）により規制されている。	すべて上記の公有水面法が適用され、それ以外の規制はない。
	安全水域の設定方法	安全水域は、事業者による申請又は政府のイニシアティブのいずれか早い方によって設定される。設定時期に法律上の制限はなく、また法律上の要請もない。政府ガイドライン上は、①建設期間中、②大規模修繕期間中、③廃止作業中に設定されることが最も一般的とされている。これらの期間については、該当する風力発電機から半径 500m が安全水域として設定される一方、運営期間中は半径 50m が安全水域とされる。航行への影響を最小限とするため、前者の安全水域は工事等の対象となる風車ごとに持ち回りで設定されるのが一般的。	沿岸警備隊の策定する規則に基づき Safety Zone（特定の施設から最大 500メートルの範囲）を設定できる。	BSH が洋上風力発電所の外周から 500m までの範囲に設定。 船舶の安全を確保するために EEZ 内に安全水域を設定する必要がある場合は、水路水運総局（ <i>Generaldirektion Wasserstraßen und Schifffahrt</i> - "GDWS"）の同意が必要。	<i>Prefet maritime</i> （海洋に関する国の地方出先機関）は、洋上風力発電所及びその付帯施設の周囲に最大 500m の“安全地帯”を設けることができる。	規定なし

大項目	小項目	英国	米国	ドイツ	フランス	韓国
	用途制約	風力発電設備の設置、発電、充電以外の行為は許されていない。水素製造を行う場合には別途リース契約上で許容される必要があるが、Slaughter and Mayとしては現時点でそのような事例には見当たっていない。	外縁大陸棚法において、生産されたエネルギーの用途についての制限は見当たらない。	WindSeeG は発電電力の系統への供給以外の目的での利用の可否について明文で規定していないが、WindSeeG に基づく入札手続は系統への電力供給を前提に設計されている。	洋上風力発電所は、エネルギー法に基づく一般競争入札を通じて認可され、その入札規則において、同発電所は電力網への電力供給のみが許可されているため、水素製造等のほかの目的は禁止されているといえる。また、EEZ の場合の「単一認可」は特定の目的のために与えられるため、目的外の使用ができないという制約が課される。	EEZにおける洋上風力発電事業について公有水面占有・使用許可が行われた事例はない。なお、EEZにおける洋上風力発電事業に関して、電気事業法上の発電事業が許可された事例があり、その事例においては、許可時に電力系統連携計画も審査され、隣接事業者との共同接続設備を通じて電力網に接続することが許可条件とされている。
海域リース権に関する詳細論点	海域リース権付与に伴う事業者の義務履行の規定	リース契約上、事業者は以下を含む様々な義務を負う。 ① リース料支払 ② 担保提供 ③ 工事の施工 ④ 環境上の制約 ⑤ 必要な保険の付保 ⑥ チェンジオブコントロール ⑦ 撤去義務	海洋エネルギー管理局規則は、再生可能エネルギー施設の運営者の一般的な責任として以下のものを定めている。 ① 適用法令、リース条件の遵守 ② 安全性確保、自然資源を過度に害さないよう設計すること ③ 海洋エネルギー管理局規則に従った提出部の提出 ④ 適用される金銭の支払義務	「計画承認」には通常以下のような付帯条項が付される。 ① 海上及び航空交通の安全を確保するために洋上風力発電所を特定の方法で建設及び表示 ② BSH が定めた基準に従った建設及び運転期間中の環境モニター ③ マイルストーンの達成 ④ 計画承認が失効した後の洋上風力発電所の解体・撤去（解体費用をカバーする担保の提供）	「単一認可」を付与された事業者は、当該認可に記載された義務を順守しなければならない。当該義務には、以下のようものが含まれる。 ① 単一認可の中でケースバイケースで指定される技術的及び環境的な規定 ② 認可されたプロジェクトが環境又は航行の安全に対するリスクをもたらす場合、財政保証を提供する義務 ③ 認可の満了時に施設を解体し、敷地を修復する義務	公有水面管理庁は、占有・使用許可にあたって、方法及び管理等に関する付款を付することができ、通常、①占有・使用面積超過禁止、許可目的外使用禁止、②占有・使用許可期間満了時の原状回復義務、③環境汚染禁止及び環境汚染低減対策の樹立、④安全措置及び安全事故予防対策、⑤漁民等各種民願の解決といった許可条件が付される。
	海域リース権の取消し	リース料不払の場合や、期日までに完成しない場合を含め、事業者がリース契約上の不履行があった場合 Crown Estate はリース契約上の解除権を有する。上記に加え、「政府が、石油・ガス工事のために必要があるとした場合」に解除することができる。ただし、この場合には石油・ガス事業者から風力発電事業者に対し適切な金銭補償がなされることが条件であるとされる。	安全環境執行局（内務省）は、事業者が、適用法令等、リース・計画の条件又は安全環境執行局又は海洋エネルギー管理局の条件に違反している場合には、違反の通知を行ったうえ、是正期間内に是正されない場合には、活動の停止命令をすることができる。内務長官は、以下の場合において、リース権等を解除することができる。 ① 詐欺又は虚偽によりリース権等が取得された場合 ② 事業者が外縁大陸棚法又は海洋エネルギー管理局規則に違反し、かつ海洋エネルギー管理局の是正通知後 30 日間違反状態が続いていると判断したとき ③ 事業者が計画に基づく商業運転又は承認された活動を終了したと判断したとき ④ 国家安全保障又は国防上必要なとき ⑤ リース権等に基づく活動の継続が、天然資源、生命、財産、環境又は歴史的若しくは考古学的に重要な対	「計画承認」は、(i) 「計画承認」の対象となる発電所が 1 年以上操業されなかった場合、又は(ii) 「計画承認」に規定された条件が期限内に満たされなかった場合に、取り消される場合がある (sec. 69 para. 5 WindSeeG)。	単一認可は、海事担当官自身の発意により、又は認可が違法である場合には第三者からの要請により、認可の発行から 4 ヶ月以内に廃止又は撤回することができる。	虚偽その他の不正な方法で公有水面占有・使用許可を得た場合は取り消さなければならない。その他、取消可能事由に関する規定や公共事業や政策変更による取消の規定がある。

大項目	小項目	英国	米国	ドイツ	フランス	韓国
			象物に害を及ぼし、その脅威が合理的期間内に消滅しないか、許容できる程度に減少しないと判断したとき			
	罰則規定	洋上風力発電設備には撤去義務がある。撤去計画の提出と承認済み計画の遵守は法律上の義務であり、それに従わない場合には政府による回復措置と費用請求があり得る (Section 105 Energy Act 2004.) ほか、刑事罰もあり得る。	民事制裁金、刑事罰の規定がある。	系統運用者 (「TSO」) に対する違約金の支払がある。	単一認可が廃止された場合、受益者に弁明の機会が与えられた後、正式な通告を経て、海上保安庁が上記の財政的保証を求めることができる。	あり (なお、入札制度に係る罰則は、そもそも入札制度がないため存在しない)。
	地方自治体の関与	EEZ 利用に地方自治体は関与しない。関連する陸上設備部分 (陸上の変電所等) については、地方自治体の許可が必要になる場合があり得る。	海洋エネルギー管理局規則においても、海洋エネルギー管理局は、関係する連邦政府機関、影響を受ける州知事、地方政府の幹部又はインディアン部族との間で協議するものとされている。同規則において影響を受ける州、地方自治体は定義されている。	なし (EEZ は BHS が管轄)。	法律上、地方自治体の関与に関する規定はない。	法律上、地方自治体の関与に関する規定はない。
EEZ に関する詳細ルール	利害関係人の特定、調整方法	100MW 以上のプロジェクトは国家的に重要なプロジェクトとして、政府から Development Consent Order(DCO)を受ける必要がある。DCO の申請の際には、関係各所 (The Crown Estate, the Health and Safety Executive, the Environment Agency, the Maritime Coastguard Agency, the Civil Aviation Authority, the Secretary of State for Defence, the police and crime commissioners, relevant Highways Authority, the Secretary of State for Transport, the Scottish Fisheries Protection Agency and the Joint Nature Conservation Committee 等) と 1 年半~2 年程度かけて協議を行う必要がある (Section 49(2) Planning Act 2008)。 DCO の申請者は、どのように地元住民と協議を行うかの計画を作成し、28 日間以上のパブリックコメント期間を設けたうえ、かかる計画にしたがって協議を行う必要がある (Section 47 Planning Act 2008)。	主に “intergovernmental renewable energy task force” を通じて行われる。タスクフォースでは、風力開発地域の特定や、開発の調整、利害関係者との意見交換を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札の前提となる「サイト開発計画」手続において、①BHS は連邦ネットワーク庁 ( Bundesnetzagentur - "BNetzA" )、連邦自然保護庁 ( Bundesamt für Naturschutz )、GDWS、隣接する沿岸連邦州と連携して計画を策定し、その後②TSO による検討とコメント、③関連当局、公益団体、TSO、環境団体が参加する公聴会、④環境影響評価法 ( Gesetz über die Umwelträglichkeitsprüfung ) に基づく環境報告書に対する関連当局及び一般市民の関与がある。</li> <li>入札後の BHS による「計画承認」手続において、GDWS、その他の関連当局、プロジェクトによって影響を受ける者 (環境団体、商業団体、一般市民等) が関与する。</li> </ul>	利害関係人の特定・調整方法に関するルールはない。	公有水面管理庁は、公有水面占有・使用許可を行う際にその許可等により被害が予想される権利を有する者がいれば、その許可等をしてはならないが、当該権利者が占有・使用に同意した場合、又は公益事業のために占有・使用する場合は、その限りでないという規定がある。ここでいう利害関係人には、漁業者や隣接した人工構造物の所有者・占有者等が含まれる。
	課税ルール	洋上風力事業に関する特別な課税ルールは存在しない。通常の法人税の対象となる一方、地方税の対象とはならない。	通常の連邦税が課される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税、法人税、営業税、保険税の適用がある。</li> <li>売上税、電気税は EEZ が適用範囲に含まれておらず、適用がない。</li> <li>リースを行わないため、不動産譲渡税法の適用はない。</li> </ul>	洋上風力発電事業者は、年税 (18,605€/MW) を支払わなければならない。	洋上風力事業に関する特別な課税ルールは存在しない。
	リース料等の徴収ルール	商業運転開始までは備忘価格。商業運転開始後は、発電量に比例したリース料となる (最低出力金額の定めが	入札金額の 20% 又は別途決められた入札保証金を納付。 商業リースの場合は、運転開始まで、1 年	入札金額の 20% 又は別途決められた入札保証金を納付。 商業リースの場合は、運転開始まで、1 年	占有料やリース料はかからない。	洋上風力発電所の場合、EDF と電力購入契約を締結している間は、手数料 (年間) を 0 にすることができると規定されてお

大項目	小項目	英国	米国	ドイツ	フランス	韓国
		別途ある。)	1 エーカー当たり 3 ドル又は別途決められた金額を納付。 商業リースの場合は、運転開始後、規則にしたがって定められる運営手数料を支払う。 海洋エネルギー管理局規則において、適格プロジェクトから得られる手数料、賃料、運営手数料の 27%を適格沿岸州に分配。		り (EEZ Ordonnance 第 27 条)、実際、0 に設定されている。	とする。ただし、海上風力の場合は、50% 減免率が適用される。 直接占有面積 (風車設置等) : 3% 間接占有面積 (風車設置外間接占有) : 0.5%
	警察権の行使	Royal Navy と Marine Scotland Compliance が EEZ における警察活動を行う。	沿岸警備隊は、連邦法を執行し、公海及び米国の管轄下にある水域における生命及び財産の安全のための規則を公布し、執行する権限を有し、連邦法違反に関し、質問、調査、検査、捜索、押収、逮捕の権限を有する。 外縁大陸棚法は沿岸警備隊、内務省、工兵隊に同法に基づき制定される安全・環境規則を執行することを義務付けている。	EEZ 内の警察権はドイツ連邦共和国と隣接する沿岸連邦州の間で分担。 ・連邦国境警察：国境管理等 ・GDWS：海運に関する事件 ・沿岸連邦州：海運に関係ないその他の事件	特別な規定はなく、国内における警察権と同じ。	現在、立法検討中であるが、洋上風力発電所は、統合防衛法上、国家重要施設として指定され、海洋警備法上、臨海重要施設として指定される可能性がある。
	関税法	現時点では、EEZ からの国内への送電は輸入と捉えられてはいない。ただ現在、英国は他国との海底ケーブルに関する法規制を検討中である。このケーブルは洋上風力発電設備同士を接続することも想定され、そうなった場合この点の議論が変わってくる可能性がある。	なし	なし	フランス国内で生産されたものと見なされる可能性が高く、関税もかけられていない。	輸入申告が必要でない内国物品として認められる可能性がある。
入札制度における安全保障上の論点		Leasing Round において、Ministry of Defence(MOD)は、特に慎重な検討を要する場所等について Crown Estate に対してインプットを行う。 MOD は DCO 申請にあたっての法定の協議機関であり、かかる協議の中で国防に影響を与える可能性がある事由が発見された場合、MOD はその影響を緩和し解決する手法を検討する。DCO の取得に際しては、Radar Mitigation Agreement (風力発電事業者が、MOD や飛行場の運営者等に対して、風力発電事業がレーダーシステムに与える悪影響を緩和又は除去するために講じる措置及びそのための事業者による金銭的負担について定める契約) を MOD と締結することが要件とされることもある。	海洋エネルギー管理局が国防総省又は他の国家安全保障機関と協議することを明文上求める海洋エネルギー管理局規則はない。 国防総省は、外縁大陸棚の大部分の調査を行い、風力発電と軍事利用の適合性の評価を行っている。 国防総省及びその他の国家安全保障機関は、対米外国投資委員会 (「CFIUS」) によるリースの審査への参加を通じて、洋上風力発電のリースに関与することが可能 (ただし、沿岸線から 12 海里まで)。	・連邦国防省 (Bundesverteidigungsministerium) その他の安全保障に関連する当局が洋上風力発電所の入札に関与することを規定する法律はない。 ・サイト開発計画において、国や同盟国の防衛の安全が損なわれるような地域は、洋上風力発電所の適地として認められない (sec. 5 para. 3 sent. 2 no. 4 WindSeeG)。 ・行政手続法において、軍事的な懸念は審理手続においても考慮されなければならないとされている (sec. 73 para. 2 VwVfG) ため、連邦国防省の関与は実質的に重要。	防衛省等の安全保障部門が洋上風力発電の入札制度に関与することを規定する法律はないが、環境認可として、国防担当大臣 (一部のレーダーの問題)、民間航空担当大臣 (他のレーダーの問題及び航空関係の問題)、気象安全担当の国務省の承認が必要である。	なし (入札制度がない)。

## 2. 英国

### 2.1 基本制度

#### (1) 事業者選定手続

英国では、EEZ において洋上風力発電事業を営むためには、まず Crown Estate<sup>2</sup>が行う海域リース公募においてリース権を落札する必要がある。第4次海域リース権公募(Round 4)におけるリース権の公募手続は、おおむね以下の5段階による<sup>3</sup>。

#### ア. Pre-Qualification Questionnaire (PQQ)

Pre-Qualification Questionnaire (以下2.において「PQQ」という。)では、財務能力、技術的な経験、法の遵守に関する基準を満たすことが求められる。各項目は可・不可 (pass or fail) で判断される。財務能力では、応札者が財務的に信頼できるかを確認するため、応札者が、純資産 GBP 7,000 万 (約 EUR 8,000 万)、過去3年間の平均年間売上 GBP 6 億 (約 EUR 7 億)、キャッシュ GBP 4,500 万 (約 EUR 5,200 万) 若しくは同等の利用可能な信用枠を有しているか評価される (コンソーシアムの場合は所有分に応じた割合で基準を満たす必要がある。)

技術的な基準では、応札者が英国で洋上風力を開発する技術力や経験を有しているかどうか、以下のような基準で評価される。

- ① プロジェクト管理：GBP 2,500 万 (約 EUR 3,000 万) 以上の商業プロジェクトで、開発又は建設段階での経験を有しているか。
- ② 衛生・安全・環境 (Health, Safety and Environment, HSE) 方針：プロジェクトに適用される承認された最新の HSE 方針を有しているか。
- ③ 衛生・安全規制措置 (コンソーシアム全参加企業)：過去3年で規制執行措置が取られた場合の詳細を報告し、再発防止措置を講じているか。
- ④ 系統接続：2009 年以降、50MW 以上の系統接続に関する契約を締結したか。
- ⑤ 同意：同意書提出時点で 2009 年以降に承認された主要なインフラプロジェクトの管理を行っていたか。
- ⑥ 環境影響評価の管理：2009 年以降、50MW 以上の風力プロジェクトや洋上インフラ・掘削プロジェクトにおいて環境影響評価プロセス全体を管理し、環境報告書を提出したか。

#### イ. Invitation to Tender (ITT) Stage 1

ITT Stage 1 では、PQQ を通過した応札者が提案するプロジェクトに関する財務及び

<sup>2</sup> Crown Estate とは法律によって設立された特殊な法人であり、Treasury (財務省) によって管轄され、その活動によって得られた利益は全額財務省に支払われるが、制度上国家からは独立した組織である。

<sup>3</sup> The Crown Estate Round 4 Information Memorandum, p20-p35

技術的な内容について、PQQと同様に可・不可で評価される。

柔軟性を高めるために、応募者は、特定された開発海域において5区域まで提案できる。このうち1件を主要プロジェクト（Primary Project）、他の4件を代替プロジェクト（Variant Project：設備容量及び区域は主要プロジェクトと同等若しくはそれ以下）とし、各代替プロジェクト区域は主要プロジェクト区域と最低50%以上重なっていないなければならない。主要プロジェクトと代替プロジェクトを合わせた区域は、集合入札エリア（Aggregated Bid Area）と称される。全プロジェクトが、以下のような容量、密集度（MW/km<sup>2</sup>）、境界（boundary）において一定の基準を充たす必要がある。

① 設備容量

- ・ 最大プロジェクト規模 1.5GW
- ・ Dogger Bank 海域では500MW以上、その他の海域では400MW以上

② 密集度 3MW/km<sup>2</sup>

③ プロジェクトの境界（boundary）

- ・ 全プロジェクトが1つの特定開発海域内に位置する
- ・ 周囲の長さとの面積の平方根の割合が最大で5:1
- ・ 制限区域を除く
- ・ 既存の洋上ウインドファームから7.5km以上離れる

また、財務面では、提案されているプロジェクトを開発することが可能かどうかを確認される。主要プロジェクト及び代替プロジェクトに関する開発費用計画の提出、プロジェクト開発の最初3年間に必要なキャッシュを有する財務能力を示す証明の提出、並びに開発費用の連続18カ月間をカバーする資金源の証明の提出が求められる。

さらに、技術面については、以下の基準で評価される。

- ・ 開発区域のコンプライアンス：主要及び代替の全プロジェクトが、位置、設備容量、密集度、形（shape）に関する空間コンプライアンス基準を遵守しているか。もし主要プロジェクトが適していないとされれば、他のすべての代替プロジェクトも自動的に不可とされる。
- ・ 制約の特定：集合入札エリアの開発上の制約を特定し、制約がある場合の緩和策を有しているか。
- ・ スケジュール：Crown Estateとのリース合意（Agreement for Lease）までの主要プロジェクトのスケジュールが提示されているか。
- ・ HSE管理：適切なHSE管理システムがプロジェクトに適用されるか。

## ウ. Invitation to Tender (ITT) Stage 2

ITT Stage 2では、開発する海域の占用料となるオプション・フィー（option fee）（GBP/MW/年）の入札が行われ、最も高い価格を付けたプロジェクトが選ばれる。1回の入札で1プロジェクトが選定される。入札は、第4ラウンドで目指す7GW（8.5GW

未満)に達し、特定開発海域の3海域以上でプロジェクトが特定されるまで、繰り返される (multicycle bidding process)。また、各事業者が落札できる設備容量は3GWの上限 (Corporate Group Capacity Limit) が設けられている。

#### エ. Plan-Level Habitats Regulations Assessment (HRA)

生物多様性保全のために、Crown Estate が入札で提案されたプロジェクトによる保護区域への影響を審査する。「生息地規制 (Habitats Regulations)」の下、EUの「生息地指令 (Habitats Directive)」での特別保全地域 (Special Areas of Conservation, SAC)、及び、EUの「野鳥指令 (Birds Directive)」での特別保護地域 (Special Protection Areas, SPA) を対象として、自然保護区のネットワーク (UK National Site Network) を形成し、法的な保護が定められている。

HRAでは、まず、開発プロジェクトがこのネットワークに対して重大な影響を及ぼす可能性 (likely significant effects) があるかスクリーニングが行われる。重大な影響を及ぼす可能性がないと判断された場合、次に、詳細な技術審査となる適切性評価 (Appropriate Assessment) に進む。区域の保全に対する悪影響 (adverse effect on site integrity) が排除されているか、環境への影響を回避・軽減する緩和策が取られているかが審査される。悪影響が排除されていると判断された場合、Crown Estate から海底の権利 (seabed rights) が10年間付与される (Agreement for Lease)。その後、落札事業者は、プロジェクトに関してさらに詳細な環境影響評価を行う。

#### オ. Agreement for Lease

リース権予約契約 (Agreement for Lease) が締結される。

### (2) 支援制度 (FIP、FIT等)

英国においては、入札による Contract for Difference (差額決済取引。以下2.において「CfD」という。)の仕組みが採用されている。CfDの入札に参加するためには、①系統運用者との系統接続契約、②計画の許認可、③プロジェクトが300MW以上の場合、ビジネス・エネルギー・産業戦略(BEIS)大臣の承認を得たサプライチェーン計画 (Supply Chain Plan)、④開発同意(DCO)のほか、⑤リース権予約契約 (Agreement for Lease) が締結されていることが必要である<sup>4</sup>。

CfDにおけるストライク・プライスは、基準年における消費者物価指数 (CPI) からの変動に連動することとされている。

CfD入札において、最終的な運転開始予定日が設定され、運転開始予定日までに運転開始できない場合、CfDの契約期間が削減される。また、最終期限までに運転開始できない場合、CfD契約が解除される可能性がある。

<sup>4</sup> Contracts for Difference (Allocation) Regulations 2014/2011, regulations 17, 17(3)(d), 27(1) and 27(2)

### (3) 海域リースの設定の有無

#### ア. 海域の指定

政府によって策定された海洋計画 (UK Marine Policy Statement) に基づき、Crown Estate が海域を指定することとされている。海域の指定は、海洋計画にしたがってなされなければならない<sup>5</sup>。

Crown Estate は、第 4 次海域リース権公募 (Round 4) の際、以下のようなプロセスを経て海域を指定した<sup>6</sup>。

すなわち、まず①技術的に有望と考えられる地域 (技術的分析、利害関係者、市場との対話に基づき、深度 60m の輪郭で囲まれた地域) を「技術的資源地域 (technical resource area)」として特定し、②かかる地域を 18 の海底地域に細分の上、技術的に有利で制約の少ない地域を、GIS マッピングに基づいて特定し、法定・法定外の利害関係者からのフィードバックにしたがって改良する。その上で、③利害関係者との協議・フィードバックを受けて絞り込みを行う。この過程で、(i) Ministry of Defence (以下 2.において「MOD」という。) の射撃場と演習場、(ii) 開発が海岸から 13km 以内に集中するか、又は全体が海岸から 13km 以内に集中するために視覚的な影響が大きい地域、(iii) 年間 1,000 隻以上の船舶が往来する航路と重複する地域、(iv) 環境への累積的影響、特に鳥類学への影響により、同意リスクが大きいと考えられる地域が除外された。最後に、④残りの海底地域を隣接する地域ごとにグループ分けし、入札地域を決定した。

また、Round 4 の海域の指定にあたっては、以下のような事項が考慮されている。

- Round 4 の入札プロセスを通じて、少なくとも 7GW の容量を市場に提供し、合計最大 8.5GW まで利用できるようにする。
- 個々のプロジェクトの最大規模は、すべての入札地域において 1.5GW である。最小プロジェクト規模は、Dogger Bank 入札地域で 600MW、その他の入札地域で 400MW である。これらの容量は、少なくとも Round 4 から 5 つのプロジェクトが出現し、計画レベルの HRA ステージに入ることが期待されている。最大プロジェクト数は 18 件である。
- Round 4 の地理的多様性を促進するため、入札地域容量制限を導入し、1 つの入札地域で 3.5GW を超えるプロジェクトを受注できないようにした。2 つの入札地域でそれぞれ 3.5GW の入札を行い、7GW の基準値を満たした場合、第 3 の入札地域における入札が実施される。
- Crown Estate による地域の絞り込みは、他の海域リース手続を考慮しているが、入札参加者は、提案するプロジェクトの場所を決定するために、入札区域の独自の分析と評価を行う必要がある。

<sup>5</sup> Marine and Coastal Access Act 2009, section 58

<sup>6</sup> The Crown Estate Round 4 Information Memorandum, p19

## イ. 海域のリース

英国においては、海域リースは2段階で設定される。すなわち、リース権を落札した事業者は、上述のとおり、まず Crown Estate との間でリース権予約契約 (Agreement for Lease) を締結する。リース権予約契約に基づき、事業者は、期間内 (原則 10 年) に開発許可 (Development Consent Order) (以下 2.において「DCO」という。) を含む必要な許認可をすべて取得する等の前提条件をすべて充足し、予約完結権を行使することで、正式なリース契約 (期間約 60 年) が成立することとなる。

リース契約締結 (予約完結権の行使) のための前提条件には、以下のものが含まれる<sup>7</sup>。

- ① 事業に必要な許認可及び同意がすべて取得されていること。
- ② 正式なリース契約において求められるすべての保険がリース契約開始日から有効となること。
- ③ 海域 1km<sup>2</sup>あたりの発電容量 (capacity density) が一定以上確保される見込みであること。

リース権予約契約期間中、事業者は、Crown Estate に対する情報提供、開発等の進捗状況の報告、定められた期限までに一定のマイルストーンを達成すること、撤去計画について Crown Estate の承認を得ること等、様々な義務を負うこととされており、重大な義務違反があった場合、Crown Estate はリース権予約契約を解除することができる。とされる。

## 2.2 EEZ における海域利用制限及び権利付与に関する論点

### (1) EEZ における海域利用制限及び権利付与の法的根拠等

英国においては、国王 (Crown) は領海に主権を有し、また EEZ を風力発電に利用する権利も独占的に有している。この権利は、国王 (Crown) から Crown Estate に付託されており<sup>8</sup>、Crown Estate によって行使される<sup>9</sup>ため、かかる権利に基づき、Crown Estate は洋上風力発電事業者に海域のリースを行うこととされている。したがって、EEZ において洋上風力発電事業を行うためには、Crown Estate から海域リースを受ける必要があり、海域リースを受けない限り、洋上風力発電事業を EEZ において営むことはできない。

### (2) 海域リースを行わないエリアに関する規制の有無

すべての洋上風力発電プロジェクトは Crown Estate から海域のリースを受ける必要

<sup>7</sup> The Crown Estate Scotland Model Option Agreement

<sup>8</sup> Crown Estate Act 1961

<sup>9</sup> s.84 Energy Act 2004; s.41(3) Marine and Coastal Access Act 2009 and the Exclusive Economic Zone Order, SI 2013/3161

がある（リースを受けない限り洋上風力発電事業を実施できない。）。上記のとおり、Crown Estate がすべてのエリアの独占権を有していることを根拠とする。

### (3) 安全水域の設定方法

安全水域は、事業者による申請か又は政府のイニシアティブか、いずれか早い方によって設定される<sup>10</sup>。設定時期に法律上の制限はなく<sup>11</sup>、また法律上の要請もない。

政府ガイドライン上は、①建設期間中、②大規模修繕期間中、③廃止作業中に設定されることが最も一般的であるとされている。これらの期間については、該当する風力発電機から半径 500m が安全水域として設定される一方、運営期間中は半径 50m が安全水域とされる<sup>12</sup>。航行への影響を最小限とするため、前者の安全水域は工事等の対象となる風車ごとに持ち回りで設定されるのが一般的である。

## 2.3 海域リースに関する論点

### (1) 海域リース権の用途制限

上述のとおり、英国においては海域リースを Crown Estate との間でリース契約を締結することによって確保することとされているため、用途制限も当該リース契約の定めに従うこととなる。EEZ における洋上風力発電事業を目的とするリース契約においては、原則として、事業者が当該海域を風力発電設備の設置、発電、充電以外の目的で使用することは許されていない。例えば、当該風力発電設備から発電される電気をを用いて海域内で水素製造を行う行為も、通常許容されておらず、かかる行為を行う場合には、リース契約上で明示的に許容される必要がある。

### (2) 海域リース権付与に伴う事業者の義務履行の規定

リース契約上、事業者は様々な義務を負うこととなる。代表的なものとしては、リース料支払、リース料支払のための担保提供、期日までの工事の施工、環境上の制約、必要な保険の付保、一定の Change of Control 条項、発電設備の撤去義務等が挙げられる。

### (3) 海域リース権の取消規定

上記(2)で定めた事業者の義務はリース契約上の義務であるため、期日までに完工しない場合や、リース料の不払がある場合、Crown Estate はリース契約上の解除権を有することとなる。また、かかる義務違反の場合に加え、リース契約において「政府が、石油・ガス工事のために必要があるとした場合」には解除することができる旨の条項が含まれて

---

<sup>10</sup> Section 95 Energy Act 2004

<sup>11</sup> Section 95(1) Energy Act 2004.

<sup>12</sup> Regulation 2 of the 2007 Regulations.

いる。ただし、この場合には石油・ガス事業者から風力発電事業者に対し適切な金銭補償がなされることが条件であるとされる。

#### (4) 罰則規定

上記のほか、事業者には洋上風力発電設備を撤去する義務がある<sup>13</sup>。撤去計画の提出と遵守は法律上の義務<sup>14</sup>であり、それに従わない場合には刑事罰があり得る。

## 2.4 EEZに関する詳細ルール

### (1) 地方自治体の関与

原則として、EEZの利用に際して地方自治体の関与は想定されていない。一方、関連する陸上設備部分（陸上の変電所等）については、地方自治体の許可が必要になる場合があり得る。

### (2) 利害関係者の特定及び調整方法

#### ア. 概要

100MW以上の洋上風力発電事業は、国家的に重要なプロジェクト（Nationally significant infrastructure project）と位置付けられており、EEZにおいてかかる規模の事業を営むためには、Crown Estateからのリースのほか政府からDCOを受ける必要がある<sup>15</sup>。このDCOが得られれば、洋上の変電所・海底ケーブル・陸上設備等の設置許可が得られたことになる<sup>16</sup>。

事業者がDCOを申請する際には、関係各所（The Crown Estate, the Health and Safety Executive, the Environment Agency, the Maritime Coastguard Agency, the Civil Aviation Authority, the Secretary of State for Defence, the police and crime commissioners, relevant Highways Authority, the Secretary of State for Transport, the Scottish Fisheries Protection Agency and the Joint Nature Conservation Committee等）と協議を行う必要がある<sup>17</sup>。また、DCOの申請者は、地元住民との実施方法等に関する計画を作成し、28日間以上のパブリックコメント期間を設けた上、当該計画にしたがって協議を行う必要がある<sup>18</sup>。英国においては、このプロセスを通じて、利害関係者の特定・協議が行われている。

#### イ. 具体的方法

(ア)イングランド・北アイルランド・ウェールズ

<sup>13</sup> Section 104 Energy Act 2004.

<sup>14</sup> 従わない場合には政府による回復措置と費用請求もあり得る。Section 105 Energy Act 2004.

<sup>15</sup> Sections 14 and 15 Planning Act 2008.

<sup>16</sup> Section 33 Planning Act 2008.

<sup>17</sup> Section 49(2) Planning Act 2008.

<sup>18</sup> Section 47 Planning Act 2008

イングランド・北アイルランド・ウェールズにおいては、開発事業者が、許認可手続の前に、法令上の機関、地方自治体、地域コミュニティ、プロジェクトから影響を受けるすべての人と正式にコンサルテーションを実施する必要があるとされ、開発事業者は、コンサルテーション期間中、すべての意見を検討する必要がある。

正式なコンサルテーションは公示され、地域コミュニティは、通常、メール、プロジェクトのウェブサイト、コンサルテーションイベントにて意見提出可能であるとされている。

#### (イ)スコットランド

スコットランドにおいては、開発事業者は、許認可手続の前に、利害関係人と正式に協議する必要はないが、Marine Scotland は、非公式協議を強く奨励している。

### (3) 洋上風力に対する課税に関する規定

英国においては、洋上風力事業に関する特別な課税ルールは存在しない。通常の法人税の対象となる一方、地方税の対象とはならないとされている。

### (4) 占用料、リース料の徴収に関する規定

第3次海域リース権公募（Round 3）までは、洋上風力発電所が操業し、収益を上げた時点で支払われる年間リース料のみ徴収されていた。建設中は、MWh あたり約£0.90 の最小期待生産量（minimum expected production）であり、運用中は原則総収益の2%とされていた。

第4次リース権公募（Round 4）以降は、リース権予約契約段階においては、事業者はリース料という形式ではなく CPI に連動する予約完結権代金（Option Fee）を支払うという方式が採用された<sup>19</sup>。この予約完結権代金は、事業者が最終的な計画許可を得るまで（最大10年かかる可能性がある。）毎年支払われ、その後、CfD オークションに入札する必要がある（2021年の入札における落札額は76ポンド/kW/年~154ポンド/kW/年。）。事業者は、プロジェクトにおいて建設開始の準備ができた段階で、この予約完結権を行使し、Crown Estate と60年間のリース契約を締結する。リース契約段階においては、商業運転開始までは備忘価格である一方、商業運転開始後は発電出力に応じたリース料（最低価格の定めあり）を支払う必要がある。

### (5) 警察権の行使に関する規定

英国では、Royal Navy と Marine Scotland Compliance が EEZ における警察活動を行うこととされている。

---

<sup>19</sup> The Crown Estate Round 4 Information Memorandum

## (6) EEZ から国内に送電する場合の扱い（輸入該当性、関税の適用の有無）

現時点では、EEZ からの国内への送電は輸入と捉えられてはいない。ただ現在、英国は他国との海底ケーブルに関する法規制を検討中である。このケーブルは洋上風力発電設備同士を接続することも想定され、そうなった場合には、この議論に影響する可能性がある。

## 2.5 洋上風力発電に関する安全保障上の論点

MOD は、海域リース設定に際して、防衛上特に慎重な検討を要する場所等について、Crown Estate に対してインプットを行うことができるとされている。例えば、第 4 次海域リース公募 (Round 4) においては、MOD の射撃場と演習場が海域候補から除外されている<sup>20</sup>。

また、上記のとおり、MOD は、DCO 申請にあたっての法定の協議機関であるため、DCO 申請に係る協議の中で国防に影響を与える可能性がある事由が発見された場合、MOD 及び事業者がその影響を緩和し解決する手法を検討することとされている<sup>21</sup>。DCO の取得に際しては、風力発電事業者が、MOD や飛行場の運営者等との間で、風力発電事業がレーダーシステムに与える悪影響を緩和又は除去するために講じる措置及びそのための事業者による金銭的負担について定める契約 (Radar Mitigation Agreement) を締結することが要件とされることもある。Radar Mitigation Agreement の内容はプロジェクトごとに固有のものである。

## 2.6 その他—サプライチェーン

英国の洋上風力産業界は、2030 年以降に稼働を開始する国内プロジェクトのライフサイクルを通じた英国内標準調達比率を 60%にする目標を持ち、とりわけ CAPEX 段階（製造、建設段階）における調達比率の拡大に重点を置き、2019 年からの 10 年間で最大 2.5 億ポンドのサプライチェーンの投資を行うとしている<sup>22</sup>。

この目標達成の主な政策措置が、新規洋上風力開発プロジェクト入札時に義務づけられているサプライチェーン計画 (Supply Chain Plan)（以下 2.において「SCP」という。）の提出である。英国政府の洋上風力発電促進の主要なメカニズムは、CfD であるが、その入札希望者（300MW 以上、浮体式の場合はすべて）は最初に、いかにして現地調達を確保しようとしているかが記載された SCP を提出し、その承認を受けなければならない。また、事業者は、売電開始の条件として、サプライチェーン実施声明 (Supply Chain Implementation Statement) を提出し、その認証を得る必要がある。

<sup>20</sup> The Crown Estate Round 4 Information Memorandum, p19

<sup>21</sup> Guidance, Wind Farms: MOD safeguarding

<sup>22</sup> HM Government, March 2019, Industrial Strategy. Offshore Wind Sector Deal  
<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-wind-sector-deal>

### 3. 米国

#### 3.1 基本制度

##### (1) 事業者選定手続

米国においては、海洋エネルギー管理局（the Bureau of Ocean Energy Management）（以下 3. において「BOEM」という。）が洋上風力発電に適した海域を特定する。BOEM は、Request for Interest（開発候補海域に関心を持つ事業者からの関心表明の受付）、Call for Information and Nominations（関心を持つ開発事業者がいる場合の情報提供の受付）、一般市民や利害関係者からのコメントの収集、タスクフォース（intergovernmental renewable energy task forces<sup>23</sup>）等を通じて優先的な開発海域の特定を行っている。

BOEM は、リース権設定の入札を実施し、1 つの海域ごとに 1 つの事業者を選定する。

##### (2) 支援制度（FIT・FIP 等）

米国においては、連邦法上の支援制度はなく、州には存在するものの、その内容は州ごとに異なる。例えば、ニューヨーク州の場合、ニューヨーク州公益法人（NYSERDA）が事業者から洋上再生可能エネルギー証書を入札により購入し、同証書を州の洋上風力基準を満たすためにグリーン電力証書が必要な電力供給事業者に販売を行っている。同州と発電事業者との間の同証書の購入契約は 20 年又は 25 年間となっている。なお、同州と発電事業者の購入契約においては、1 回限りの証書価格のインフレ調整規定が定められている。

##### (3) 海域リース設定の有無

リース権は、入札により選定された事業者に設定される。リース期間は Preliminary Term、Site Assessment Term、Operation Term に分かれており、それぞれ 1 年、5 年、25 年<sup>24</sup>となっている。BOEM が事業者により策定される Site Assessment Plan（SAP）（以下 3. において「SAP」という。）を承認しない限り、Site Assessment Term は開始されず、BOEM が事業者により策定される Construction and Operation Plan（COP）（以下 3. において「COP」という。）を承認しない限り、Operation Term が開始されない仕組みとなっており、事業者が適時に SAP 及び COP を提出しないとリース期間は終了する<sup>25</sup>。

#### 3.2 EEZ における海域利用制限及び権利付与に関する論点

<sup>23</sup> 連邦政府の他、州、地元自治体等が構成員に含まれている。

<sup>24</sup> 交渉により、より長期に設定されることがある。

<sup>25</sup> ただし、期間の延長を申請することは可能である。

## (1) EEZ における海域利用制限及び権利付与の法的根拠等

連邦政府は、外縁大陸棚（outer continental shelf）<sup>26</sup>において、洋上風力発電プロジェクトを含む再生可能エネルギープロジェクトを規制している。連邦法である外縁大陸棚法（the Outer Continental Shelf Lands Act）は、外縁大陸棚におけるリース権、地役権及び通行権（以下 3. において「リース権等」という。）の設定について規定しており、内務長官<sup>27</sup>が外縁大陸棚におけるリース権等を事業者に設定することができるものとしている。

内務長官は、外縁大陸棚における鉱物探査と開発を管理する責任を負っており、リース権等を付与する権限を有するとともに、必要に応じて規制を策定する権限を有している。内務省内において、内務長官は、洋上風力プロジェクトを含む再生可能エネルギープロジェクトの管理権限を BOEM に委任している。2011 年に、BOEM は、外縁大陸棚におけるリース権等の設定と管理に関する規則<sup>28</sup>を制定した（以下 3. において「BOEM 規則」という。）。

また、外縁大陸棚における洋上風力発電事業にも適用される他の連邦法は多数存在しており、例えば以下の法令がある。

法令名	内容
1899 年河川港湾法 (Rivers and Harbors Act of 1899)	米国の管轄下にある水域において航行の障害となるものを作る場合において、米国陸軍工兵隊の許可を取得しなければならない。
運輸省連邦航空局規則 ( Regulations of the Department of Transportation, Federal Aviation Administration)	地上から 200 フィート以上の工作物を計画する場合において、運輸省連邦航空局へ通知しなければならない。
連邦海産哺乳類保護法 (Marine Mammal Protection Act)	海産哺乳類の捕獲を禁止している。特定の活動及び特定の条件下における海産哺乳類の意図しない捕獲に関する適用除外が規定されており、海洋エネルギー活動に従事する事業者は、一定の条件下での適用除外の認証を申請することができるものとされている。
国家環境政策法 ( National Environmental	連邦政府機関に対して、提案された行動の重大な環境影響を考慮し、その意思決定について公衆に知らせることを義務づ

<sup>26</sup> 外縁大陸棚は、沿岸線から 3 海里又は 9 海里離れた部分から 200 海里（海底の地質的・地理的状況によりそれ以上の場合もある。）までとなっている。米国は UCLOS を批准していないものの、これは、同条約と整合的なものとなっている。

<sup>27</sup> 内務省が所管する理由は、内務省が、1849 年の創設以来、一般的に連邦政府の土地と鉱物資源を管理する責任を有する機関であり、その責任が外縁大陸棚上の海域にも及んでいるためと思われる。

<sup>28</sup> 30 C.F.R. Part 585

Policy Act) 及び施行規則	けている。
--------------------	-------

## (2) 海域リースを行わないエリアに関する規制の有無

内務省の許可なく外縁大陸棚に発電施設を設置することは違法である。BOEM 規則は、リース権等の条件に従っている場合を除き、外縁大陸棚におけるいかなる場所においても再生可能エネルギー資源に由来する電気若しくはその他のエネルギー製品の生産、輸送、又は発電を支援する施設を建設、操業、又は維持することを禁止している<sup>29</sup>。

また、1899 年河川港湾法も適用される可能性がある。この法律は、許可のない限り米国の管轄下にある水域に航行の障害となるものを作り出すことを禁止している<sup>30</sup>。

## (3) 安全水域の設定

外縁大陸棚法は、沿岸警備隊に対し、洋上風力発電施設及び隣接水域におけるエネルギー施設及び隣接水域における生命・財産の安全確保に関する警告装置、安全装置、その他の事項について規制する権限を付与している<sup>31</sup>。

沿岸警備隊は、当該権限に基づき、外縁大陸棚のエネルギー施設周辺の安全水域を規制する規則<sup>32</sup>を制定している。この規則には、安全水域における一般的な規定のほか、特定の施設に関する規定も含まれている。一般的な事項として、連邦官報に規則作成案を公表し、利害関係者に意見提出の機会を提供することにより、外縁大陸棚における建設、維持、又は操業されるあらゆる施設に関して、安全水域の設定と必要な規制を設けることができるものと規定されている<sup>33</sup>。なお、安全水域は、特定の施設から最大 500 メートルの範囲内で設定される<sup>34</sup>。

### 3.3 海域リースに関する論点

#### (1) 海域リース権の用途制限

外縁大陸棚法において、生産されたエネルギーの用途についての制限は見当たらない。

#### (2) 海域リース権付与に伴う事業者の義務履行の規定

BOEM 規則には、洋上再生可能エネルギーのリース権等に関連して、事業者の一般的な責任として次の事項が定められている。

---

<sup>29</sup> 30 C.F.R. § 585.104

<sup>30</sup> 33 U.S.C. § 403(a)

<sup>31</sup> 43 U.S.C. §1333(d)

<sup>32</sup> 33 C.F.R. Part 147

<sup>33</sup> 30 C.F.R. § 147.10(c)

<sup>34</sup> 30 C.F.R. § 147.15

- ① 適用法令、リース条件等を遵守すること<sup>35</sup>
- ② 安全性を確保し、自然資源を過度に害さないような設計とすること<sup>36</sup>
- ③ BOEM 規則に従い、申請・計画・通知等の提出物を BOEM に提出すること<sup>37</sup>
- ④ 適用される金銭の支払を期限内に行うこと<sup>38</sup>

また、BOEM 規則には次のような具体的な義務についても定められている。

- ① 入札保証金又取得手数料、リース料、オペレーティング・フィー等の支払義務<sup>39</sup>
- ② リース条件等の遵守を保証するための最低 10 万ドル以上のリース専用保証金又は同等の証書の提出義務<sup>40</sup>
- ③ プロジェクトの様々な段階において、BOEM に様々な計画書を提出する義務及び BOEM の承認を取得する義務<sup>41</sup>

### (3) 海域リース権の取消規定

#### ア. 一時中止

BOEM は、次の場合、リース権を一時中止することができる。

- ① リース権者の要請がある場合<sup>42</sup>
- ② 司法命令又は国家安全保障若しくは国防上の理由による必要性に対応するための BOEM による命令の場合<sup>43</sup>

また、安全環境執行局（Bureau of Safety and Environmental Enforcement）（以下 3. において「BSEE」という。）は、活動の継続が環境破壊の脅威となる場合、操業を一時停止させることができる<sup>44</sup>。

#### イ. 中止命令

BSEE は、事業者が、適用法令等、リース権・計画の条件又は BSEE 若しくは BOEM の承認の条件に違反している場合には、違反通知書を出すことができる。通知書には、是正の内容及び是正期間が記載されており、事業者が当該是正期間内に是正しない場合、BSEE は、違反が是正されるまでの間、当該リースに関する事業者のすべての活動について停止命令を出すことができる<sup>45</sup>。

<sup>35</sup> 30 C.F.R. § 585.102(b).

<sup>36</sup> 30 C.F.R. § 585.105(a)

<sup>37</sup> 30 C.F.R. § 585.105(b)

<sup>38</sup> 30 C.F.R. § 585.105

<sup>39</sup> 30 C.F.R. § 585.500 以下

<sup>40</sup> 30 C.F.R. § 585.515 以下

<sup>41</sup> 30 C.F.R. § 585.620 以下

<sup>42</sup> 30 C.F.R. § 585.415(a).

<sup>43</sup> 30 C.F.R. §§ 585.415(b), 585.17. 30 C.F.R. §§ 585.415(b), 585.17.

<sup>44</sup> 30 C.F.R. § 285.417(a)(2)

<sup>45</sup> 30 C.F.R. § 285.401, § 285.402.

## ウ. 取消

内務長官は、次の場合、リース権等を取り消すことができる<sup>46</sup>。

- ① 詐欺又は虚偽によりリース権等が取得された場合
- ② 事業者が外縁大陸棚法又は BOEM 規則に違反しており、かつ BOEM による是正通知後 30 日間違反状態が続いていると内務長官が判断したとき
- ③ 事業者が計画に基づく商業運転又は承認された活動を終了したと内務長官が判断したとき
- ④ 国家安全保障又は国防上必要なとき
- ⑤ リース権等に基づく活動の継続が、天然資源、生命、財産、環境又は歴史的若しくは考古学的に重要な対象物に害を及ぼし、その脅威が合理的期間内に消滅しないか、許容できる程度に減少しないと内務長官が判断したとき

## (4) 罰則規定

外縁大陸棚法には、民事制裁金及び刑事罰（罰金及び禁固刑）の規定がある。

### ア. 民事制裁金

外縁大陸棚法、同法に基づいて設定されたリース権等の条件、外縁大陸棚法に基づいて制定された規則や命令に違反した者が、是正通知を受領後、是正措置のために認められた合理的期間を経過したにもかかわらず、是正を行わない場合<sup>47</sup>には、当該者は違反が継続している日数ごとに 1 日当たり 20,000<sup>48</sup>ドル以下の民事制裁金を負担する<sup>49</sup>。

### イ. 刑事罰

意図的かつ故意に次の行為を行った者は、10 万ドル以下の罰金若しくは 10 年以下の禁固刑又はその両方が課されることがある<sup>50</sup>。

- ① 外縁大陸棚法、同法に基づいて設定されたリース権等の条件、外縁大陸棚法に基づいて制定された規則・命令に違反すること
- ② 外縁大陸棚法に基づき要求される提出書類において虚偽の陳述を行うこと
- ③ 外縁大陸棚法に基づいて要求される監視装置を改ざんすること
- ④ 外縁大陸棚法に基づいて機密保持が要求される事項を漏洩すること

## **3.4 EEZ に関する詳細な論点**

---

<sup>46</sup> 30 C.F.R. § 585.422

<sup>47</sup> 違反が深刻で、回復不能な場合又は差し迫った危害や損害の脅威がある場合には、是正措置期間満了の要件に関係なく制裁金が課される場合がある。

<sup>48</sup> インフレによる調整がなされる。43 U.S.C. § 1350(b)(1)。

<sup>49</sup> 43 U.S.C. § 1350(b)(2)

<sup>50</sup> 43 U.S.C. § 1350(c)

## (1) 地方自治体の関与

外縁大陸棚法は、内務長官に対し、リース権等により影響を受ける州及び地方自治体と調整し、協議することを義務付けている<sup>51</sup>。

ここでいう影響を受ける州及び影響を受ける地方自治体については、BOEM 規則において次のいずれかに該当するものをいうと定義されている<sup>52</sup>。

- ① エネルギーの収集、送電、配電を行う場所、又は承認された活動から派生する製品、サービスの受領、加工、精製、積替を行う場所又はその予定の場所
- ② 承認された活動の支援拠点として使用される、又は使用される予定の場所
- ③ 承認された活動により、土地や水域の利用に重大な影響を及ぼす可能性がある場所

BOEM は、リース権を設定する前に、関係する連邦政府機関、影響を受ける州知事、地方自治体の幹部等との間で協議するものとされている<sup>53</sup>。また、リース海域の分析・評価を行う海域を特定するとき、非競争的なリースの要請の評価をするとき、提出された各種計画書を検討するとき、事業者の活動が他の法令に基づく協議を惹起するときには、BOEM は、強制的に上記の者と協議しなければならないものとされている<sup>54</sup>。さらに、事業者が海洋エネルギー資源の探査、開発、又は生産のための計画を BOEM に提出し、その計画が州の沿岸地帯に影響を及ぼす場合、関連する州政府の機関が計画を検討し、BOEM の承認に同意するまで、BOEM は当該計画を承認することはできない<sup>55</sup>。

## (2) 利害関係者の特定及び調整方法

上記(1)の「影響を受ける州」又は「影響を受ける地方自治体」の特定は、事業者が提出する具体的な開発・操業計画、及び BOEM によるリース区域の特定を含む様々な要因に左右される<sup>56</sup>。影響を受ける州や地方自治体を特定するための BOEM の主な手段の一つは、「政府間再生可能エネルギータスクフォース」を通じたものである。BOEM は、風力開発地域を特定し、洋上風力開発を調整し、利害関係者と情報を交換するために、これらのタスクフォースを創設しており、多くの場合、これらのタスクフォースには州や地方自治体が含まれている。

BOEM が民間団体と協議しなければならないとする明確な規定はない。もともと、外縁大陸棚法又は BOEM 規則で定められている様々な要件を満たすために民間関係者と協議を要することはある。例えば、同規則において BOEM は、リース権のための環境分析

<sup>51</sup> 43 U.S.C. 1337(p)(7); see also 43 U.S.C. 1345.

<sup>52</sup> 30 C.F.R. § 585.113

<sup>53</sup> 30 C.F.R. § 585.203

<sup>54</sup> 30 C.F.R. § 585.211、30 C.F.R. § 585.231、30 C.F.R. § 585.613(c)、30 C.F.R. § 585.628(d)、30 C.F.R. § 585.648(c)、30 C.F.R. § 585.701(c)、(d)、30 C.F.R. § 585.703(a).

<sup>55</sup> 16 U.S.C. § 1456(c)(3)(B).

<sup>56</sup> なお、調べた限り、「影響を受ける州」「影響を受ける地方自治体」がないと判断された事例は見当たらない。

や配慮のためのエリアを特定しなければならないとされているが、これを実施するために、連邦政府機関、州政府機関、地方自治体機関、原住民の部族のほか、民間関係者も含む利害関係者と協議を行っている。

### (3) 洋上風力に対する課税に関する規定

洋上風力プロジェクトには通常の連邦税が課されるが、例えば、次のような洋上風力プロジェクトのための控除がある（2022年インフレ削減法<sup>57</sup>）。

クリーンエネルギー生産税額控除	風力発電施設（陸上・洋上）の所有者及び開発者は、一定の条件を満たせば、稼働後10年間、毎年送電網に供給される電力1キロワットごとに連邦所得税額控除を申請することができる <sup>58</sup> 。
クリーン電力投資税額控除	風力発電施設（陸上・洋上）の所有者及び開発者は、一定の条件を満たせば、投資額に基づく連邦所得税額控除を一度だけ申請することができる。

州や地方自治体の税については州や地方自治体によって大きく異なる。一般的にいえば、州の法人税等は、州内で発生した所得や売上総額に課税される場所、外縁大陸棚の洋上風力発電施設については、エネルギーの販売から得られる所得に対して、当該州に配分される範囲内で課税されるものと考えられる。

### (4) 占用料、リース料等の徴収に関する規定

占用料等、リース料等に関する規定は次のとおりである。

入札保証金	入札額の20%又は最終販売通知（final sale notice）において定められた金額を納入する。また、落札時には入札金額と相殺される <sup>59</sup> 。
取得手数料（非競争的なリースの場合）	1エーカー当たり0.25ドル（又は別途指定された金額）を納付しなければならない <sup>60</sup> 。
商業リースの場合のリース料	1年1エーカー当たり3ドル（最終販売通知において別途定められた場合を除く。） 当該発電施設が商業運転開始するまでの間、年初に支払う <sup>61</sup> 。
運営手数料	発電施設が商業運転開始した場合には、規則にしたがって算定さ

<sup>57</sup> Pub. L. 117-169, 136 Stat. 1818

<sup>58</sup> IRA § 13701

<sup>59</sup> 30 C.F.R. § 585.501

<sup>60</sup> 30 C.F.R. § 585.502.

<sup>61</sup> 30 C.F.R. § 585.503.

(operating fee)	れる運営手数料を毎年支払う <sup>62</sup> 。
-----------------	-------------------------------

また、BOEM は、適格プロジェクトから得られるボーナス、取得手数料、リース料、運営手数料の 27% を適格沿岸州（プロジェクトの地理的中心から 15 マイル以内の沿岸州）に分配する<sup>63</sup>。

#### (5) 警察権の行使に関する規定

沿岸警備隊は、連邦法を執行し、公海及び米国の管轄下にある水域における生命及び財産の安全のための規則を公布し、執行する権限を有している<sup>64</sup>。また、沿岸警備隊は、公海及び米国の管轄下にある水域における連邦法違反に関し、質問、調査、検査、捜索、押収及び逮捕する権限を有している<sup>65</sup>。

外縁大陸棚法は、沿岸警備隊、内務省及び工兵隊に外縁大陸法に基づき制定される安全・環境規則を執行することを特に義務付けている。沿岸警備隊は、規則を制定し、特に外縁大陸棚において従事する船舶、リグ及びその他の構造物を検査するための体制や外縁大陸棚における活動の結果生じる事項を調査するための体制を定めている<sup>66</sup>。

#### (6) EEZ から国内に送電する場合の扱い（輸入該当性、関税の適用の有無）

外縁大陸棚において発電され、米国に送電される電力についての関税は特に見当たらない。

### 3.5 洋上風力発電に関する安全保障上の論点

BOEM が国防総省又は他の国家安全保障機関と協議することを明文上求める BOEM 規則はない。もっとも、以下のような場合等一定の状況においては、国防総省又は他の国家安全保障機関と協議することがある。

- ① BOEM がリース権を発行する前に省庁間協議を行っており、当該リースが軍事的に重要な地域内又はその近くにある場合
- ② BOEM が国家安全保障又は防衛上の理由によりリース権を一時中止する場合
- ③ BOEM が国家安全保障又は防衛上の理由によりリース権を取り消す場合

国防総省は、外縁大陸棚の大部分の調査を行い、風力発電と軍事利用の適合性の評価を行っており、洋上風力施設と軍事施設との間の著しい対立が生じる地域を風力発電施設排除地域として分類している。

<sup>62</sup> 30 C.F.R. § 585.506

<sup>63</sup> 30 C.F.R. § 585.540

<sup>64</sup> 14 U.S.C. § 102(1), (3)

<sup>65</sup> 14 U.S.C. § 522(a)

<sup>66</sup> 33 C.F.R. § 140.101 以下、33 C.F.R. § 140.201 以下

また、対米外国投資委員会は、国家安全保障上の懸念が生じたり、重要なインフラに関与する可能性のある外国人による米国の事業や資産の支配をもたらす可能性のある取引や投資を審査、調査、阻止する権限を有する省庁間委員会である。そして、2018年外国投資リスク審査近代化法（the Foreign Investment Risk Review Modernization Act）により、管轄権が拡大し、対米外国投資委員会は、「対象不動産取引」に対する管轄権を有している。これには、「対象不動産」の購入やリースも含まれている。なお、「対象不動産」は対象港湾内の、特定の軍事施設から一定の距離内にある、地下・水中の土地や構造物を含む土地を含むものと定義されている<sup>67</sup><sup>68</sup>。対米外国投資委員会は国防総省、国家情報長官、国土安全保障省、国務省を含む9つの米国政府機関の代表で構成されているため、国防総省及びその他の国家安全保障機関は、リースの取引の審査への参加を通じて、洋上風力発電事業のリースに関与することが可能となっているように思われる。

---

<sup>67</sup> 50 U.S.C. § 4565(a)(4)(b)(ii); 31 C.F.R. § 802.211, .212, .301.

<sup>68</sup> ただし、対米外国投資委員会規則により海岸線から12海里以内の不動産に限定されている。C.F.R. § 800.211, .217, .238.

## 4. ドイツ

### 4.1 基本制度

#### (1) 事業者選定手続

ドイツにおいては、2021年2月に制度が変更され、政府が開発海域を選定・特定し、戦略的環境アセスメントやサイト調査を実施した上でそのデータを公表し、海域利用権限と経済的支援を1回の入札で決定するセントラル方式を採用している。

すなわち、ドイツにおいては、EEZ内の海洋空間計画(MSP)を担当する連邦海運・水路庁 (*Bundesamt für Seeschifffahrt und Hydrographie*) (以下4.において「BSH」という。)がサイト開発計画 (*Flächenentwicklungsplan*) (以下4.において「サイト開発計画」という。)を管轄する。サイト開発計画には、①開発海域と入札対象となるサイト、②入札スケジュール、③サイトの想定容量、④プロジェクトの運転開始年、⑤送電システムインフラの設置場所が含まれる。BSHは、海洋空間計画の情報や一般市民、ステークホルダー、組織、関連機関との協議によりサイト開発計画を作成する。

その後、連邦ネットワーク庁(*Bundesnetzagentur*) (以下4.において「BNetzA」という。)が再生可能エネルギー法 (*Erneuerbare-Energien-Gesetz*) (以下4.において「EEG」という。)及び洋上風力発電法 (*Windenergie-auf-See-Gesetz*) (以下4.において「WindSeeG」という。)に基づき入札を実施する。入札方式は開発海域の利用権限と経済的支援(マーケットプレミアム制度)を一体化した競争入札であり、最も低い補助金額で応じた開発事業者が落札する。落札者は、電力購入契約、系統接続契約、入札サイトの計画許可手続を行う独占権を付与される。

2021年以降に実施された入札においては、各区域で最も低い補助金価格を入札した事業者が選定される<sup>69</sup>。また、2021年の改正 WindSeeGによって、複数の補助金ゼロの入札があった場合は、抽選によって選定されることが加えられた<sup>70</sup>。落札者は、上記独占権に加え、当該補助金額を20年間受け取る資格が与えられる。

#### (2) 支援制度 (FIP、FIT 等)

ドイツにおいては、2000年のEEGの施行によって、電力会社に対してFIT制度が義務づけられ、2012年改正EEGにおいて、FIP制度(市場プレミアムは市場参照価格と固定買取価格から算出)のオプションも導入された。また、2014年改正EEGにおいて、一定の規模以上の新規再エネ設備を対象にFIP制度が義務化され、2017年改正EEGから競争入札によって補助される価格が決められるFIP制度となり、洋上風力発電設備もFIP制度

---

<sup>69</sup> Ibid., Section 23

<sup>70</sup> Watson Farley & Williams (December 3, 2020). “Amendment to the Offshore Wind Act”

の対象に含まれている<sup>71</sup>。

### (3) 海域リースの設定の有無

ドイツにおいては、EEZ 内での海域利用に関して、リース権は設定されない。EEZ 内での海域利用に必要な手続は下記 4.2(1)で述べる「計画承認」のみであり、リースは必要とされていない。

## 4.2 EEZ における海域利用制限及び権利付与に関する論点

### (1) EEZ における海域利用制限及び権利付与の法的根拠等

#### ア. EEZ において事業者に付与される権利の法的根拠

EEZ 内での洋上風力発電所の建設及び運営には、BSH による WindSeeG に基づく「計画承認」(*Planfeststellung*) (以下 4. において「計画承認」という。)の取得が必要とされている<sup>7273</sup>。

計画承認の取得手順は、以下の 4 段階を踏む<sup>74</sup>。

- ① 事業者は、落札後 1 年以内に、BSH に計画許可申請を提出。
- ② 事業者は、審査会において BSH にプロジェクトを説明。BSH は事業者が次回会議で用意すべき文書を決定。
- ③ 事業者は、審査会で、BSH から提示された文書を用意。通常、以下のような文書を用意。
  - ・生息地影響評価
  - ・航行リスク分析
  - ・漁業への影響評価
  - ・地球物理学・気象学・海洋学的な状況に関する技術文書
  - ・プロジェクトによる環境影響を管理するための洋上風力発電所の技術設計及び緩和策について詳細に記述された EIA
- ④ BSH に文書提出後、一般市民や利害関係人は、当該文書に対しコメント可能。その後、公聴会を開催。
  - ・調査結果やプロジェクトの影響について、すべての利害関係人が討論することが可能。

<sup>71</sup> Renewable Energy Sources Act (EEG 2017), Section 22)

<sup>72</sup> Sec.66 para 1 sent 1 WindSeeG

<sup>73</sup> 他方、領海内における洋上風力発電所の建設及び運営には、連邦排出ガス規制法 (*Bundes-Immissionsschutzgesetz*) に基づく許可 (*Genehmigung*) が必要とされている (Sec 4 *Bundes-Immissionsschutzgesetz*)。この許可は、各ドイツ沿岸連邦州 (*Bundesland*) が発行する。

<sup>74</sup> <https://www.erneuerbare-energien.de/EE/Navigation/DE/Technologien/Windenergie-auf-See/Genehmigung/genehmigung.html#doc153208bodyText1>

- ・（必要であれば、）事業者は追加文書を作成・提出。
- ・プロジェクトが輸送の安全性・容易性、国家の安全、海洋環境又は公共利益に悪影響を及ぼさないと判断された場合、事業者に対し計画許可を付与。

BSH は、25 年間の計画許可を付与する。また、通常、5 年間延長のオプションが付与される。さらに、計画許可の一環として、事業者が遵守すべき以下の追加要件が指定される。

- ・安全な建設作業の実施、最新の建設技術の利用、安全・保護コンセプトの提出
- ・照明、レーダー、自動船舶識別装置(AIS)を備えたシステム
- ・できるだけ環境にやさしい素材や反射防止加工されたコーティングを利用
- ・衝突を緩和する基礎の利用
- ・建設中の騒音軽減策や、安全な解体計画の証明の提出

#### イ. 海洋利用に関する国家計画

ドイツにおいては、海洋利用に関する国家計画として、より一般的な計画（下記(ア)参照）と海洋開発に関する具体的な計画（下記(イ)参照）がある。

(ア) 行政計画の最高レベルは、空間計画法(*Raumordnungsgesetz*)（以下 4.において「ROG」という。）に基づく空間構造計画(*Raumordnungsplan*)である<sup>75</sup>。空間構造計画は、ドイツの EEZ に関する全体的な戦略を定める中心的な計画手段であり、経済発展、環境保護、国際協力、海運、エネルギー、研究、国家安全保障等、海洋利用に関するあらゆる事項を網羅している。現在の空間構造計画は 2021 年に連邦内務省(BMI)により発行されたものである。同計画は、BSH が最初のステップを準備し、BMI が隣接する州や国との調整を行う。同計画は、(i)陸と海の相互依存関係、(ii)国家安全保障、(iii)安全保障と航行の容易性、(iv)海洋の商業利用、(v)科学的利用、(vi)海洋生態系の保護、といった側面を考慮しなければならない。BMI は、計画の影響を受ける他の連邦省庁の承認を求めなければならない。

(イ) 洋上風力発電所に関しては、2023 年の用地開発計画 (*Flächenentwicklungsplan*) があり、2026 年 1 月 1 日以降に稼働する洋上風力発電所に適用される。この計画は、許認可に関する側面をカバーするものであり、空間構造計画の規定に従わなければならないとされている。BSH は BNetzA 及びドイツ連邦自然保護庁 (*Bundesamt für Naturschutz*)（以下 4.において「BfN」という。）、連邦水路水運総局 (*Generaldirektion Wasserstraßen und Schifffahrt*)（以下 4.において「GDWS」という。）及び隣接する沿岸連邦州（北海に関するニーダーザクセン州、北海及

<sup>75</sup> Sec17 ROG

びバルト海に関するシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州、バルト海に関するメクレンブルク＝西ポメラニア州)と連携して、用地開発計画を作成する<sup>76</sup>。用地開発計画は、原則として EEZ にのみ適用されるが、ある側面においては領海にも適用される<sup>77</sup>。

さらに、ブレーメン州、ハンブルク州、メクレンブルク＝西ポメラニア州、ニーダーザクセン州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州、系統運用者（以下 4. において「TSO」という。）が署名した 2022 年洋上風力発電実現協定（*Offshore-Realisierungsvereinbarung*）等、法的拘束力のない政策計画やイニシアチブもある。これは非常にハイレベルな文書であり、GW 目標やスケジュール等、各当事者の一般的な洋上風力戦略が記載されている。

## (2) 海域リースを行わないエリアに関する規制の有無

EEZ 内のすべての洋上風力発電所の建設及び運営は、上述の入札手続及び計画承認の対象となっている。

## (3) 安全水域の設定方法

EEZ における安全水域は、BSH が一般命令という形で行政行為によって設定する<sup>78</sup>。また、船舶の安全を確保するために EEZ 内に安全水域を設定する必要がある場合は、GDWS の同意が必要とされている<sup>79</sup>。

安全水域は、洋上風力発電所の外周から 500m までの範囲に設定しなければならない。

安全水域設定のタイミングについて明文の規定はないが、建設の開始から撤去の完了まで洋上風力発電所の建設、運営の全期間にわたり安全水域の設定が必要と解されている。

## 4.3 海域利用権限に関する論点

### (1) 海域利用権限の用途制限

WindSeeG は、発電電力の系統への供給以外の目的での利用の可否について明文で規定していないが、WindSeeG に基づく入札手続は系統への電力供給を前提に設計されている。

発電された電力が他のエネルギー生産（水素等）に使用される地域は、BSH による特

---

<sup>76</sup> Sec 6 para7 WindSeeG

<sup>77</sup> Sec5 para1 WindSeeG

<sup>78</sup> sec. 74 para. 1 sent. 1 WindSeeG

<sup>79</sup> sec. 74 para 1 sent. 2 WindSeeG

別な入札手続の対象になる<sup>80</sup>。この入札手続の対象となるのは、用地開発計画によって他のエネルギー生産用地（*Bereiche zur sonstigen Energiegewinnung*）と定義された地域のみである。2023年に向けた現在の用地開発計画では、102平方キロメートルの北海海域が、約1,000メガワットの風力エネルギーと電解能力を持つ他のエネルギー発電のためのエリアとして設定されている。ドイツにおいては、洋上風力発電における水素製造の全体的な規制はまだ確定していない。

### (2) 海域利用権限付与に伴う事業者の義務履行の規定

計画承認には、通常、以下のような付帯条項が付される。

- ・海上及び航空交通の安全を確保するために、洋上風力発電所を特定の方法で建設及び表示しなければならない。
- ・BSH が定めた基準（「洋上風力タービンの海洋環境への影響に関する標準調査」（*Standard Untersuchung der Auswirkungen von Offshore-Windenergieanlagen auf die Meeresumwelt*）に従った建設及び運転期間中に環境モニターを実施しなければならない。
- ・以下のようなマイルストーン<sup>81</sup>を達成しなければならない。
  - ① グリッドアワードが発行されてから 12 カ月後又は 24 カ月後：計画書類の提出（マイルストーン 1）
  - ② 拘束力のある完了日から 2 ヶ月後：既存の資金調達の証明（マイルストーン 2）
  - ③ 拘束力のある完了日の 6 ヶ月前：着工（マイルストーン 3）
  - ④ 拘束力のある完了日において、少なくとも 1 基の風力タービンの技術的運転準備完了（マイルストーン 4）
  - ⑤ 拘束力のある完了日から 6 ヶ月後：風力発電所全体の技術的な運転準備完了（マイルストーン 5）
- ・計画承認が失効した後、洋上風力発電所の解体・撤去義務を確実にするために、解体費用をカバーする担保を提供しなければならない。

### (3) 海域リース権の取消規定

計画承認は、計画承認の対象となる発電所が 1 年以上操業されなかった場合、又は計画承認に規定された条件が期限内に充足されなかった場合に取り消される場合がある<sup>82</sup>。

計画承認が効力を失った場合、その理由の如何を問わず、施設を撤去しなければならない<sup>83</sup>。事業者は、施設の撤去義務が発生してから 12 ヶ月以内に施設を撤去しなければな

---

<sup>80</sup> Sec. 92 WindSeeG

<sup>81</sup> Sec. 81 para.1,2 WindSeeG

<sup>82</sup> sec. 69 para. 5 WindSeeG

<sup>83</sup> sec. 80 para. 1 sent. 2 WindSeeG

らない<sup>84</sup>。

#### (4) 罰則規定

事業者が WindSeeG の定める上記(2)のマイルストーン達成期限を遅滞した場合、原則として系統運用者（「TSO」）に違約金を支払わなければならない<sup>85</sup>。

このほか、EEG に基づき一定の義務に違反した場合には TSO にペナルティの支払が必要となる（発電所の技術要件の適合義務違反等）<sup>86</sup>。

### 4.4 EEZ に関する詳細ルール

#### (1) 地方自治体の関与

EEZ については地方自治体の関与はない。

#### (2) 利害関係者の特定及び調整方法

BSH は、入札に先立つサイト開発計画の策定手続において、BNetzA、連邦自然保護庁（*Bundesamt für Naturschutz*）、GDWS、隣接する沿岸連邦州（北海に関するニーダーザクセン州、北海及びバルト海に関するシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州、バルト海に関するメクレンブルク＝西ポメラニア州）と連携して、サイト開発計画を作成する<sup>87</sup>。

具体的には、①BSH がサイト開発計画の予備案を作成し、これを BNetzA が TSO に送付し、検討とコメントを求める<sup>88</sup>。TSO から提供されたコメントは、BSH と連携して BNetzA により検討される<sup>89</sup>。②BSH は、関連当局、公益団体、TSO 及び環境団体が参加する公聴会を開催する<sup>90</sup>。③BSH が環境影響評価法（*Gesetz über die Umwelträglichkeitsprüfung*）に基づき作成する環境報告書に対し、関連当局及び一般市民のさらなる関与がある<sup>91</sup>。

入札において落札した事業者による計画承認に関する手続には、GDWS、その他の関連当局、プロジェクトによって影響を受ける者、例えば環境団体、商業団体、一般市民等が関与する。

#### (3) 洋上風力に対する課税に関する規定

---

<sup>84</sup> sec. 80 para. 1 sent. 2 WindSeeG

<sup>85</sup> sec. 82 para. 1 and para. 2 WindSeeG

<sup>86</sup> sec. 52 para. 1 EEG

<sup>87</sup> sec. 6 para. 7 WindSeeG

<sup>88</sup> sec. 6 para 2 WindSeeG

<sup>89</sup> sec. 6 para 2 WindSeeG

<sup>90</sup> sec. 6 para 3 WindSeeG

<sup>91</sup> sec. 6 para. 5 WindSeeG

EEZ 内で設置・運用される洋上風力発電所は、(i)所得税<sup>92</sup>、(ii)法人所得税<sup>93</sup>及び(iii)営業税<sup>94</sup>の対象となる。

また、保険税法 (*Versicherungsteuergesetz*) は領海と EEZ を対象としているため、洋上風力発電所の設備に対する保険料に対して保険税が課される<sup>95</sup>。

売上税法 (*Umsatzsteuergesetz*) 及び電気税法 (*Stromsteuergesetz*) については、EEZ が適用範囲に含まれておらず、EEZ 内で設置・運用される洋上風力発電所は課税の対象とならない。

EEZ はドイツの領域外にあり、洋上風力発電所に必要な海域の所有権を落札者に譲渡することができないため、不動産譲渡税法 (*Gründerwerbsteuergesetz*) は、基本的に洋上風力発電所には関係ない。

#### (4) 占用料、リース料の徴収に関する規定

上述のとおり、ドイツにおいてはリース権は設定されないため、占用料やリース料はない。

#### (5) 警察権の行使に関する規定

EEZ 内の警察権は、ドイツ連邦共和国と隣接する沿岸連邦州 (ニーダーザクセン州、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州、メクレンブルク＝西ポメラニア州) の間で分担されている。

##### ① 連邦国境警察(*Bundespolizei*)

国境管理<sup>96</sup>、国際公法上の一般的な警察活動<sup>97</sup>、海上交通に関する警察業務<sup>98</sup>を管轄。

##### ② 水路水運総局(GDWS)

海運に関する事件<sup>99</sup>を管轄。

##### ③ 沿岸連邦州

海運に関係ない事件に関する公共サービスを管轄<sup>100</sup>。

#### (6) EEZ から国内に送電する場合の扱い (輸入該当性、関税の適用の有無)

ドイツの EEZ で発電された電気をドイツ連邦共和国の領域内に送電するために、適用

<sup>92</sup> sec. 1 para. 1 lit. b Einkommensteuergesetz

<sup>93</sup> sec. 1 para. 3 Körperschaftsteuergesetz

<sup>94</sup> sec. 2 para. 7 no. 1 Gewerbesteuergesetz

<sup>95</sup> sec. 1 para. 4 VersStG

<sup>96</sup> sec. 2 para. 2 no. 3 Bundespolizeigesetz

<sup>97</sup> sec. 6 BPolG

<sup>98</sup> sec. 1 para. 1 Seeschiffahrtsaufgaben-Übertragungsverordnung

<sup>99</sup> sec. 1 no. 3 Seeaufgabengesetz

<sup>100</sup> 30 and 80 Constitutional Law

される関税はない。

#### 4.5 洋上風力発電に関する安全保障上の論点

連邦国防省 (*Bundesverteidigungsministerium*) その他の安全保障に関連する当局が洋上風力発電所の入札に関与することを規定する法律はない。

もつとも、サイト開発計画において、国や同盟国の防衛の安全が損なわれるような地域は、洋上風力発電所の適地として認められないこととされている<sup>101</sup>。

また、行政手続法において、軍事的な懸念は審理手続においても考慮されなければならないとされている<sup>102</sup>。EEZ 及び領海には軍事訓練施設があるため、連邦国防省の関与が実質的に重要となっている。

また、ドイツにおいては、レーダー干渉に関する規定として、レーダーの種類ごとに以下のような規定が存する。

- ・ **飛行安全レーダー**：WTG は飛行安全レーダーと干渉する可能性がある。航空交通法 (*Luftverkehrsgesetz*) は、飛行安全のための設備に支障をきたすような建物は建ててはならないと規定する<sup>103</sup>。新しい WTG が許可される場合、現地の飛行安全機関 (*Flugsicherheitsorganisation*) が WTG の飛行安全への影響を評価し、意見を述べる。この評価では、Eurocontrol SUR.ET1.ST01.1000-STD-01-01 や ICAO Annex 10 等の国際規格が参照される。この意見に基づき、連邦飛行安全監視局 (*Bundesaufsichtsamt für Flugsicherung*) は、その決定を許可機関 (EEZ では BSH、領海では国) に伝える。BSH<sup>104</sup>又は国<sup>105</sup>は、航空交通法に違反する場合、許可証を発行することはできない。
- ・ **軍事レーダー**：WTG は、軍事用レーダーステーションをさらに妨害する可能性がある。陸上 WTG の許可プロセスにおいて、建設許可担当局は、レーダー基地への影響を考慮する義務がある<sup>106</sup><sup>107</sup>。洋上 WTG の場合、BSH は国家安全保障に配慮する必要がある<sup>108</sup>。さらに、連邦国防省は、陸上及び洋上 WTG の両方について、特定の地域を「保護区域」(*Schutzbereiche*)と宣言することができ、そこではいかなる施設 (WTG を含む。) の建設にも個別の許可が必要となる<sup>109</sup>。このような別個の許可が発行されない場合、建設法 (*BauGB*) に基づく許可が発行された後でも、国防省は WTG プロジェクトを違法と宣言することができる<sup>110</sup>。

<sup>101</sup> sec. 5 para. 3 sent. 2 no. 4 WindSeeG

<sup>102</sup> sec. 73 para. 2 VwVfG

<sup>103</sup> 航空交通法 ("*Luftverkehrsgesetz*" - LuftVG) 第 18a 条

<sup>104</sup> sec.69(3) no. 2, 8 WindSeeG

<sup>105</sup> sec.6(1) para BImSchG

<sup>106</sup> 建設法 (以下 4.において「*BauGB*」という。) 第 35 条第 3 項第 1 文第 8 号

<sup>107</sup> 例：VG Hannover, Beschluss vom 21.12.2010 - 12 B 3465/10.

<sup>108</sup> Sec69(3) no3 WindSeeG

<sup>109</sup> Sec 2.4.9 Schutzbereichsgesetz

<sup>110</sup> BVerwG, Beschluss vom 25.01.2002 - 4 B 37.01.

- ・ **気象レーダー**：気象レーダーと干渉する陸上 WTG の許可は、却下される可能性がある<sup>111</sup>。他方、洋上 WTG については、具体的な規定はなく、判例もない。もっとも、EEZ は海岸から 12 海里（約 22km）であり、WTG が気象レーダー局に重大な影響を及ぼすのは通常 15km までの距離であるため、洋上 WTG が（陸上の）気象レーダー局に干渉する可能性は低い。
- ・ **船舶レーダー**：BSH は船舶の通行の安全性と容易性も考慮する<sup>112</sup>。船舶の安全に関する規則は、海洋施設に関する GDWS ガイドライン (*Richtlinie Offshore Anlagen*) に詳しく記載されており、このガイドラインでは、レーダーは船舶の航行、特に不明瞭な気象条件下での航行に不可欠な条件であるとしている。したがって、WTG の設置は、船舶レーダーが機能し続けることを保証しなければならない。船舶レーダーは、WTG 自体だけでなく、航行安全のために WTG に設置される追加的な飛行レーダー装置によっても妨害される可能性がある。GDWS は、飛行中の船舶を探知するためのトランスポンダ技術（二次レーダー）であれば、そのような機器によって船舶の安全が損なわれることはないとしている。いずれにせよ、WTG が船舶レーダーに与える影響は、BSH が技術的な観点から個々のケースごとに評価され、必要であれば BSH が委託したレーダー技術評価に基づいて評価される。

#### 4.6 その他

##### (1) インフレ対応策の有無

ドイツにおいては、マーケットプレミアムが法定されていた 2014 年改正 EEG における制度下と同様に、現在の入札制度においても、コントロールすることのできない外部リスク（資材の高騰、インフレ等）については、事業者がマーケットプレミアムの決定から事業開始までの間負担することになる。このような外部リスクから事業者を守る法律上の規定はなく、マーケットプレミアムを調整する仕組みはない（例えば入札で決定されたマーケットプレミアムを調整することはない。）。

また、前述のとおり、入札制度が導入された 2017 年改正 EEG 以降、ほとんどの入札において、マーケットプレミアムはゼロで入札されている。このことから、電力価格の上昇やさらなる技術進歩によるプロジェクトコストの低下を期待することで外部リスクに対処していると考えられる。

##### (2) 撤退事例の有無等

ドイツにおいては、現在、29 の洋上風力発電所が稼働中又は建設中であり、さらに 2030 年までに 22 の洋上風力発電所が入札予定である。

<sup>111</sup> Sec 35.3.1.8 BauGB

<sup>112</sup> Sec 69(3) WindSeeG

2017 年以前は、事業者は自らが選択した場所でプロジェクトを開発し、固定価格買取制度と送電網への接続を要求することができた。2017 年からは入札制度が導入され、市場プレミアムと送電網接続の資格を得るためには、入札で用地を獲得しなければならなくなった。これに伴い、政府は一定の許認可段階に達していないすべてのプロジェクト（開発中のプロジェクトは 40 以上）の開発権を取り消した。

これとは別に、開発途中で放棄又は中断されたプロジェクトもいくつかあるが、このようなケースは少数である。それは、まだ洋上風力発電自体が初期段階にあり、事業者が必要な専門知識や資金を持っていなかったことが原因ではないかと思われる。なお、ドイツにおいては、供給問題や価格変動により中止されたプロジェクトはない。

## 5. フランス

### 5.1 基本制度

#### (1) 事業者選定手続

フランスにおいては、EEZ 又は領海内において洋上風力発電事業を実施する事業者は、エネルギー法 (Energy Code) に基づき、入札によって選定される。

フランスにおける洋上風力発電事業の入札は「競争的対話 (*dialogue compétitif*) 」と呼ばれるプロセスで行われる。競争的対話は、通常、3 段階の手順により実施される。

- ・ 第1段階 (資格審査) : 応募者の技術的及び財務的能力に関する書類審査を実施
- ・ 第2段階 (競争的対話) : 書類審査を通過した応募者に対し、入札規則及び仕様書のドラフトが共有され、書類審査を通過した応募者とエネルギー担当大臣 (エネルギー省) との間で2回の対話を実施
- ・ 第3段階 (仕様の通知) : 対話の結果に基づき政府が入札仕様を決定し、応募者に仕様書を通知。応募者による提案書提出、評価及び落札者の決定。

また、以下のような事業者選定基準が定められている<sup>113</sup>。

- ・ “入札の経済的価値” (入札参加者が提案した電力価格、財務及び契約スキームの強さ) – 評価の 75%
- ・ “社会的・地域的問題への配慮” (地元の中小企業の関与、クラウドファンディングの提案、長期失業者の採用に有利な取組み等) – 評価の 13%
- ・ “環境基準” (環境対策への財政的貢献、材料の再利用/リサイクルを実施する措置、洋上風力発電所が使用する区域の最小化) – 評価の 12%

#### (2) 支援制度 (FIP、FIT 等)

フランスには、FIT 制度及び FIP 制度が存在する。

FIP 制度は、2015 年 8 月に成立したエネルギー移行法により導入が規定され、2016 年に導入された。

FIT 制度は、それ以前の洋上風力発電事業 (AO1、AO2) においてはまだ実施されているが、FIP 制度導入後は、陸上風力を除く 500kW 以上の設備に対しては、FIT 制度ではなく FIP 制度が適用される。

フランスにおける洋上風力発電事業については、領海内で実施される場合も EEZ において実施される場合も、FIT や FIP の入札に参加することが可能である。

#### (3) 海域リースの設定の有無

---

<sup>113</sup> Dialogue concurrentiel n°1/2021 portant sur des installations éoliennes flottantes de production d'électricité en mer dans une zone au large du sud de la Bretagne - CRE

フランスにおいては、㉞洋上風力発電所の一部が領海内（一部が EEZ）に位置しているか、㉟洋上風力発電所の全部が EEZ 内に位置しているかによって異なる。

㉞の場合、事業者にはコンセッションが付与されるが、㉟の場合、事業者は、単一認可を取得する必要がある（詳細は、5.2(1)参照）。

## 5.2 EEZ における海域利用制限及び権利付与に関する論点

### (1) EEZ における海域利用制限及び権利付与の法的根拠等

#### ア. 根拠法

フランスの EEZ 内における海域使用权を付与する根拠法令は、“Ordonnance no. 2016-1687 dated 8 December 2016 relating to the maritime areas subject to the sovereignty or the jurisdiction of the French Republic”（以下 5. において「EEZ Ordonnance」という。）である。

EEZ Ordonnance は、沖合海域に関連する適用法を成文化した法律であり、天然資源の探査や開発、海洋環境の利用（特に採鉱や漁業活動）を含む沖合海域の利用を規制する法律である。

フランスにおいて、条約が国内法に優先する<sup>114</sup>が、判例法によると、条約（又は条約の条項）が直接適用されるのは、その条約（又は条約の条項）が「個人が直接請求できる権利を創出する」場合に限り、直接効果（*effet direct*）を有するとみなされる<sup>115</sup>。この点、UNCLOS については、European Court が“Intertanko”事件<sup>116</sup>によって国内において直接的な効力を持たないと判断しており、フランスにおいては、EEZ Ordonnance が UNCLOS の原則を反映した国内法となっている。

#### イ. EEZ において事業者に付与される権利の内容及び法的根拠

前述のとおり、洋上風力発電事業者に対する権利の法的根拠は、㉞洋上風力発電所の一部が領海内（一部が EEZ）に位置しているか、㉟洋上風力発電所の全部が EEZ 内に位置しているかによって異なる。

㉞の場合は、EEZ Ordonnance、再生可能エネルギー法（以下 5. において「再エネ法」という。）、公有財産法（Public Properties Code）の対象となり、事業者は、国から、原則として 30 年以内で海洋公有地を占有する“コンセッション”を行政契約により付与される。

㉟の場合は、再エネ法第 61 条で修正された EEZ Ordonnance 第 20 条<sup>117</sup>に基づき、い

<sup>114</sup> Article 55 of the Constitution

<sup>115</sup> *case law of Conseil d'Etat, France's highest administrative court, 11 April 2012, GISTI et APIL, no. 322326*

<sup>116</sup> the 3 June 2008 case “Intertanko” (no. C-308/06, §64)

<sup>117</sup> 再エネ法 61 条は、EEZ Ordonnance 第 20 条を修正し、特に洋上風力発電所の場合、単一認可を環境認可（*autorisation environnementale*）に含める旨の規定を追加した。環境認可は、環境法 181 条 1 項に規定される認可であり、かつては別個のものであった多種多様な環境許認可をカバーするものであるが、2017 年に環境認可が

わゆる“単一認可”を取得する必要がある。単一認可（期間は最大 30 年）は、*Prefet maritime*（海洋に関する国の地方出先機関）によって付与される<sup>118</sup>。単一認可は、入札の対象ではなく行政処分であり、事業者は、単一認可を得るため、事業者及び事業に関する必須情報を記載した要請を電子メールで提出する必要がある<sup>119</sup>。*Prefet maritime* は単一認可の申請を審査する権限を有しており、申請書に不備がある場合、又は *Prefet maritime* が保護すべき利益（航行の安全性、自然生息地に対する変化の可逆性、立入禁止区域における活動との共存<sup>120</sup>等）に基づいて、*Prefet maritime* は申請を却下することができる。

#### ウ. 海洋利用に関する国家計画

フランスには、国家海岸・沿岸戦略（*Stratégie nationale pour la mer et le littoral*）と呼ばれる海洋利用に関する国家計画がある<sup>121</sup>。

当該戦略は、海担当大臣によって策定され、6 年ごとに発表される。

また、当該戦略には、洋上風力発電事業に関連する事項として、以下のようなことが記載されている<sup>122</sup>。

- ・ この戦略は、浮体式風力発電所を含む新しい活動の開発を目指している。
- ・ 同戦略は、その説明の箇所で、フランスが洋上風力発電の開発計画を推進していることに言及している。
- ・ 同戦略は、オフショア活動のための技術を含むイノベーションの開発を目指している。
- ・ 同戦略は、サービス船隊の開発を目的としており、「サービス船隊の開発は、オフショア産業プロジェクトを管理するために不可欠なツールである」と指摘している。

#### (2) 単一認可を行わないエリアに関する規制の有無

EEZ の使用は、すべて単一認可によって規制されている。

#### (3) 安全水域の設定方法

*Prefet maritime* は、洋上風力発電所及びその付帯施設の周囲に最大 500m の安全水域を

---

創設されてからは、すべて正式に同一の認可に含まれ、訴訟等に関して統一された制度の対象となる。これは、EEZ 内に設置される洋上風力発電所に対して限定的な影響を及ぼす手続上の変更であり、許可手続の簡素化と合理化を意図したものである。

<sup>118</sup> Article 3 of the EEZ Decree

<sup>119</sup> Article 4 of the EEZ Decree

<sup>120</sup> Article 10 of the EEZ Ordonnance

<sup>121</sup> Articles L. 219-1 and L. 219-2 and R. 219-1 to R. 219-1-6 of the French code *de l'environnement*

<sup>122</sup> Decree no. 2017-222 dated 23 February 2017

設けることができる<sup>123</sup>。かかる区域内では、洋上風力発電所の運営に関する活動を除き、立入りが禁止されている<sup>124</sup>。

### 5.3 海域リースに関する論点

前述のとおり、フランスにおいては、㊦洋上風力発電所の一部が領海内（一部が EEZ）に位置している場合にはコンセッションとなり、㊧洋上風力発電所の全部が EEZ 内に位置している場合には単一認可となるため、以下、それぞれの用途制限について詳述する。

#### (1) コンセッションの場合

##### ア. 用途制約

関連法令上特に用途制約はないが、洋上風力発電所は、エネルギー法に基づく一般競争入札を通じて認可され、その入札規則において、同発電所は電力網への電力供給のみが許可されているため、水素製造等の他の用途による使用は禁止されているといえる。

##### イ. コンセッション付与に伴う事業者の義務履行の規定

事業者の義務は、案件ごとにより異なる（海洋公有地を占有するコンセッション契約に規定される。）が、多くの場合、以下のような義務が定められている<sup>125</sup>。

- ・ 法令、環境、会場の公共領域、海上安全、安全信号の規定を遵守する。
- ・ 洋上風力発電所から国家サービスへの自由なアクセスを確保する。
- ・ 国に対して関連データをオンデマンドで提出する。
- ・ パブリックドメインの占有及び使用に関するリスクを負担する。
- ・ 洋上風力発電所の建設、改造、維持、会場の標識に関するすべての費用を負担する。

##### ウ. コンセッションの取消し

解約・取消事由は、コンセッション契約に規定されている（事業者による契約違反、発電所の操業不能事業者の要請等）。政策目的による解約も認められており、他の行政契約の終了と同様、損失補償権も認められている。

##### エ. 罰則規定

エネルギー法に規定された以下のような罰則の対象となる。

- ① 契約前に違反した場合

<sup>123</sup> Article 29 of the EEZ Ordonnance. UNCLOS 第 56 条、第 60 条に準拠。

<sup>124</sup> Article 29 of the EEZ Ordonnance

<sup>125</sup> *concession granted for the operation of the wind farms across Iles d'Yeu and Noirmoutier, concession granted to RTE for the Saint-Nazaire farm*

- ・ 入札要項にこれより低い金額が明記されていない限り、エネルギー法に基づき、1MW あたり最高 50 万€の罰金を科す<sup>126</sup>。この金額は、すべての違反をカバーする上限額と解釈される。

② 契約後に違反した場合<sup>127</sup>

- ・ EDF（フランス国営電力会社。以下 5.において「EDF」という。）との間で締結された電力売買契約又は差金決済契約が停止又は終了する。
- ・ 違反期間中に電力売買契約又は差金決済契約に基づいて EDF が支払ったすべての金額を返済する（ただし、事業者の責めに帰さない事由による場合を除く。）。
- ・ 1MW あたり 10 万€を上限とする罰金を科す。

また、入札要項においても、罰則を定めることができるが、その上限は上記のエネルギー法の上限が適用される。

(2) 単一認可の場合

ア. 用途制約

単一認可は特定の目的のために与えられる。したがって、単一認可を付与された者は、他の目的のために単一認可を使用することはできない<sup>128</sup>。

イ. 単一認可付与に伴う事業者の義務履行の規定

単一認可を付与された者は、認可権者との間で締結された契約によって定められた義務・条件に従わなければならない<sup>129</sup>。

この義務・条件としては、通常、以下のようなものが含まれる。

- ・ 単一認可の中で案件毎で指定される技術的及び環境的な条件
- ・ 認可の満了時に施設を解体し、敷地を修復する義務<sup>130</sup>

ウ. 単一認可の取消し

単一認可は、*Prefet maritime* 自身の発意により、又は単一認可が違法である場合には第三者からの要請により、単一認可の発行から 4 ヶ月以内に廃止又は撤回することができる<sup>131</sup>。

また、以下のような場合、単一認可の付与を受けた者は、場合によっては事業者に弁明の機会が与えられた後に、*Prefet maritime* の決定によって、単一認可を廃止することができる<sup>132</sup>。

<sup>126</sup> L311-15 of the Energy Code

<sup>127</sup> L311-14、311-15 of the Energy Code

<sup>128</sup> Article 20 of the EEZ Ordonnance、Article 4 of the EEZ Decree

<sup>129</sup> Article 26 of the EEZ Ordonnance

<sup>130</sup> Article 23 of the EEZ Ordonnance、最初の期間又は認可の廃止時（Article 16 of the EEZ Decree）

<sup>131</sup> article L. 242-1 of the French code *des relations entre le public et l'administration*

<sup>132</sup> Article 16 of the EEZ Decree

- ① 単一の認可の恩恵を受けるすべてのプロジェクトに適用される廃止事由：
- ・ 単一認可の申請書に著しく不正確な情報が含まれていた場合
  - ・ 受益者が、海上安全又は海域、文化的海産物及び生物資源（特に漁業資源）の保護及び保全に関する義務に重大かつ継続的に違反した場合
  - ・ 航行の安全に対する重大な違反行為があった場合
- ② 特に洋上風力発電所について適用される廃止事由：
- 損失補償あり：
- ・ 系統連系に関連する認可や決定が廃止された場合
  - ・ グリッド接続工事が遅れた場合
  - ・ 公共の利益 (*motif d'intérêt general*) を正当化する場合
- 損失補償なし：
- ・ 適用される一般競争入札の入札規則の認可に記載された決定により、風力発電所の実施が不可能になった場合
  - ・ 単一認可を付与された者が単一認可に基づく義務に違反した場合
  - ・ 単一認可を付与された者からの要請があった場合

#### エ. 罰則規定

単一認可が廃止された場合、単一認可を付与された者に弁明の機会が与えられた後、正式な通告を経て、*Prefet maritime* は、単一認可を付与された者に対し財政的保証を求めることができる<sup>133</sup>。

### 5.4 EEZに関する詳細ルール

#### (1) 地方自治体の関与

フランスにおいては、法律上、地方自治体の関与に関する規定はなく、地方自治体の関与は期待されていない。

#### (2) 利害関係者の特定及び調整方法

フランスにおいては、利害関係人の特定・調整方法に関するルールはない。

#### (3) 洋上風力に対する課税に関する規定

洋上風力発電事業者は、年税（18,605€/MW）を支払わなければならない<sup>134</sup>。  
洋上風力発電所が領海内にある場合、税収の 50%は風力発電所がみえる海側のコミ

<sup>133</sup> Article 15 of the EEZ Decree

<sup>134</sup> Article 1519B of the French code *général des impôts*

ューンに交付される<sup>135</sup>。洋上風力発電所が EEZ 内にある場合は、全額、国に付与される。

#### (4) 占用料、リース料の徴収に関する規定

洋上風力発電所の場合、EDF と電力購入契約を締結している間は、手数料（年間）を 0 にすることができる」と規定されており<sup>136</sup>、実際、0 に設定されている。

#### (5) 警察権の行使に関する規定

EEZ における警察権の行使に関しての特別な規定はなく、国内におけるものと同様の規定が適用される。EEZ Ordonnance 第 53 条はフランスの刑事訴訟法 (*code de procédure pénale*) を参照している。

#### (6) EEZ から国内に送電する場合の扱い（輸入該当性、関税の適用の有無）

EEZ からフランス国内に送電された電気については、フランス国内で生産されたものと見なされる可能性が高い<sup>137</sup>が、実際に関税もかけられていないため、議論されたことがない。

### 5.5 洋上風力発電に関する安全保障上の論点

フランスにおいては、防衛省等の安全保障部門が洋上風力発電の入札制度に関与することを規定する法律はない。

もともと、洋上風力発電所は、環境認可<sup>138</sup>として、国防担当大臣（一部のレーダーの問題）、民間航空担当大臣（他のレーダーの問題及び航空関係の問題）、気象安全担当の国務省の承認が必要である<sup>139</sup>。これらの閣僚は、レーダーへの干渉がないことを判断するために、要請を審査しなければならない。国防省の 2021 年 6 月 16 日付指示第 1050 号は、レーダーから 30km 以内の風力発電所を除外していたが、この指示は 2022 年 6 月 2 日付指示第 1051 号で廃止された。なお、閣僚の承認を得て認可が下りるということは、風力発電所がレーダーに適合していることを証明するものである。

### 5.6 その他

#### (1) フランスにおける洋上風力発電事業の撤退事例の有無

フランスにおいては、未だ洋上風力発電事業の撤退事例はない。

<sup>135</sup> Article 1519C of the French *code général des impôts*

<sup>136</sup> Article 27 of the EEZ Ordonnance

<sup>137</sup> Article 33 of the EEZ Ordonnance

<sup>138</sup> Article L. 181-2, I., 18° of the French *code de l'environnement*

<sup>139</sup> Article R 181-32 of the French *code de l'environnement*

しかし 2018 年、フランス政府は、当時開発中であった洋上風力発電事業について、当該事業の落札者が電力買取料金の引下げに同意しない限り、プロジェクトを撤回する意向を表明した。フランス政府は、プロジェクトに適用されるコストの削減を考慮すると、付与された補助金が高すぎると考えた。

その結果、政府の主導で法律<sup>140</sup>が採択され、エネルギー担当大臣に、落札者に対し、料金引下げを提案することで提案内容の改善を求める権限を付与した。また、同法は政府に対し、選定された入札業者が料金引き下げを拒否した場合、プロジェクトを撤回する権限も付与した。

上記の結果、落札者は、料金の引下げに同意した。その後、エネルギー担当大臣の決定により、新たな料金引下げが行われた。

政府によるプロジェクト撤回は、2015 年 1 月 1 日以前に落札者が選定され、まだ FIT 契約が締結されていないプロジェクトにのみ適用される。したがって、この可能性は最近のプロジェクトにはもはや適用されない。

2015 年 1 月 1 日以前に選定されたこれらのプロジェクトの状況は非常に特殊であった。政府は、入札時に提示された料金と実際のコストの間に容認できない不一致があると考えた。それはセクターの成熟度の低さと入札時の高コストを反映したものであることに加え、開発フェーズの期間が長かったことに起因する。

現在、開発フェーズの期間は大幅に短縮されている（後記(2)参照）。したがって、今後このような状況が発生する可能性はかなり低くなっている。

## (2) 価格変更メカニズムの有無

フランスにおいては、入札プロセスが開始されてから落札者が決まるまでの期間は、だいたい 1 年程度から 3 年程度である。

また、落札者の決定から工事開始までの平均期間は約 8 年、落札者の選定から試運転までの期間は、2015 年以前に落札者が選定された古いプロジェクト（稼働中の唯一のプロジェクトであるサン・ナゼールを含む。）では約 11 年であった。これらの古いプロジェクトは非常に特殊で問題が多かった（上記(1)参照）。下級裁判所から *Conseil d'Etat*（フランスの最高行政裁判所）まで、3 段階の司法管轄権を経なければならなかった。

対照的に、新しいプロジェクト（2015 年以降に選定を行った事業）では、落札者の決定から工事開始までの予想平均期間は約 2 年、選定から試運転までの予想平均期間は約 7 年である。標準的な期間はまだ存在しないが、このような期間短縮を合理的に期待できる要因はいくつかあり、これらのプロジェクトの契約上の枠組みが明確に定義されるようになったことも一因である。

各入札規則は、指数化の仕組みを規定することができるとしており、実際の入札におい

---

<sup>140</sup> Article 58 III, IV of Loi n°2018-727 du 10 août 2018 pour un Etat au service d'une société de confiance

ても、通常はそのような仕組みを規定している。

例えば、最新の入札規則（いわゆる AO5 入札募集）では、以下の 2 つの補完的な指数化条項が規定されている。

- ① FIP 契約の発効前（入札日から最長 2 年間）は、料金の 55%～60%が原材料価格に、25%～30%が人件費に連動する<sup>141</sup>。
- ② FIP 契約の発効後、料金の 10%は原材料価格に、10%は人件費に連動する<sup>142</sup>。

---

<sup>141</sup> 5.2.6 of PROCEDURE DE MISE EN CONCURRENCE AVEC DIALOGUE CONCURRENTIEL N° 1/2021 PORTANT SUR DES INSTALLATIONS EOLIENNES FLOTTANTES DE PRODUCTION D'ELECTRICITE EN MER DANS UNE ZONE AU LARGE DU SUD DE LA BRETAGNE

<sup>142</sup> 5.2.7 of PROCEDURE DE MISE EN CONCURRENCE AVEC DIALOGUE CONCURRENTIEL N° 1/2021 PORTANT SUR DES INSTALLATIONS EOLIENNES FLOTTANTES DE PRODUCTION D'ELECTRICITE EN MER DANS UNE ZONE AU LARGE DU SUD DE LA BRETAGNE

## 6. 韓国

### 6.1 基本制度

#### (1) 事業者選定手続

韓国においては、2023年9月現在、公有水面<sup>143</sup>で実施される洋上風力発電事業に関して入札手続等を通じて使用権を付与する手続は設けられておらず、現在、洋上風力に関する特別法に関する議論が国会でなされているところである。当該特別法案には、海上風力発電地区を指定し、入札を通じて事業者を定めるということが含まれている。

当該特別法の立法理由であるが、これまで、韓国において洋上風力発電事業を推進するにあたっては、事業者が個別に、立地の発掘から住民（及び利害関係人）からの同意の確保、複雑多岐にわたる許認可手続（最大29件にのぼる各種許認可事項）等をすべて遂行してきたため、漁業者等利害関係者の反発が絶えず、乱開発に対する懸念も高まり、現実的に多くのプロジェクトが着工に至らず、長らく遅延している状況にある。そこで、今般、特別法を制定することにより、政府が主導的に各種風況資源の質や環境に対する影響等を調査して洋上風力に適合する立地を発掘し、また、利害関係人らと事前に協議機構を構成して補償条件等を議論することで住民の受容性が確保されるようにした。また、当該立法により、政府が告示された洋上風力発電地区に対する各種協議及び許認可等の手続を簡単かつ迅速に処理できるようにすることや、当該事業を担当する事業者を入札手続を通じて公正かつ迅速に選定し、洋上風力発電事業を進められるようにするというのも立法理由の一つである。

#### (2) 支援制度（FIP、FIT等）

韓国において、FIP制度は導入されたことがない。

FIT制度については、2002年から約10年間運営されたものの、RPS（Renewable Energy Portfolio Standard）（以下6.において「RPS」という。）の施行とともに2011年に廃止された。RPS制度は、500MW規模以上の発電設備を保有する発電事業者は一定比率以上の電気を再生可能エネルギーの発電によって義務的に供給しなければならないというものであり、これに関連して、発電事業者に付与されたRPS義務供給量は、直接、再生可能エネルギーを生産して満たすこともできるが、他の再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギーの発電時に付与されるREC（Renewable Energy Certificates）。

<sup>143</sup> 「公有水面」とは、公有水面の管理及び埋立に関する法律（以下6.において「公有水面法」という。）上、以下のとおり定義されている（同法第2条）。

イ. 海：「海洋調査と海洋情報の活用に関する法律」第8条第1項第3号による海岸線から「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」による排他的経済水域の外側の限界までの間

ロ. 海辺：「海洋調査と海洋情報の活用に関する法律」第8条第1項第3号による海岸線から地籍公簿に登録された地域までの間

ハ. 河川・湖沼・溝渠、その他公共用で使用される水面又は水流で国有であるもの

以下 6. において「REC」という。)を購入して満たすことも可能である<sup>144</sup>とされている。2023 年 9 月現在、RPS 義務事業者の再生可能エネルギーの義務供給比率は 12.5%と定められている。

また、韓国の場合、再生可能エネルギーの電力調達価格についての入札は行われず、後日生産された電気について他の発電事業と同様。SMP (System Marginal Price) (以下 6. において「SMP」という。)によって精算を受けることになるが、上述のとおり、再生可能エネルギー発電に対しては REC が発行されること、これを RPS 義務者に対し、個別契約 (通常 20 年の長期契約) 又は現物市場で販売することによって精算を受けることになる。

なお、2022 年、RPS 義務者と REC 契約をするスキームの一環として、RPS 義務者の需要を集めて毎年風力発電事業者らが入札し、選定された者と後日発生する REC について固定価格契約を締結するものとする風力固定価格入札制度が導入された。

入札参加資格は、発電事業許可を受けた事業者であれば誰でも参加できるが、事業進行段階による点数の配分と 60 ヶ月以内に商業運転をしなければならないという義務があるため、通常、環境影響評価が終わった後の事業が入札に参加することになる。

当該固定価格は、SMP と REC を合算した価格を基準として締結することになるが、後日商業運転後に SMP が変動すれば、(i)SMP 価格が上がれば REC の価格を下げ精算を受け (固定価格を超えれば、REC 価格は 0) 、(ii)SMP 価格が下がれば、REC の価格を上げて精算を受け、売上は全体は同一に維持されることとなる。

なお、この固定価格は商業運転開始日から 20 年間同一に適用され、契約期間中のインフレーション等を考慮した変更は行われない。

### (3) 海域リース権設定の有無

韓国においては、(海域リース権の設定ではなく、) EEZ を含む公有水面において、洋上風力発電設備を新たに設置使用とする者は、公有水面管理庁から公有水面の占有又は使用の許可 (以下 6. において「占有・使用許可」という。)を受けなければならないとされている<sup>145</sup>。

## 6.2 EEZ における海域利用制限及び権利付与に関する論点

### (1) EEZ における海域利用制限及び権利付与の法的根拠等

#### ア. 海域利用に関する法的根拠等

公有水面 (EEZ も含まれる。)において、洋上風力発電設備のような再生可能エネルギー

<sup>144</sup> 新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発・利用・普及促進法第 12 条の 5、第 12 条の 7

<sup>145</sup> 公有水面法第 9 条第 1 項第 1 号

ギー設備を設置しようとする者は、占有・使用許可を受けなければならない<sup>146</sup>。なお、公有水面法は、洋上風力発電所等の再生エネルギー設備以外の設備にも適用され、建築物、人口構造物等、対象物を制限していない<sup>147</sup>。

再生可能エネルギー設備のような堅固な構造物を設置する場合の占有・使用許可の期間は30年である<sup>148</sup>。

占有・使用許可の許可権者は、以下のとおりである。

区分	管理庁（委任管理庁）
EEZ <sup>149</sup>	海洋水産部長官（地方海洋水産庁）
港湾法による貿易港	海洋水産部長官（地方海洋水産庁）
港湾法による沿岸港	海洋水産部長官（市長・郡守・区庁長）
EEZと港湾区域以外の公有水面	特別自治道知事、市長・郡守・区庁長

また、占有・使用許可は、以下の事情を考慮した上で許可が行われる<sup>150</sup>。

- ① 公有水面占有・使用面積、期間、方法等の適正性
- ② 海洋空間計画及び管理に関する法律による海洋空間計画と符合するか
- ③ 海洋環境、海洋生態系、自然景観、海上交通安全、公有水面の管理・運営及び国家安保等に及ぼす影響
- ④ 漁業活動等水産業に及ぼす影響
- ⑤ 公有水面法第8条第7項により利害関係者の意見を取りまとめた場合、その結果
- ⑥ その他必要な事項として大統領令<sup>151</sup>に定める事項

もっとも、占有・使用許可を出すかどうかについては、公有水面管理庁に相当な裁量があるため、許可基準を遵守していれば必ず占有・使用許可が出されるというものでもない。例えば、利害関係人の反対意見がある場合、占有・使用許可が出ない場合もある。また、公有水面管理庁は、占有・使用許可を出したり、占有・使用協議又は承認する際に、その許可や協議又は承認により被害が予想される権利を有する者がいれば、その許可及び協議又は承認をしてはならないとされている。ただし、当該権利者が占有・使用に同意した場合、又は公益事業のために占有・使用する場合はその限りでない<sup>152</sup>。

#### イ. EEZにおける占有・使用許可が行われた事例の有無

<sup>146</sup> 公有水面法第8条第1項

<sup>147</sup> 公有水面法第8条第1項

<sup>148</sup> 公有水面法第11条

<sup>149</sup> 領海及び接続水域法第2条による基線からその外側200海里の線までの水域のうち、大韓民国の領海を除いた水域をいう(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第1項)。

<sup>150</sup> 公有水面法第12条第1項

<sup>151</sup> もっとも、まだ大統領令は設けられていない。

<sup>152</sup> 公有水面法第12条第2項

韓国においては、EEZ における洋上風力発電事業に関し、電気事業法による発電事業許可を取得した事業はあるが、現在、環境影響評価等を実施している段階であり、EEZ において占有・使用許可が承認された事例はない。

#### ウ．洋上風力発電事業以外の目的（水素製造等）のための占有・使用許可

韓国においては、まだ EEZ で水素製造等を目的とした海上風力発電事業のための占有・使用許可を得た事例はなく、またこれに関する具体的な制度等の議論も行われていない。

もともと、基本的に系統連系しないとしても、公有水面で発電機を設置する行為としては洋上風力発電も水素発電も同じであることから、系統や発電事業ごとに要求される関連発電事業許可以外に、公有水面の占有・使用許可は同様に要求されると考えられる。

また、水素を圧縮した結果、常用の温度で圧力（ゲージ圧力）が 1 メガパスカル以上になる圧縮ガスで、実際にその圧力が 1 メガパスカル以上又は摂氏 35 度の温度で圧力が 1 メガパスカル以上に至れば、これは高压ガス安全管理法の高压ガスに該当する<sup>153</sup>。したがって、水素を上記のように高压で製造・貯蔵・販売する場合、同法の適用を受けることになるため、高压ガスを製造する際には、製造所ごとに管轄特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守若しくは区庁長（以下 6. において「市長・郡守又は／若しくは区庁長」という。）の許可、又は市長・郡守若しくは区庁長に対する申告手続を経なければならず<sup>154</sup>、高压ガス貯蔵所を設置しようとする者又は高压ガスを販売しようとする者は、その貯蔵所や販売所ごとに市長・郡守又は区庁長の許可を得なければならない<sup>155</sup>。なお、これらの内容は、陸上における水素製造に関する事項であり、EEZ における海上風力発電事業での水素生産についてはまだ具体的な法制度に関する議論がなされていないため、今後、必要な規定等が策定されると考えられる。

さらに、洋上風力発電事業として系統連系することを前提として占有・使用許可を取得した後に、その占有・使用許可の一部を水素等のほかのエネルギー生産に利用する（占有・使用許可の前提となった目的を変更する。）ことの可否等については、まだ具体的に進行又は議論されていない。韓国においては、大規模海上風力事業のうち商業運転が開始されたプロジェクトがなく、特に、公有水面占有・使用許可はほとんど着工直前になされる許可であり、系統連係に関する各種調達と契約が締結されている状態で、電力及び REC 販売に関する各種契約が締結されている状態であるため、そのような行為がなされる可能性は高くないと考えられるからである。

なお、上記のような計画の変更は、発電事業許可の取消し、環境影響評価、公有水面

<sup>153</sup> 高压ガス安全管理法第 2 条第 1 号

<sup>154</sup> 高压ガス安全管理法第 4 条第 1 項及び第 2 項

<sup>155</sup> 高压ガス安全管理法第 4 条第 5 項

占有・使用許可（系統部分は除外）等の様々な許可の変更又は再取得が要求される可能性があると考えられる。したがって、水素生産を目的とするのであれば、当初よりそのような計画を前提として必要な許可を得るのが望ましいと思われ、許可取得後に（目的変更により）許可の変更が必要になった場合には、別途の変更許可を得なければならぬと考えられる。

## (2) 海域リースを行わないエリアに関する規制の有無

### ア. 海域リースを行わないエリアに関する規制の有無

韓国においては、法律上、洋上風力発電が禁止されている地域として指定されている EEZ はない。EEZ を利用する場合、その全域において公有水面法の占有・使用許可を取得する必要がある。

### イ. 海洋空間に関する基本計画に基づく用途指定

韓国においては、海洋空間計画及び管理に関する法律（以下「海洋空間計画法」という。）に基づき、海洋水産部長官は、10 年ごとに海洋空間<sup>156</sup>に関する基本計画（以下 6. において「海洋空間計画」という。）を樹立しなければならない<sup>157</sup>。そして、関係行政機関には、海洋空間において利用・開発及び保全に関する行為をしようとする場合海洋空間計画に適合するようにしなければならない義務が付与されている<sup>158</sup>。そのため、公有水面管理庁は、公有水面法第 12 条の許可基準の一つである②海洋空間計画法による海洋空間計画と符合するかという要件について、海洋空間計画を考慮して許可を出すことになる。

また、海洋空間計画においては、EEZ に関して用途地域を定めることができる。具体的には、海域別に漁業、骨材・鉱物、エネルギー開発、海洋観光、環境・生態系管理、研究・教育、軍事、港湾・航行、安全管理区域に指定することができるが、すべての海域に対して指定がなされるわけではなく、海域別に分けて指定・告示されている<sup>159</sup>。例えば、釜山近隣の EEZ の場合は、EEZ 全体 3,164.90 km<sup>2</sup>のうち 1,787.87 km<sup>2</sup>に対してのみ上記区域等が指定されており、活動密度が低いとかデータの量が少ないという理由により区域の設定が難しい空間は、未指定の状態に残されている。なお、釜山近隣の EEZ 区域にはエネルギー区域に指定されている区域はなく、現在は別の用途に指定されているが、今後、洋上風力発電設備が造成される場合には、エネルギー区域等に指定される可能性もあるとのことである。

<sup>156</sup> 「海洋空間」とは、「領海及び接続水域法」による内水・領海、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律による排他的経済水域・大陸棚、並びに海洋調査と海洋情報の活用に関する法律第 8 条第 1 項第 3 号による海岸線から地籍公簿に登録されている地域までの間を含むものをいう（海洋空間計画法第 2 条第 1 項）。

<sup>157</sup> 海洋空間計画法第 5 条第 1 項

<sup>158</sup> 海洋空間計画法第 11 条

<sup>159</sup> 海洋空間計画法第 12 条第 1 項

なお、海洋空間計画は、海洋水産部長官が、海洋水産発展委員会（委員会の委員長は海洋水産部長官が務め、委員は関係中央行政機関の次官級公務員と海洋・海洋水産資源・海洋水産業又は海洋環境に関する専門知識や経験が豊富な者の中で海洋水産部長官が委嘱する民間委員で構成）の審議を経て海洋空間基本計画を樹立する。その過程で、樹立の過程で市道知事と国防部を含む関係中央行政機関とも協議することとなっており、また、最終的には海洋水産発展委員会の審議によって決定されるものの、その委員に中央行政機関の次官が含まれるので、各行政機関の意見も反映されることとなっている。

### (3) 安全水域の設定方法

韓国においては、まだ洋上風力に関連する安全水域に関する規定は設けられていない。もっとも、韓国政府は、国連海洋法条約等の国際基準を考慮して、安全水域に係る規定の導入を検討しているところである。

## 6.3 EEZ における海域利用制限及び権利付与に関する論点

### (1) 海域リース権の用途制限

上述のとおり、韓国においては、まだ EEZ における洋上風力発電事業について占有・使用許可が承認された事例はないが、EEZ における洋上風力発電事業に関して、電気事業法上の発電事業が許可された事例がある。その事例は、発電事業許可時に電力系統連携計画も審査されており<sup>160</sup>、そのほとんどが隣接事業者との共同接続設備を通じて電力網に接続することを許可条件としている。

### (2) 海域リース権付与に伴う事業者の義務履行の規定

公有水面管理庁は、占有・使用許可にあたって、方法及び管理等に関する付款を付することができ<sup>161</sup>、通常、次のような許可条件が付される。

- ① 占有・使用面積超過禁止、許可目的外使用禁止、位置変更時の変更許可<sup>162</sup>
- ② 占有・使用許可期間満了時、工作物の除去及び公有水面の原状回復<sup>163</sup>
- ③ 環境汚染禁止及び環境汚染低減対策の樹立
- ④ 識別装置等安全措置及び安全事故予防対策
- ⑤ 漁民等各種民願に対する解決

また、上記以外には、以下のような義務が課される。

<sup>160</sup> 電気事業法第7条、発電事業許可細部許可基準告示第3条、別表1技術能力のうち電力系統連係計画

<sup>161</sup> 公有水面法第8条第7項

<sup>162</sup> 公有水面法第8条第4項

<sup>163</sup> 公有水面法第21条

- ① 法人の名称、代表者、住所変更時の申告義務<sup>164</sup>
- ② 公有水面占有・使用許可移転時の申告義務<sup>165</sup>
- ③ 具体的な占有・使用実施計画承認義務<sup>166</sup>
- ④ 竣工検査義務<sup>167</sup>

### (3) 海域リース権の取消規定

公有水面法上、公有水面管理庁は、次の各号の事由に該当する場合、公有水面占有・使用許可を取り消すことができると規定されている<sup>168</sup>（①の場合は取り消さなければならぬと規定されている。）。

- ① 偽りやその他の不正な方法で占有・使用許可を得た場合
- ② 占有・使用許可を得た者が許可事項に違反した場合
- ③ 正当な事由なく第8条第7項に基づく付款を履行しない場合
- ④ 占有料・使用料を支払わない場合
- ⑤ 公有水面法第17条第1項及び第2項に基づく占有・使用実施計画の承認を受けておらず、又は占有・使用実施計画の申告をしていない場合
- ⑥ 公有水面法第55条による関係人・関係文書等の調査、土地等への出入り、土地等の一時使用又は障害物の変更・除去を拒否・妨害し、又は忌避する場合
- ⑦ 占有・使用許可や公有水面の占有・使用協議又は承認と関係のある事業の全部又は一部が廃止された場合

また、次のような公益的な事情がある場合、公有水面占有・使用許可が取り消される可能性がある<sup>169</sup>。

- ① 関連産業の発展、国家又は地方自治体の関連計画の変更等、公有水面と直接関連のある状況の変更により必要な場合
- ② 公有水面の保全及び災害予防等公共の被害を除去したり、減らすために必要な場合
- ③ 水門やその他公有水面の管理のための施設物を維持・保護するために必要な場合
- ④ 公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律第4条による公益事業のために必要な場合

### (4) 罰則規定

---

<sup>164</sup> 公有水面法第9条

<sup>165</sup> 公有水面法第16条

<sup>166</sup> 公有水面法第17条

<sup>167</sup> 公有水面法第18条

<sup>168</sup> 公有水面法第19条

<sup>169</sup> 公有水面法第20条

公有水面法上、次のような事情がある場合、懲役又は罰金、過料が科される可能性がある旨規定されている。

- ① 3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金<sup>170</sup>
  - ・ 公有水面法第8条第1項による占有・使用許可を得ずに公有水面を占有・使用した者
  - ・ 同法第8条第1項による占有・使用許可を偽りやその他不正な方法で得た者
- ② 1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金<sup>171</sup>
  - ・ 公有水面法第19条第1項及び第20条による公有水面管理庁の命令に従わない者
  - ・ 同法第8条第4項による変更許可を得ずに公有水面を占有・使用した者
  - ・ 同条第8項本文に違反して許可を得た公有水面を他の者に占有・使用させた者
  - ・ 同法第21条第2項による原状回復命令に従わない者
- ③ 200万ウォン以下の過料<sup>172</sup>
  - ・ 公有水面法第9条（同条第3号を除く。）に違反して公有水面占有・使用許可事項の変更申告をしていない者
  - ・ 同法第16条第2項に違反して権利・義務の移転等を申告していない者
  - ・ 同法第18条第1項に違反して竣工検査を受けていない者
  - ・ 同条第2項に違反して工事完了申告をしていない者
  - ・ 同法第19条第3項に違反して標識の設置を拒否又は妨害したり、設置された標識を毀損した者

#### **6.4 EEZに関する詳細ルール**

##### **(1) 地方自治体の関与**

韓国においては、EEZに関する占有・使用許可権限は海洋水産部長官にあり、地方自治体にはないため、地方自治体の関与に関する規定はない。もともと、公有水面法上、許可の過程で利害関係者の意見を取りまとめることになっており、その過程で地方自治体の意見が反映される余地はある<sup>173</sup>。

##### **(2) 利害関係者の特定及び調整方法**

公有水面管理庁は、占有・使用許可を付与したり、占有・使用許可を付与すにあたって協議又は承認する際に、以下に列挙するようなその許可や協議又は承認により被害が予

---

<sup>170</sup> 公有水面法第62条

<sup>171</sup> 公有水面法第64条

<sup>172</sup> 公有水面法第66条第3項

<sup>173</sup> 公有水面法第8条第7項

想される権利を有する者がいれば、その許可や協議又は承認をしてはならない。ただし、当該権利者が占有・使用に同意した場合、又は公益事業のために占有・使用する場合は、その限りでない<sup>174</sup>。

- ・ 公有水面占有・使用許可を得た者
- ・ 公有水面埋立免許を得た者
- ・ 水産業法第2条第11号による入漁者
- ・ 同法第8条による漁業免許を得た者
- ・ 同法第41条第3項による区画漁業及び陸上海水養殖漁業の許可を得た者
- ・ 水産種子産業育成法第21条による水産種子生産業の許可を得た者
- ・ 隣接した土地・人工構造物の所有者又は占有者
- ・ 造船所の所有者又は占有者（造船所で船舶を上架するのに必要な公有水面として、水中船架台の端から上架できる最大船舶の長さの3倍以内の公有水面に対する許可・協議又は承認の場合のみ該当する。）

また、上記のように明示された権利権者に該当しない場合であっても、利害関係者の意見の取りまとめ手続を通じて提出された意見は考慮される<sup>175</sup>。

### (3) 洋上風力に対する課税に関する規定

韓国においては、洋上風力発電事業に対する特別な課税規定は設けられていない。韓国法人に該当する場合は、通常の国税、地方税が賦課されることになる。

### (4) 占用料、リース料の徴収に関する規定

占有・使用料については、占有・使用対象である公有水面から最短距離の土地の公示地価を基準として、次の比率を乗じた価格が年間占有・使用料とされている。ただし、海上風力の場合は、50%減免率が適用される<sup>176</sup>。

直接占有面積（風車設置等）：3%

間接占有面積（風車設置外間接占有）：0.5%

### (5) 警察権の行使に関する規定

洋上風力発電所は、統合防衛法上、国家重要施設として指定され<sup>177</sup>、海洋警備法上、臨海重要施設として指定される<sup>178</sup>可能性がある。もっとも、具体的な管理方法についての規定は存在せず、2023年9月時点において行政庁内部で議論が行われている状況にあり、

<sup>174</sup> 公有水面法第12条第2項

<sup>175</sup> 公有水面法第8条第7項

<sup>176</sup> 公有水面法第13条、同法施行令第13条、第14条、施行規則第11条

<sup>177</sup> 統合防衛法第2条

<sup>178</sup> 海洋警備法第2条第11号

2024年までに立法される計画があるとのことである。

#### (6) EEZ から国内に送電する場合の扱い（輸入該当性、関税の適用の有無）

EEZ から韓国国内に送電する場合の電気が、関税法第2条第5号の内国物品の定義に含まれ得るか否か、法文上明らかではないが、国連海洋法条約や EEZ に対する排他的・主権的権利に基づき輸入申告が必要でない内国物品として認められる可能性がある。もっとも、これに対しては、まだ先例や解釈例は存在しない。

#### (7) 洋上風力発電設備の故障等により航行中の外国船舶に損害を与えた場合のリスク分担（事業者と被害者との間での私的解決になるのか、国家レベルでの解決が必要となるのか。）

標記のような事象が生じた場合、基本的には、洋上風力発電事業者・被害者間で解決されるものと思われるが、これについてはまだ明確な議論が行われていない。但し、事故によって船舶通行の妨げになる場合には航行障害物を発生させた船舶の船長等に報告義務があり<sup>179</sup>、海洋水産部長官は、航行障害物の表示命令<sup>180</sup>、船舶自体又は風車除去命令<sup>181</sup>を下したり、調査、点検する可能性が存する<sup>182</sup>。

### 6.5 洋上風力発電に関する安全保障上の論点

前述のとおり、未だ韓国においては、洋上風力発電事業を実施する事業者の選定に入札システムが導入されていないため、洋上風力入札制度における防衛省庁等の安全保障部局の関与に関する規定は設けられていない。

もっとも、現行の規制を通じて発電事業者が公有水面占有・使用許可を得ようとする場合、公有水面管理庁は、当該許可を付与する前に、軍作戦性の検討及び電波影響評価を通じて国防部と協議しなければならない<sup>183</sup>とされている。すなわち、公有水面管理庁は、風力発電機を設置する公有水面占有許可が申請された場合、国防部に作戦性検討に関する意見を受けなければならないが、国防部は、それに対し同意、不同意、条件付同意の形で意見を示すことになるが、電波影響評価は、国防部内部の規定による制度であり、風車の設置によるレーダーへの電波影響を考慮し、作戦性検討の際に電波影響による意見も併せて提示することとなる。

なお、WTG のレーダー干渉に関しては、国防部内部でレーダーの電波遮蔽の有無を考慮し、事例ごとに判断しているものと推測されるが、具体的な内容は知られていない。

<sup>179</sup> 海事安全法第25条

<sup>180</sup> 海事安全法第26条

<sup>181</sup> 海事安全法第28条

<sup>182</sup> 海事安全法第58条

<sup>183</sup> 軍事基地及び軍事施設保護法第13条

## 6.6 その他－洋上風力発電事業の撤退事例の有無

韓国における洋上風力発電事業は、まだ全体的に商業運転に入った事業はなく、ほとんどが開発初期段階であり、かつ、政府主導の入札方式ではなく民間主導の事業で進行される状況で複数の事業者がそれぞれ事業を推進していることから、自ら事業性が低いと判断したり、住民の受入れ度問題や許認可取得遅延問題により、事業を途中で放棄するケースが生じつつある。

すなわち、事業者が発電事業許可を得た後、資金調達が行われる前に事業の進行がかなり遅れて放棄するケースが存在するが、その理由は、最近の急激な建設費の増加に起因するものや、住民たちの反対により、開発事業のための各種許認可を取得することが難しくなったものがある。

## 7. オーストラリア

### 7.1 洋上風力プロジェクトの手續

#### (1) 海域宣言

気候変動・エネルギー・環境・水資源大臣（the Minister for Climate Change, Energy, the Environment and Water）（以下 7. において「気候変動大臣」という。）は次の場合に海域を宣言することができる<sup>184</sup>。

- ① 少なくとも 60 日間のパブリックコンサルテーションが完了していること。
- ② 国防大臣及びインフラ・地域開発、都市担当大臣との事前協議が完了していること。
- ③ 気候変動大臣が、プロジェクトの建設、設置、試運転、操業、維持管理又は廃止が、他の海洋利用者及び利害関係者に及ぼす潜在的な影響、上記のパブリックコンサルテーション及び閣僚協議から寄せられた提出物、オーストラリアの国際的義務、温室効果ガス排出削減目標等を考慮した上で、当該海域が洋上再生可能エネルギーインフラに適していると判断していること。

また、気候変動大臣は、海域を宣言するにあたり、宣言に条件<sup>185</sup>を付すことができる。

#### (2) フィージビリティ・ライセンス

事業者は、宣言された海域内で開発したいエリアを特定し、プロジェクトのフィージビリティ・スタディーの実施に必要な「フィージビリティ・ライセンス」を申請する。2 以上の事業者で開発エリアが重複申請となった場合、フィージビリティ・ライセンス評価点に応じて事業者にライセンスが付与される。なお、評価点が同点の場合には事業者間での海域の調整プロセスが実施される。

フィージビリティ・ライセンス保有者は、職場の安全衛生、他の認可の条件又は要件、他の海洋利用者や産業との共存に対処する旨の管理計画を策定する。管理計画は、事業者が商業ライセンスを申請する前に、海洋インフラ規制当局によって承認されなければならない。

#### (3) 商業ライセンス

商業ライセンスが下りれば、事業者は建設を開始することができる。建設・操業期間中は、直接影響を受ける海洋事業者との協議が必要となる。プロジェクトは、耐用年数終了後に廃止されなければならない。

---

<sup>184</sup> section 19(1) of the Offshore Electricity Infrastructure Act 2021

<sup>185</sup> フィージビリティ・ライセンスの保有者に、国防省、気象局、国立公園局長、海上安全局、石油等の権益保有者及び漁業権益保有者との協議を義務付ける等。

## 7.2 支援制度 (FIT・FIP 等)

オーストラリアにおいては、容量投資スキーム(CIS)の制度が、2023年11月末日現在において、検討されているところである。同制度は、落札したプロジェクト（洋上風力に限らず、他の再生可能エネルギーのプロジェクトを含む。）に対して、合意された収益の下限以下の場合には、政府が事業者に対して不足分の一定割合を支払い、上限を超える場合には事業者が連邦政府に超過分の一定割合を支払う仕組みである。2023年8月に発表された容量投資スキームに関するコンサルテーション・ペーパーによれば、上限価格と下限価格は事業者の入札価格に基づくものとされており、下限価格以下の不足分のうち連邦政府が支払う割合と、上限価格以上の超過分のうち事業者が支払う割合は、連邦政府が決定することになっている。

## **8. その他**

再エネ海域利用法の現在の公募制度では、事業者選定時に供給価格をコミットさせているが、洋上風力発電事業は事業者選定時から最終投資決定 (FID) までに時間がかかる。そのため、その間の金利や為替、資材価格変動等のリスクを事業者が負うことになっている。このリスクへの対応に関し、日本と同様に海域リースと支援価格決定を同時に行っているドイツ・オランダ・デンマークについての調査を追加で実施した (ドイツについては、4.6 参照)。

### **8.1 オランダ**

オランダにおいては、洋上風力のコストが下がっていった結果、補助金支援 0 (市場電源) になっており、リスクは市場取引の中で吸収可能となっているものと思われる。事業者は、入札の主要項目である運転計算モデルに、ある種の外部リスク (インフレ、金利、コスト上昇等) を織り込む必要があるとされており、それらのリスクを自己負担することが期待されていると考えられる。オランダ企業庁は、当該運転計算モデルに基づいて、財務的・経済的な実現可能性の評価を行っている。

### **8.2 デンマーク**

デンマークにおいては、FID までの期間は比較的短く、コストの変化については、基本的に入札者のリスクとし、政府は保護を与えていない。また、デンマークにおける洋上風力発電所の開発コストは、補助金が不要になるまで低下しており、市場取引を通じてリスクを吸収しているものと思われる。

### Ⅲ. 国内法調査

#### 1. EEZ における洋上風力発電事業に適用される法令

本項では、日本法上、領海外の EEZ における洋上風力発電事業に適用され得る法律を網羅的に列挙した上で、洋上風力発電事業において特に重要な法律である電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）について、EEZ における適用の可否について論じる。

#### 1.1 法令一覧

領海外の洋上風力発電事業に適用され得る法律は、Ⅲの最後に添付する別表 1 のとおりである。

#### 1.2 EEZ における電気事業法及び再エネ特措法の適用の有無

EEZ 内における電気事業法及び再エネ特措法の適用の有無について明示的に記載した条項はなく、また、同様に当該点につき明示的に記載した文献も見当たらない。

EEZ 法第 3 条第 1 項第 1 号は、「人口島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用」について日本国の法令を適用すると規定する<sup>186</sup>。

EEZ 法第 3 条は、UNCLOS 第 56 条 1(b)(i)、同第 60 条、同第 80 条を日本の法制において具体化した規定である<sup>187</sup>ところ、UNCLOS 第 60 条 2 及び第 80 条は、「人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用」（EEZ 法第 3 条第 1 項第 1 号）に限定せず、「沿岸国は、（括弧内省略）人工島、施設及び構築物に対して、通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法令に関する管轄権を含む排他的管轄権を有する。」と規定されており、当該規定により、沿岸国は、人工島、施設及び構築物で行われる一切の行為についても、沿岸国は関係国内法令を適用できると解されている<sup>188</sup>。これを受けて、EEZ 法第 3 条第 2 項は「前項に定めるもののほか、同項第 1 号の人工島、施設及び構築物については、国内に在るものとみなして、我が国の法令を適用する。」と規定しており、「人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用」以外の行為についても日本国の法令が適用される旨明らかにしている。したがって、EEZ において、人工島、施設及び構築物で行われる一切の行為についても、日本国の法令が適用されるものと考えられる。

また、UNCLOS 第 56 条 1(a)は、沿岸国が排他的経済水域において「経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）

<sup>186</sup> なお、EEZ 法の「人工島、施設及び構築物」には、設置又は建設途中のものも含まれるものとされている。

<sup>187</sup> 水産庁漁政部企画課監修「国連海洋法条約関連水産関係法令の解説」（大成出版社、1997 年）50 頁

<sup>188</sup> 海洋基本法研究会「海洋基本法の解説」（国際情報センター、1997 年）96 頁

に関する主権的権利」を有すると規定しているところ、洋上風力発電所の開発は当該「風からのエネルギーの生産」に含まれると解されている<sup>189</sup>。EEZ 法第 3 条第 1 項第 2 号は、「排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）」について我が国の法令を適用すると規定しているところ、これは、上記 UNCLOS 第 56 条 1(a)を受けて規定されたものであり、同法同項に掲げる活動について我が国の法令を適用しようとするものである<sup>190</sup>。

さらに、特定の場所に固定され、主たる活動目的が経済目的である洋上風力発電設備は、UNCLOS 上も「施設及び構築物」（UNCLOS 第 56 条 1(b)(i)）と位置付けられることが適当と考えられている<sup>191 192</sup>。

以上を総合勘案すると、EEZ 内における洋上風力発電施設の開発、及び当該事業の実施は、EEZ 法第 3 条第 1 項第 1 号の「人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用」及び同項第 2 号の「排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動」に該当すると考えられる。そして、当該事項については、「我が国の法令（括弧内略）を適用する。」（EEZ 法同項本文）とされている以上、電気事業法及び再エネ特措法は、EEZ 内における洋上風力発電事業に関する事項についても適用されると考えられる。

なお、両方いずれの法律についても、当該法令の適用を場所的に制限する規定（EEZ では適用されない旨の規定）は見当たらない。

## 2. EEZ における権利・許可について

本項においては、まず、「2.1 EEZ における許認可について」において、EEZ において適用され得る権利・許可について網羅的に検討し、「2.2 EEZ における漁業、船舶の航行、鉱業について」において、洋上風力発電事業との競合が予想される業種である漁業、船舶の航行、鉱業に焦点をあてて検討する。その上で、「2.3 EEZ における海洋構築物の排除措置」において、許可を与えた EEZ 内の洋上風力発電事業が、第三者の構築物等で妨げられた場合に、当該構築物を排除し得るのかを検討する。

<sup>189</sup> 洞澤英雄「海をめぐる公物法・環境法-洋上風力発電所を中心に（論究ジュリスト 2019 年冬号（28 号））」（有斐閣、2019 年）60 頁

<sup>190</sup> 前掲「国連海洋法条約関連水産関係法令の解説」（大成出版社、1997 年）58 頁。なお、この規定の適用は、UNCLOS の同条に具体的に例示されているものに限られず、これら以外にも今後科学技術の発展等により新たな経済活動が可能となる場合、当該活動が「経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動」に含まれ得るとされている。

<sup>191</sup> 「人工島」「施設」「構築物」は、いずれも会場において人工的に作られる建造物等を指すものであり、常時又は一時的に海中に没しているものを含み、人が居住できるか否かを問わないものであるとされている（前掲「国連海洋法条約関連水産関係法令の解説」57 頁）。

<sup>192</sup> 内閣府「「排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る国際法上の諸課題に関する検討会」取りまとめ」（2023 年 1 月 31 日）7 頁

## 2.1 EEZにおける権利・許可について

EEZ においてどのような権利・許可が付与され得るかを検討する前提として、領海内における権利・許可の根拠・内容等を確認し、当該根拠法が現行法上、EEZ にも適用されるのか、また、当該根拠法に基づき、現在設定されている権利・許可があるのか等を確認する必要がある。そこで、当職らは、領海内における占有許可その他一定の海域を占有できる権利の根拠条文等について調査した上で、その根拠法が EEZ にも適用されるのか、また、現在、EEZ において占有許可等の権利が設定されているかについて検討した。

### (1) 領海内における占有許可等の内容等

#### ア. 領海内における占有許可の種類

領海内における海域の占有許可について、内閣府作成の 2023 年 1 月 31 日付「排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る国際法上の諸課題に関する検討会」取りまとめ（以下「内閣府取りまとめ」という。）には、「領海における洋上風力発電に必要となる設備の海域の占有許可については、財産的権利に基づき、一般海域では、各都道府県の一般海域管理条例等に基づき知事が行い、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域では、再エネ海域利用法に基づき国土交通大臣が行い、港湾区域では、港湾法に基づき港湾管理者が占有許可を行っている。」と記載されている<sup>193</sup>。

そこで、上記 3 つの占有許可（海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域における占有許可、港湾区域における占有許可、一般海域における占有許可）の根拠・内容等について確認するとともに、その他、領海内において占有許可その他それと同様の効果を有する権利の根拠、内容についても検討する。

#### イ. 再エネ海域利用法第 8 条に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域（以下「促進区域」という。）の占有許可

##### (ア) 促進区域内の占有許可

再エネ海域利用法は、促進区域内の海域を占有しようとするとき又は施設若しくは工作物を新設若しくは改築しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならないと規定する（同法第 10 条第 1 項第 1 号、第 3 号）。また、その期間は、30 年を超えない範囲内において政令で定める期間を超えることができない（同条第 4 項）と規定されている。

##### (イ) 再エネ海域利用法に基づく占有許可とその他の占有許可等の関係

再エネ海域利用法に基づく占有許可と下記ウに記載するそれ以外の法律に基づく占有許可との関係であるが、一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や、今後促進

<sup>193</sup> 内閣府取りまとめ 8 頁

区域に指定される可能性のある区域については、原則として、都道府県が国有財産法に基づき第 1 号法定事務として行う占有許可（後記ウ(イ)参照）により実施するのではなく、再エネ海域利用法に基づき国と都道府県が連携して進めることが適切であるとされている<sup>194</sup>。また、都道府県条例に基づく海域の占有許可（後記ウ(イ)参照）との関係についても、一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や今後促進区域として指定される可能性のある区域については、原則、都道府県条例に基づく占有許可により実施するのではなく、再エネ海域利用法に基づき、国と都道府県が連携して進めることが適切であるとされている<sup>195</sup>。

#### ウ. イ以外の占有許可

##### (ア) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく占有許可

港湾法は、港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占有をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない（同法第 37 条第 1 項）と規定する。また、その公募占有計画の認定（同法第 37 条の 6）の有効期間は、30 年を超えないものとされている（同法第 37 条の 3 第 5 項）。

##### (イ) 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び条例に基づく占有許可

一般海域における海洋再生可能エネルギー発電設備に対する占有許可は、国有財産法第 9 条第 3 項及び国有財産法施行令第 6 条第 2 項に基づき、国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分として、都道府県が行う第 1 号法定受託事務とされている（以下表は、上記に限らず、海域に関連するものを抜粋）。なお、条例等に基づく占有の期間は、過半が 3 年以内である<sup>196</sup>。

	国有財産法施行令第 6 条第 2 項各号(抜粋)	許可の内容
イ	漁港漁場整備法 <sup>197</sup> 第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定された漁港の区域内に所在する国有財産で農林水産大臣の所管に属するもの	占有許可（漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占有をしようとする者）

<sup>194</sup> 令和 2 年 4 月 6 日付「海洋再生可能エネルギー発電設備に対する一般海域への占有許可に係る取扱いについて」4 頁

<sup>195</sup> 令和 3 年 7 月改訂「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（2024 年 2 月現在、意見公募手続中である。）

<sup>196</sup> 環境省「風力発電に係る地域主導による適地抽出手法に関するガイド～地方公共団体による適地抽出のための合意形成と環境調査～」（平成 29 年 7 月）78 頁。

<sup>197</sup> 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）の施行により（施行日：2024 年 4 月 1 日）、名称が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」となる。

		(漁港漁場整備法第 39 条第 1 項)
ロ ホ	海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設又は海岸法第 2 条第 2 項に規定する公共海岸である国有財産で農林水産大臣・国土交通大臣の所管に属するもの	占用許可（海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとする者）（海岸法第 7 条）
ニ	港湾法第 2 条第 3 項に規定する港湾区域内又は同法第 37 条の 2 第 1 項の規定により指定された港湾隣接地域内に所在する国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの	占用許可（港湾区域内又は港湾隣接地域内において水域の占用等を使用とする者）（港湾法第 37 条第 1 項）
カ	<u>ニ、ホ及びトからワまでに掲げるもののほか、国土交通大臣の所管に属する国有財産</u>	<u>いわゆる一般海域管理条例や国土交通省所管公共用財産管理規則等に基づく都道府県の占用許可・使用許可</u>

(ウ) (参考) その他の水域・海面に関する占用許可等

以下、上記①から③以外の占用許可等についても概説する。なお、漁業法、漁港漁場整備法、鉱業法等に関する占用許可等については後述する（2.2 参照）。

- ・ 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく占用許可

海岸法は、海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸（国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいう。）の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない（同法第 7 条）。

- ・ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成 22 年法律第 41 号）（以下「低潮線保全法」という。）に基づく占用許可

低潮線保全法は、国の事務又は事業の用に供する泊地、岸壁その他の港湾の施設であって、基本計画において拠点施設としてその整備、利用及び保全の内容に関する事項が定められたもの（「特定離島港湾施設」）の存する港湾において、当該港湾の利用又は保全上特に必要があると認めて国土交通大臣が水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。）を定めて公告した場合において、その水域において、水域を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならないと規定する（同法第 9 条第 1 項）。

## (2) EEZ における上記許可・権利等の根拠法令の適用の有無及び許可等の付与状況

ア. 上記 1 で記載した占用許可の根拠規定の EEZ における適用可能性の有無

#### (ア) 再エネ海域利用法

再エネ海域利用法は、促進区域が「我が国の領海及び内水の海域のうち一定区域」とされていることから（再エネ海域利用法第2条第5項、第8条第1項）、領海外であるEEZにおいて促進区域を設定することはできない。

したがって、再エネ海域利用法に基づく占用許可の根拠規定である同法第10条第1項はEEZには適用されない。

#### (イ) 港湾法

港湾法の適用対象は港湾区域又は港湾隣接地域に限られているので、港湾法第37条第1項は、領海外のEEZには適用されない。

#### (ウ) 国有財産法及び都道府県条例

都道府県の条例に関しては、その適用対象である一般海域の定義としてすべての条例で共通しているものではないが、そのいずれも国有財産法第3条第2項第2号に規定する公共用財産<sup>198</sup>を前提とした定義とされており、現行の国有財産法における公共用財産に係る規定はEEZには及ばないというのが一般的な解釈である<sup>199</sup>ため、国有財産法及び都道府県条例は、領海外のEEZには適用されないと考えられる。

#### (エ) 海岸法、低潮線保全法

海岸法は、国又は地方公共団体が所有する海岸の土地に設定される海岸保全区域に限定されているため、領海外のEEZには適用されない。

低潮線保全法は、特定離島港湾施設の存する港湾において、当該港湾の利用又は保全上特に必要があると認めて国土交通大臣が水域を定めて公告した場合におけるその水域に適用されるものであるため、EEZには適用されない。

### イ. EEZにおける占用許可の付与状況

上記アのとおり、現時点において、EEZにおける占用許可の根拠条文となるものがないことに鑑みると、現時点において、EEZにおける占用許可が行われた事例はないと考えられる。

---

<sup>198</sup> 「公共用財産」とは、国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの（国有財産法第3条第2項第2号）。

<sup>199</sup> 日本エネルギー法研究所「海の開発・利用に係る法的問題の検討」37頁は、「実務においては、限定的ではあるものの、海域のうち海底地盤について国有財産法上の国有財産として取り扱っているのである。そこで、具体的に海底のどこまでの範囲が国有財産といえるのかという問題があるが、少なくとも、排他的経済水域にまで及ぶことはないであろう。排他的経済水域は、沿岸国の「経済的主権」が及ぶことになるだけで、財産的権利を主張することまではできない。それでは、領海のどこまでが国有財産なのかという点についても、特に明確な線引きはなされていない。（以下略）」などと記載されている。

## 2.2 EEZにおける漁業、船舶の航行、鉱業について

本項では、漁業、船舶の航行、鉱業がどのような根拠に基づき EEZ 内で営業を行う権利を有しているのかについて検討した上、当該業種に係る権利が EEZ における洋上風力発電事業の実施の支障となり得るのかを検討する。

### (1) EEZ における漁業法の適用の有無

EEZ において漁業法が適用されるかについて明確に論じた文献はない。

もともと、EEZ 法第 3 条における「天然資源」には、生物資源も含まれると考えられており<sup>200</sup>、EEZ における他国の漁業を規制する法令（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律）が存在していることや、旧漁業法第 65 条第 1 項に基づき規定された北海道漁業調整規則が、公海においても適用されると述べた最高裁判例（最高裁平成 8 年 3 月 26 日第三小法廷決定・法律時報 68 巻第 9 号 102 頁）が存することを勘案すると、EEZ においても漁業法が適用されると考えられる。

#### ア. EEZ における漁業法上の規制

##### (ア) 漁業権

漁業法上の漁業権は「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」<sup>201</sup>とされており、漁業権の保護を強化するため、「漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。」（漁業法第 77 条）と規定されている。そのため、漁業法上の免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの（漁業権侵害）に対する排除・予防が可能とされている<sup>202</sup>。したがって、漁業権が EEZ 内に設定されており、当該漁業権を侵害する形で洋上風力発電施設が建設されるのであれば、当該漁業権に基づき妨害排除請求等がなされる可能性がある。

もともと、漁業権は、一定の水面を支配あるいは占有する権利ではなく、また、水面の所有権でもないため、漁業を営む権利を侵害しない同一水域の利用を排除するものではない。<sup>203</sup>また、通常、漁業権は、沿岸部（岸から 3～5km）で営まれる漁業が対象<sup>204</sup>とされていることからしても、EEZ との関係では特段問題とならないと思われる<sup>205</sup>。

<sup>200</sup> 海洋基本法研究会「海洋基本法の解説（初版）」（国政情報センター、1997 年）96 頁

<sup>201</sup> 水産庁ウェブサイト「漁業権について」（[https://www.jfa.maff.go.jp/i/enoki/gyogyouken\\_jouhou3.html](https://www.jfa.maff.go.jp/i/enoki/gyogyouken_jouhou3.html)）参照

<sup>202</sup> 漁業法研究会「逐条解説 漁業法」（時事通信社、2005 年）168 頁、金田禎之「新編 漁業法のここが知りたい（2 訂増補版）」（成山堂書店、2016 年）59 頁

<sup>203</sup> 前掲・「新編 漁業法のここが知りたい（2 訂増補版）」52 頁。池田敏雄「漁業補償をめぐる法的諸問題」（成田頼明ほか編「行政法の諸問題 下」、有斐閣、1990 年）548 頁。

<sup>204</sup> 水産庁「漁業権の概要」（[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc\\_wg/hearing\\_s/140819siryou02\\_2.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/hearing_s/140819siryou02_2.pdf)）2 頁

<sup>205</sup> なお、漁業権の存否については「海しる」というサイトで確認可能。

## (イ) 許可漁業

漁業には、前述の漁業法上の漁業権に基づく漁業のほか、いわゆる「許可漁業」がある。

許可漁業とは、一般に禁止されている漁業を許可を受けた特定人に対して解除し、その者に適法に行わせるものである。許可漁業が行政庁の許可によることとされたのは、漁業権漁業が一般的に漁場が特定されているのに対し、許可漁業の漁場が広域にわたっており、特定されていないからである。

前述(ア)の漁業権に基づく漁業は、その性質上、一定の水域に網を敷設したり、一定の区域内で養殖したりする必要がある、特定された漁場を排他的、独占的に使用しなければ、これらの漁業が成立し得ない。他方、許可漁業は漁範囲が広域であり、このように独占的な権利を設定する必要がなくとも営むことが可能である。そのため、許可漁業は特定人に対して禁止を解除するにとどまり、排他的な独占権までは認められないものとされた。

以上のとおり、許可漁業が、排他的独占権を与えられていない理由は、漁場の範囲が特定されていないことにある。実際に、大臣許可漁業については、「船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。」（漁業法第 36 条第 1 項）としているところ、当該「農林水産省令」で定める漁業は、漁場が特定されておらず<sup>206</sup>、「船舶ごと」に許可を取得すれば足りる建付けとなっている<sup>207</sup>。

また、知事許可漁業でも、「大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」（漁業法第 57 条第 1 項）とされているところ、「農林水産省令又は規則で定める」漁業については、基本的に<sup>208</sup>漁場が特定されていない（漁業の許可及び取り締まり等に関する省令第 70 条）。

このような法律の規定に鑑みると、許可漁業については、特定の区域でのみ営まれることが想定されていないように思われる。つまり、仮に洋上風力発電設備の設置予定場所と許可漁業者が普段漁業を行っている漁場が競合した場合であっても、許可漁業者は、別の場所で当該許可に係る漁業を行えば、目的を達成できるのであって、漁業法上も、許可漁業に対し、当該「洋上風力発電設備の設置予定場所」という特定の場所で漁業を営むことまでは認めていないように思われる。

したがって、洋上風力発電設備の設置予定地と許可漁業者の漁場が競合しても、許可漁業者の許可に排他的な独占権が認められていない以上、洋上風力発電設備の建設の支障にはならないと思われる。

<sup>206</sup> <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/sitei/attach/pdf/index-81.pdf>

<sup>207</sup> 辻信一「新漁業法」 183 頁～195 頁

<sup>208</sup> 同省令の第 70 条第 3 号には、瀬戸内海での漁業につき言及がある。もっとも瀬戸内海での特定の方法による漁業を指定しているのであって、特定の場所を指定して漁業の許可を与える旨が規定されているわけではない。

なお、許可漁業と他の業種が競合した場合について論じた文献は現時点で発見できていない。漁業法には、漁業調整（漁場の使用に関する紛争を防止する目的等で行われる調整（漁業法第36条））についての規定があるが、これは基本的に漁業者の権利を制限することで調整を加える規定であり、洋上風力発電事業者との関係で特段の問題を生じさせるものではないと思われる。

## イ. EEZにおける漁場漁港整備法（昭和25年法律第137号）上の規制

### (ア) EEZにおける漁場漁港整備法の適用の有無

漁港漁場整備法第4条第2項は、国は、EEZ内においてのみ、当該漁場の整備に関する事業を行うことができる（同項第1号参照）と規定している。そして、実際に、「フロンティア漁場整備事業」<sup>209</sup>と呼ばれる政府主導の漁場整備事業の一環として漁礁が設定されている。

したがって、EEZにおいて、漁場漁港整備法は適用されるものと考えられる。

### (イ) EEZに設置されている漁礁と洋上風力発電設備が競合した場合<sup>210</sup>

漁港漁場整備法は、「漁港」と「漁場」を別のものとしてとらえていると考えられる（同法第4条第1項第1号及び第2号参照）ところ、「漁港」（同法第2条）において、工作物の建設等一定の行為をする場合には、漁港管理者の許可を受けなければならない（同法第39条第1項）等と規定するが、「漁場」に関しては同様の規定は存在しない。すなわち、同法上、漁場整備事業が実施されている区域において、洋上風力発電事業を実施することを直接的に制限するような規定は存しない。

もっとも、EEZにおける漁場整備事業は、国が実施する場合（同法第4条第2項第1号）又は水産業協同組合が農林水産大臣の許可を得て実施する場合（同法第18条第1項）となるため、事前に農林水産大臣との調整が行われるのではないかと推測される。

## (2) 船舶の航行

### ア. EEZにおける航行に関する法律の適用の有無

航行に関する国内法としては、海上交通三法が挙げられる（海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法）。

もっとも、EEZ法第3条第1項各号により、探査及び開発のための活動等については国内法の効力が及ぶが、単に航行する船舶に対しては国内法の効力は及ばないと考

<sup>209</sup> 水産庁「国が策定した特定漁港漁場整備事業計画」

([https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko\\_gvozyo/g\\_zyoho\\_bako/tokutei/sub82.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gvozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html))

<sup>210</sup> 金田禎之「解説・判例漁業六法」544頁～597頁

えられる<sup>211</sup>。

### イ. 安全水域法

EEZにおける航行については、UNCLOS 第 58 条 1 が、排他的経済水域においてすべての国が航行の自由を享有すると規定している。そして、UNCLOS 第 60 条 7 において、安全水域は、国際航行に不可欠と認められた航路帯の使用の妨げとなるような場所に設けてはならないとされている。一方、UNCLOS 第 60 条 4 において、EEZ の沿岸国は、航行の安全及び構築物の安全確保のため、安全水域を設定することができるとされ、同第 6 項ですべての船舶は安全水域を尊重する必要があるとされている。

これを受け、我が国においては、海洋構築物等に係る安全水域の設定に関する法律（以下「安全水域法」という。）が制定され、①国土交通大臣は、「構築物<sup>212</sup>」の周辺に安全水域を定めることができること、同安全水域は国際航行に不可欠<sup>213</sup>と認められた航行の使用の妨げとなるような場所に設置してはならないこと（同法第 3 条）、及び②当該安全水域には何人も入域することができないこと（同法第 5 条）が定められている。

このように、安全水域法においては、安全水域を設定する段階では航行の自由を一定程度優先し、安全水域の設定後は、航行の自由を一定程度制限する形で、航行の自由と洋上風力発電所の設置の競合が解消されている。そのため、航行については、安全水域を設定した後では洋上風力発電設備を設置する上で特に支障にならないと思われる。

なお、令和 4 年 10 月現在において、安全水域の設定実績はない<sup>214</sup>。

## (3) 鉱業

### ア. EEZ における鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）の適用の有無

EEZ 法第 3 条第 1 項第 1 号は、天然資源の探査、開発については国内法を適用すると規定しているところ、鉱業法は、天然資源の探査・開発を直接規制することを目的としているため、EEZ 内においても適用される<sup>215</sup>。

### イ. EEZ における鉱業法の規制

---

<sup>211</sup> アンダーソン・毛利・友常法律事務所「排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る海洋法・海事法上の諸問題」（[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12\\_pdf/230317.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/230317.pdf)）

<sup>212</sup> 前掲「内閣府取りまとめ」・7 頁によると、特定の場所に固定され、主たる活動目的が経済目的である洋上風力発電施設は、「構築物」（UNCLOS 第 60 条）に該当すると考えられている。そのため、UNCLOS 第 60 条を受けて規定された安全水域法においても、洋上風力発電設備は「構築物」に該当すると考えられる。

<sup>213</sup> IMO（国際海事機関）の航路指定制度によって設定された航路等は「国際航行に不可欠」と考えられる（前掲「内閣府取りまとめ」14 頁）

<sup>214</sup> 「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律 概要」

（<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/energy/pdf/shiryou23.pdf>）による。

<sup>215</sup> 海洋基本法研究会「海洋基本法の解説（初版）」（国政情報センター、1997 年）・96 頁

鉱業法に基づく鉱業権は、登録を受けた一定の土地の区域（以下「鉱区」という。）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう（同法第5条）ところ、鉱区内において他人を排斥し、許可を受けた鉱物を掘採取得する独占的権利と解されており、物権とみなされる権利と規定されている（同法第12条）<sup>216</sup> <sup>217</sup>。また、鉱業権は、「この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。」とされており（同条）、不動産所有権に関する規定が適用される旨を述べた大審院の判例も存在する（大決昭和2年1月29日民集6巻30頁）。そして、鉱業権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権も認められるものと解されている<sup>218</sup>。

それゆえ、鉱業法に基づく鉱業権（試掘権・採掘権）は物権ではあるが、海底面の利用権が含まれないとの見解もある<sup>219</sup>ものの、鉱業法に基づく鉱業権の設定を受けることにより、事業者が鉱区において相当程度の独占性・排他性を有する権利を有していると整理することも実務上は可能であると考えられる。

そのため、鉱区において洋上風力発電施設を建設する場合には、鉱業権に基づく妨害排除請求や妨害予防請求がなされる可能性がある。

### 2.3 EEZにおける海洋構築物の排除措置

本項では、EEZにおいて、洋上風力発電事業を妨げる海洋構築物がある場合、当該海洋構築物を排除し得るのかを検討する。

海洋構築物の建設・利用等に関する沿岸国の「排他的権利」の内容（UNCLOS 第60条1）については、学説上の議論はほとんどなく、「排他的」の意味は、「沿岸国のみが」海洋構築物を建設し又は建設等を許可できるということではあるものの、許可なしに建設する者に対していかなる措置をとることができるのかは明らかではないとされている<sup>220</sup>。

UNCLOS 第56条1(b)は、「人工島、施設及び構築物の設置及び利用」に関して、沿岸国がこの条約に関連する規定に基づいて管轄権を有すると規定する。ここでいう管轄権とは沿岸国が法令を制定し適用する権利を意味するとされている<sup>221</sup>。

<sup>216</sup> 日本エネルギー法研究所「海の開発・利用に係る法的問題の検討」（日本エネルギー法研究所、2014年）37頁は、「実務においては、限定的ではあるものの、海域のうち海底地盤について国有財産法上の国有財産として取り扱っているのである。そこで、具体的に海底のどこまでの範囲が国有財産といえるのかという問題があるが、少なくとも、排他的経済水域にまで及ぶことはないであろう。排他的経済水域は、沿岸国の「経済的主権」が及ぶことになるだけで、財産的権利を主張することまではできない。それでは、領海のどこまでが国有財産なのかという点についても、特に明確な線引きはなされていない。（以下略）」などと記載されている。

<sup>217</sup> 我妻栄、豊島隆「鉱業法」（有斐閣、1958年）・9、17頁。

<sup>218</sup> 我妻・鉱業法・18、19頁。

<sup>219</sup> 交告尚史「海底資源問題に対する国内法の対応」ジュリスト1365号・87頁（2008年）。

<sup>220</sup> 和仁健太郎「海洋の科学的調査法制および海洋構築物法制と国際法」国際問題 No.674,9頁

<sup>221</sup> 小田滋「注解国連海洋法条約上巻（初版）」（有斐閣・昭和60年）191頁及び192頁。「（二）このような場合における「主権的権利」という表現は、すでに大陸棚条約第二条1項でも用いられたものである。（略）要するに、（a）項に列挙してある事項、すなわち、「天然資源の探査、開発、保存及び管理」、「経済的な探査及び開発のための他の活動」は自国に独占し、他国の介入を排除する権利である。（三）管轄権というのは、そ

そして、UNCLOS 第 60 条 1(c)は、「当該排他的経済水域における沿岸国の権利の行使を妨げ得る設備及び構築物」について建設及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有するものと規定する。この「規制」の内容については、海洋構築物に対する沿岸国が有する管轄権をどう国内法化するかは基本的に国家の裁量にゆだねられているものとされ<sup>222</sup>、また、（無許可での海洋構築物について、沿岸国は）「刑事裁判権の行使及びその前提となる司法警察権（拿捕、逮捕等）の行使を含む管轄権を有すると考えるのが妥当」とされている<sup>223</sup>ことからすると、「沿岸国の権利の行使を妨げ得る設備及び構築物」に対してどのように規制するのかは立法裁量の問題と思われる<sup>224</sup>。

なお、人工島を除き、UNCLOS 第 56 条に規定する目的その他の経済目的を持たない施設・構築物に対しては、自国の権利行使の妨げとならない限り、排他的権利を行使することができないものとされている<sup>225</sup>ことに留意する必要がある。

### **3. EEZ における監督権限等に関する規定**

#### **3.1 用例調査**

EEZ における監督等に関する規定を検討する前提として、当職らは、一般海域及び EEZ において、監督権限等に関する規定の用例を調査した。その結果は、3. の最後に添付する別表 2 及び別表 3 に記載した。

#### **3.2 EEZ において監督権限等に関する規定を設けることの可否**

当職らは、前記用例を前提として、EEZ において洋上風力発電事業を実施するにあたり、国が監督権限等に関する規定を設けることの可否について検討した。

---

の国が法令を制定、適用する権利である。（略）」との記載がある。なお、島田征夫ほか「国際海洋法（第三版）」（有信堂・2023 年）68 頁も参照。

<sup>222</sup> 林久茂「海洋法研究（第 1 版）」（日本評論社・1995 年）169 頁。「海洋構築物に対して沿岸国が有する管轄権は、他の国際法規による制限（たとえば、海洋法条約第 208 条・第 214 条（海底活動・構築物からの汚染）がある。また、構築物に対して管理・規制を行うことは国家の国際責任と関連する）がない限り、排他的である。この管轄権をどう国内法化するかは基本的に国家の裁量にゆだねられる問題であって、その「法政策」に従って決定すべきである。大陸棚上の構築物に対して沿岸国がそれを〈国内〉とみなして必要なすべての国内法を適用・執行したのは資源開発の必要があったからである。」と記載されている。

<sup>223</sup> 和仁健太郎「海洋の科学的調査法制および海洋構築物法制と国際法」国際問題 No.674,9 頁

<sup>224</sup> 和仁健太郎「海洋の科学的調査法制および海洋構築物法制と国際法」国際問題 No.674,9 頁。「海洋法条約は、理由はともかく、EEZ・大陸棚において海洋構築物を建設することにより海洋空間を使用する権利を沿岸国に与えたかのであるから、この権利を直接に侵害する無許可での海洋構築物について、沿岸国管轄権を制限的に解釈する理由は見当たらない。そうだとすれば、沿岸国は、刑事裁判権の行使およびその前提となる司法警察権（拿捕、逮捕等）の行使を含む管轄権を有すると考えるのが妥当だろう。」と記載されている。

<sup>225</sup> 前掲島田征夫ほか「国際海洋法」68 頁。なお、同書は、この点について、「これは、人工島が永続的施設であり、他の一時的施設に比べて規制の必要性が大きいためであろう。軍事目的で使用される施設および構築物は、②の文言（引用者注：UNCLOS 第 56 条に規定する目的その他の経済的目的のための施設と構築物を指す。）から類推して沿岸国の排他的権利に服さないように思われるが、他の国が沿岸国の同意を得ずに軍事目的の施設および構築物を設けることができるというのは非現実的であろう。」と述べ、他目的の施設や構築物を設けること自体が非現実的であると述べている。

国が監督権限等の規定を設けるためには、当該規定の制定及び適用が UNCLOS 第 56 条、第 60 条における「主観的権利」、「管轄権」又は「排他的権利」の行使といえることが必要であり、また、EEZ における監督権限を定めるには、同権利の範囲内において、さらに再エネ海域利用法その他関係法令との整合性を図る必要があると考えられる。

そこで、まず「主権的権利」等の具体的意味及び EEZ と領海との違いの有無について検討した上で、EEZ における監督等に関する規定を定めることが上記「主権的権利」等の範囲に含まれることを確認する。

### 3.3. 検討

#### (1) UNCLOS の「主権的権利」、「管轄権」、「排他的管轄権」の意義

UNCLOS 第 56 条 1(a)は、沿岸国は、「排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利」を有すると規定する。ここでいう「主観的権利」とは、「主権」とは区別され、EEZ という物理的に限定された範囲について、天然資源の探査、開発等といった特定の目的又は対象事項に関連して、国内法令を制定、適用、執行する権利をその内容とするものであるとされており、後述する「管轄権」もこれと実質的な差異はないものとされている<sup>226</sup>。

UNCLOS 第 56 条 1(b)は、「人工島、施設及び構築物の設置及び利用」に関して、沿岸国がこの条約に関連する規定に基づいて管轄権を有すると規定する。ここでいう管轄権とは、沿岸国が法令を制定し適用する権利を意味するとされている<sup>227</sup>。

UNCLOS 第 60 条 1 によると、沿岸国は「第五十六条に規定する目的その他の経済的な目的のための施設及び構築物」及び「沿岸国の権利の行使を妨げ得る施設及び構築物」を「建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利」を有するものとされている。この「規制」の具体的な内容について、参考になる文献は見当たらなかったが、海洋構築物に対する沿岸国が有する管轄権をどう国内法化するかは基本的に国家の裁量にゆだねられているものとされている<sup>228</sup>。

さらに、UNCLOS 第 60 条 2 によると、沿岸国は、「1 に規定する人工島、施設及び構築物に対して、通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法令に関する管轄権を含む排他的管轄権」を有するものとされており、海洋構築物上の活動についての管轄権は特定事項に限定されたものではなく、領土におけるのと同様、包括的な管轄権と解されている<sup>229</sup>。

<sup>226</sup> 水産庁漁政部企画課監修「国連海洋法条約関連水産関連法令の解説」（大成出版社、1997年）49頁

<sup>227</sup> 小田滋「注解国連海洋法条約上巻（初版）」（有斐閣・昭和60年）192頁、島田征夫ほか「国際海洋法（第三版）」（有信堂・2023年）68頁

<sup>228</sup> 林久茂「海洋法研究（第1版）」（日本評論社・1995年）169頁

<sup>229</sup> 和仁健太郎「海洋の科学的調査法制および海洋構築物法制と国際法」国際問題 No.674,10頁

以上のとおり、UNCLOS 第 56 条の「主観的権利」及び「管轄権」並びに同第 60 条の「排他的権利」は、排他的経済水域という物理的に限定された範囲について、天然資源の探査、開発等といった特定の目的又は対象事項に関連して、領海におけるものと同様、国内法令を制定、適用、執行する権利をその内容とするものということができる。

## (2) EEZ における沿岸国の権能の性質

UNCLOS によって沿岸国に与えられる権利は、上述のとおり、この海域の経済的な開発と探査のための活動についての「主権的権利」であり、さらに人工島・設備その他の海洋構築物の設置と利用、海洋科学調査又は海洋環境の保全についての「管轄権」である（同第 56 条）。

この「主権的権利」と、領海における「主権」の違いについては、以下のように論じられている。

- ① 「法（引用者注：EEZ 法を指す。以下、本項において同じ。）第 1 条第 1 項の規定は、我が国の排他的経済水域は、条約上認められる沿岸国の権利である「主観的権利」、「管轄権」等をすべて行使するものとして設定するものである旨を明確にしたものである。国連海洋法条約では、沿岸国の権利に関して「主観的権利」「管轄権」等の文言が規定されているが、「主観的権利」は「主権」とは区別され、排他的経済水域という物理的に限定された範囲について、天然資源の探査、開発等といった特定の目的又は対象事項に関連して、国内法令を制定、適用、執行する権利をその内容とするものであるとされており、「管轄権」もこれと実質的な差異はないものとされている。この「主観的権利」等を具体化するものが本法第 3 条の規定であり、同規定により、排他的経済水域における沿岸国の主権的権利等の行使等として我が国法令が適用されることとなる。」<sup>230</sup>
- ② 「主権的権利と主権の違いは、主権的権利が包括的・一般的な領域主権に基づかず、機能的な見地から専ら資源開発のために認められたものである点に求められる。したがって、この機能見地と無関係の、上部水域、上空についてはこの主権的権利はいかなる権能も有しない。しかし、それが主権的権利である以上、とりわけ大陸棚条約依頼の歴史を有する大陸棚に関する主権的権利については、資源の探索と開発に必要があり、関係があるすべての権利が含まれること、その中には法の違反に対する防止と処罰に関する管轄権が含まれること、それが排他性を持ち、沿岸国の現実の開発、利用行為の有無にかかわらず占有にかかわらず生じ、明示の宣言に依拠することもなく自立性を有するという意味で当然かつ固有の権利であること等の理解が確立している。このような性質を持つ主権的権利の根拠は、大陸棚に対する沿岸領域の地形的、地質学的、資源学

<sup>230</sup> 前掲「国連海洋法条約関連水産関連法令の解説」49～50 頁

のないし経済的な直接一体性、近縁性といった機能的な連続性にあるとされている。(中略)これに対して、排他的経済水域における主権的権利は、未だそのような準領域主権性を有していない。新海洋法条約の文言が第 77 条の大陸棚については、排他性、自律性の規定を置くのに対して、排他的経済水域についてはその規定がなく、(中略)排他的経済水域の設定—そこにおける具体的な主観的権利の行使の態様—(略)—は、立法によって諸外国に明示することを当然に予定するものと理解すべきであろう。現に新海洋法条約第 73 条は、沿岸国が排他的経済水域における主権的権利の行使にあたり、「この条約にしたがって沿岸国が制定した法令」の遵守を確保するために必要な措置を取り得るとの定めを置いており、ここからも新たな立法がなされることが予定されているといっているのである。排他的経済水域は、法が属人的適用を定めている場合を除いて新たな立法なしに我が国の既存の法令を適用しえないと考えるのである。」<sup>231</sup>

- ③ 「かくして排他的経済水域における沿岸国の権能は事項的には限定されるものであるが、認められる事項に関しては立法的管轄権及び執行的管轄権を含むという意味で全体性を有し、すべての人を対象とする意味で人的範囲の一般性を有し、かつそのような権能を沿岸国のみが行使し得るという意味で排他性を有する。事項的範囲の普遍性を欠くという点で、したがって権能の内容の完全性に欠けるといって、排他的経済水域における沿岸国の権能は領域主権からははっきりと区別される。しかし認められる事項に関しては、その他の点において領域主権と共通の性格を備えているといえることができる。」<sup>232</sup>
- ④ 「主権的権利は、既に 1958 年の大陸棚条約第 2 条第 1 項でも使用されているが、主権ではないが主権に近い権利を意味する。「主権ではない」というのは、条約で認められた特定の目的や対象事項に関連した権限を行使するということであり、具体的には航行や犯罪防止などについて沿岸国が領海において有する程度・範囲の権限を含まないという意味である。また「主権に近い」というのは、資源の開発利用については、法令の制定や違反の処罰を含む完全な規制権限を排他的に有するということである。大陸棚の場合とは異なり、排他的経済水域の場合には、生物資源の保存管理・最適利用・余剰分の配分について多くの義務が課されており、用語は同じでも両者は異なる内容をもっている点には注意が必要である。」<sup>233</sup>

### (3) 小括

上記を総合勘案すると、EEZ 内における主権的権利等は、領海における主権とは異な

<sup>231</sup> 雄川一郎他編「現代行政法体系第 9 巻」『海の管理』（来生新）366～369 頁（昭和 59 年、有斐閣）

<sup>232</sup> 桑原輝路「領域管轄権と排他的経済水域」505～506 頁（一橋論叢第 98 巻第 4 号）

<sup>233</sup> 林司宣等編「国際海洋法」68 頁（2010 年、有信堂高文社）

り、EEZにおける権能が事項的に限定されているものの、洋上風力発電設備をEEZ内に設置することは、「排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)」(UNCLOS 第56条1(a))及び人工島、施設及び構築物の設置及び利用(同条1(b))並びに第56条に規定する目的その他の経済的な目的のための施設及び構築物(同第60条)に該当する以上、国は、当該事項(EEZという物理的に限定された範囲について、UNCLOSで認められている特定の目的又は対象事項に含まれる事項)に関しては、領海における権利と同様の権利(法令を制定、適用、執行する権利)を有すると考えられる<sup>234</sup>。

したがって、領海内と同様、EEZ内に洋上風力発電事業を実施するにあたっての監督権限等を法令で規定することは、上記「主権的権利」、「管轄権」等に含まれており可能であると考えられる。

---

<sup>234</sup> なお、EEZにおける法令の適用に関しては、「法令が適用される水域が我が国の領海外であることその他当該水域における特別の事情を考慮して合理的に必要と認められる範囲内において、政令で、当該法令の適用関係の整理又は調整のため必要な事項を定めることができる。」(EEZ法第3条第3項)とあるため、領海外等特別の事情がある場合には、政令で適用関係を整理・調整することが想定されている。

領海内で適用されている法令 <sup>235</sup>	領海外における適用可否 <sup>236</sup>
電波法	△ (EEZ内において無線局を開設する場合等においては適用される可能性がある。)
文化財保護法	△ (EEZにおいて周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する海域等があるかの確認が必要)
海岸法	×
海上交通安全法	×
景観法	×
港則法	×
港湾法	×
排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律	×
国土利用計画法	×
自然環境保全法	△ (同法第22条第5項において、自然環境が優れた状態を維持している海域を指定することが可能としているため、EEZの海域も保全地域として指定することは可能と解することができる。)
自然公園法	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	△ (EEZにおいて生息地保護区域内の管理地区又は監視地区等に該当する海域があるか確認が必要)

<sup>235</sup> 福島洋上風力コンソーシアム「浮体式洋上風力発電導入マニュアル」(2019年) (<http://www.fukushima-forward.jp/reference/pdf/study020.pdf>) 25頁から38頁の法令を基に作成。

<sup>236</sup> 次の内容に従って、○×△を記載している。

○：EEZ内についても適用されることが明記されているもの

△：法律上はEEZ内においても適用されることが明記されておらず、EEZ内の行為等について適用される可能性があるもの

×：EEZ内の行為等について適用される可能性がないと思われるもの

領海内で適用されている法令 <sup>235</sup>	領海外における適用可否 <sup>236</sup>
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	△ (EEZにおいて特別保護地区に該当する海域があるか確認が必要)
漁業法	△ (漁業権は主に沿岸部に分布していると思われるが、EEZに漁業権が存在していないか確認が必要。)
環境影響評価法	△
国有財産法	×
再エネ海域利用法	×
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	△
海洋水産資源開発促進法	×
漁港漁場整備法	×
水産資源保護法	△ (EEZにおいて保護水面の区域内の海域に該当する海域があるか確認が必要)
電気事業法	△ (本報告書の内容のとおり、適用される可能性があるが、この点について明示的に述べた文献が存在しないため、△としている。)
航空法	△
水路業務法	△ (第19条は領海を対象としており、×)
船舶安全法	△
振動規制法	×
騒音規制法	×

## 一般海域における各種監督権限に関する用例

一般海域に関連する法令として、①領海及び接続水域に関する法律、②港湾法、③海岸法、④漁港漁場整備法、⑤漁業法、⑥国有財産法、⑦低潮線保全法、⑧再エネ海域利用法、⑨水産資源保護法、⑩海上衝突予防法、⑪海上交通安全法、⑫港則法、⑬領海等における外国船舶の航行に関する法律、⑭水路業務法、⑮海洋水産資源開発促進法、⑯海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、⑰航路標識法、及び⑱鉱業法を調査対象とし、以下、これらの法令における監督権限に関する用例（罰則を除く。）を列挙した。

根拠法	監督権限に関する用例（罰則規定を除く。）
①領海及び接続水域に関する法律	なし
②港湾法	<p><b>（計画の認定の取消し）</b></p> <p>第 37 条の 10 港湾管理者は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定計画提出者が第 37 条の 8 第 1 項の規定に違反したとき。</p> <p>二 認定計画提出者が詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けたとき。</p> <p>2 港湾管理者は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定により計画の認定が取り消されたときは、当該計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第 37 条第 1 項の許可は、その効力を失う。</p> <p><b>（分区内の規制）</b></p> <p>第 40 条 前条に掲げる分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて、港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体であつて当該分区の区域を区域とするもののうち定款で定めるもの）の条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならない。</p> <p>2 港務局を組織する地方公共団体がする前項の条例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならない。</p> <p>3 第 1 項の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対し、30 万円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。</p>

**(違反構築物に対する措置)**

第 40 条の 2 港湾管理者は、前条第 1 項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更により同項の条例で定める構築物となつた建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第 17 条第 1 項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

**(有害構築物の改築等)**

第 41 条 港湾管理者は、分区内に存する建築物その他の構築物が、第 40 条第 1 項の条例の制定施行によりその条例に定められたものに該当するに至り、かつ、当該分区の目的を著しく阻害するときは、当該構築物の所有者又は占有者に対し、当該構築物の改築、移転又は撤去をすべきことを命ずることができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、港湾管理者が前項の命令をしようとする場合に準用する。

3 第 1 項の規定による命令によつて生じた損失に対しては、港湾管理者は、当該構築物の所有者又は占有者に対し、その命令がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならない。

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から 6 箇月以内に、港湾管理者を被告として、訴えをもつて金額の増加を請求することができる。

**(監督等)**

第 41 条の 4 港湾管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、港湾協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 港湾管理者は、港湾協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、港湾協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 港湾管理者は、港湾協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 港湾管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

**(監督命令)**

第 43 条の 17 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、埠頭群の運営の事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定を受けた港湾運営会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

**(指定の取消し)**

第 43 条の 19 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定を受けた港湾運営会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第 43 条の 11 第 1 項又は第 6 項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 埠頭群の運営の事業を適正に行うことができないと認められるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- 三 第 43 条の 17 第 1 項の規定による命令に違反したとき。

2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定を受けた港湾運営会社が前条第 1 項の規定による埠頭群の運営の事業の全部の廃止の許可を受けたときは、第 43 条の 11 第 1 項又は第 6 項の規定による指定を取り消すものとする。

3 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、前 2 項の規定により第 43 条の 11 第 1 項又は第 6 項の規定による指定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 第 43 条の 11 第 10 項の規定は国土交通大臣が第 1 項の規定による指定の取消しをしようとする場合について、前条第 3 項及び第 4 項の規定は国際拠点港湾の港湾管理者が第 1 項の規定による指定の取消しをしようとする場合について、それぞれ準用する。

**(不平等取扱の禁止)**

第 47 条 国土交通大臣は、港湾管理者が第 13 条（第 34 条の規定により準用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、港湾管理者に対し、当該行為の停止又は変更を求めることができる。

2 港湾管理者は、前項の国土交通大臣の要求があつたときは、遅滞なく、当該行為を停止し、又は当該行為について、必要な変更を行わなければならない。

**(監督処分)**

第 56 条の 4 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第 1 号に該当する者（国土交通大臣にあつては同号イ、都道府県知事にあつては同号ロ、港湾管理者にあつては同号ハに掲げる規定に違反した者）又は第 2 号若しくは第 3 号に該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることが

	<p>でき、第2号又は第3号に該当する者に対し、第1号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。</p> <p>一 次の規定に違反した者</p> <p>イ 第43条の8第1項若しくは第2項又は第55条の3の5第1項若しくは第2項</p> <p>ロ 第56条第1項又は第56条の2第1項</p> <p>ハ 第37条第1項又は第37条の11第1項</p> <p>ニ 第37条第1項、第43条の8第2項、第55条の3の5第2項又は第56条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>三 詐欺その他不正な手段により第37条第1項、第43条の8第2項、第55条の3の5第2項又は第56条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>2 第40条の2第1項若しくは第41条第1項（これらの規定を第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第59条第2項において同じ。）又は前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p>4 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第3項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>6 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定による工作物等</p>
--	--

	<p>の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。</p> <p>7 第5項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>8 第2項から第5項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第2項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。</p> <p>9 第4項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第3項の規定により保管した工作物等（第5項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物等にあつては国、都道府県知事が保管する工作物等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、港湾管理者が保管する工作物等にあつては当該港湾管理者に帰属する。</p> <p><b>（報告の徴収等）</b></p> <p>第56条の5 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第37条第1項、第43条の8第2項、第55条の3の5第2項若しくは第56条第1項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。</p> <p>2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認</p>
--	--

	められたものと解してはならない。
③海岸法	<p><b>(監督処分)</b></p> <p>第 12 条 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却（第 8 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する放置された物件の除却を含む。）、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>一 第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は第 8 条の 2 第 1 項の規定に違反した者</p> <p>二 第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた者</p> <p>2 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>二 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。</p> <p>三 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>3 海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の沈没又は乗揚げに起因して当該海岸管理者が管理する海岸保全施設等が損傷され、若しくは汚損され、又は損傷され、若しくは汚損されるおそれがあり、当該損傷又は汚損が海岸の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合（当該船舶が第 8 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する放置された物件に該当する場合を除く。）においては、当該沈没し、又は乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該船舶の除却その他当該損傷又は汚損の防止のため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 前 3 項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、海岸管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、海岸管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。</p> <p>5 海岸管理者は、前項の規定により他の施設等（除却を命じた第 1 項及び第 3 項の物件を含む。以下この条において同じ。）を除却し、又は除却させたときは、当該他の施設等を保管しなければならない。</p>

	<p>6 海岸管理者は、前項の規定により他の施設等を保管したときは、当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該他の施設等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>7 海岸管理者は、第5項の規定により保管した他の施設等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該他の施設等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該他の施設等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該他の施設等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>8 海岸管理者は、前項の規定による他の施設等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該他の施設等を廃棄することができる。</p> <p>9 第7項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>10 第4項から第7項までに規定する他の施設等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等その他第4項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。</p> <p>11 第6項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第5項の規定により保管した他の施設等（第7項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該他の施設等の所有権は、主務大臣が保管する他の施設等にあつては国、都道府県知事が保管する他の施設等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が保管する他の施設等にあつては当該市町村長が統括する市町村に帰属する。</p> <p><b>（土地等の立入及び一時使用並びに損失補償）</b></p> <p>第18条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。</p> <p>3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。</p>
--	---

	<p>4 第1項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。</p> <p>6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>7 海岸管理者は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>8 第12条の2第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>9 第4項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p><b>(他の管理者の管理する海岸保全施設に関する監督)</b></p> <p>第20条 海岸管理者は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、他の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に当該他の管理者の管理する海岸保全施設に立ち入り、これを検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 第2項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>第21条 海岸管理者は、他の管理者の管理する海岸保全施設が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しないときは、当該他の管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 第13条第1項本文の規定に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>二 第13条第1項本文の規定による承認に付した条件に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第13条第1項本文の承認を受けて工事が施行されたとき。</p> <p>2 海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。</p> <p>3 海岸管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ず</p>
--	---

	<p>べき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第12条の2第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>5 前3項の規定は、第10条第2項に規定する者の管理する海岸保全施設については、適用しない。</p> <p><b>(他の管理者の管理する操作施設に関する監督)</b></p> <p>第21条の2 海岸管理者は、他の管理者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該他の管理者に対し、その管理する操作施設の操作規程を定め、又は変更することを勧告することができる。</p> <p>一 第14条の3第1項の規定に違反したとき。</p> <p>二 第14条の3第1項の規定による承認に付した条件に違反したとき。</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第14条の3第1項の規定による承認を受けたとき。</p> <p>2 海岸管理者は、他の管理者が管理する操作施設について、その操作が第14条の4の規定に違反して行われている場合においては、当該他の管理者に対し、当該操作規程の遵守のため必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 海岸管理者は、前2項の規定によるほか、海岸の状況の変化その他当該海岸に関する特別の事情により、第14条の3第1項の規定による承認を受けた操作規程によつては津波、高潮等による被害を防止することが困難であると認められるときは、当該承認を受けた他の管理者に対し、当該操作規程を変更することを勧告することができる。</p> <p>4 海岸管理者は、前3項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた他の管理者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>第21条の3 海岸管理者は、他の管理者が、その管理する操作施設について、前条第1項又は第2項の規定による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、その被害の防止のため必要であり、かつ、当該操作施設の管理の状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該他の管理者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該操作施設の開口部の閉塞その他当該操作施設を含む海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 海岸管理者は、他の管理者が、その管理する操作施設について、前条第3項の規定による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、その被害の防止のため必要であり、かつ、当該操作施設の管理の状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該他の管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。</p>
--	---

	<p>3 海岸管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第12条の2第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p><b>(監督等)</b></p> <p>第23条の5 海岸管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、海岸協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 海岸管理者は、海岸協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、海岸協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 海岸管理者は、海岸協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 海岸管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p><b>(報告の徴収)</b></p> <p>第38条 主務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事、市町村長及び海岸管理者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。</p>
<p>④漁港漁場整備法</p>	<p><b>(施行者に対する命令及び許可の取消)</b></p> <p>第23条 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要があると認められる場合には、水産業協同組合に対し、特定漁港漁場整備事業計画の変更又は特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部の廃止若しくはその施行の停止を命ずることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、水産業協同組合がする特定漁港漁場整備事業の施行が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらの法令に基づいてする行政庁の処分違反し、若しくは完了の見込みがないと認めるとき、又は当該水産業協同組合が特定漁港漁場整備事業計画において定められた期限までに工事に着手しないときは、当該特定漁港漁場整備事業の施行の許可を取り消すことができる。</p> <p><b>(漁港施設の処分の制限)</b></p> <p>第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第4項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。</p> <p>2 漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認められる場合には、前項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。</p>

	<p>3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。</p> <p><b>(監督処分)</b></p> <p>第 39 条の 2 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>一 前条第 1 項又は第 5 項の規定に違反した者</p> <p>二 前条第 1 項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により前条第 1 項の規定による許可を受けた者</p> <p>2 漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>3 第 1 項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による措置に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、漁港管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。</p> <p>5 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p>6 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>7 漁港管理者は、第 5 項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して 3 月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>8 漁港管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄すること</p>
--	--

	<p>ができる。</p> <p>9 第7項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>10 第4項から第7項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第4項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。</p> <p>11 第6項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第5項の規定により保管した工作物等（第7項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する漁港管理者に帰属する。</p> <p><b>(調査、測量及び検査)</b></p> <p>第41条 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、第6条の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は5日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、必要があると認める場合には、漁港管理者に対し、その職務の執行に関して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定による立ち入り、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p> <p>4 第1項の場合には、市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、遅滞なく、同項の立ち入り、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。</p>
⑤漁業法	<p><b>(停泊命令等)</b></p> <p>第27条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が第25条第2項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p><b>(年次漁獲割当量の控除)</b></p> <p>第28条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第25条第2項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕したときは、その超えた部分の数量を基準として農林水産省令で定めるところにより算出する数量を、次の管理年度以降におい</p>

て当該漁獲割当割合設定者に設定する年次漁獲割当量から控除することができる。

**(漁獲割当割合の削減)**

第 29 条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第 25 条第 2 項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕し、又は第 27 条の規定による命令に違反したときは、農林水産省令で定めるところにより、その設定を受けた漁獲割当割合を減ずる処分をすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の処分をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第 1 項の処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

**(停泊命令等)**

第 34 条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条の命令を受けた者が当該命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

**(適格性の喪失等による許可等の取消し等)**

第 54 条 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が第 40 条第 1 項第 2 号又は第 41 条第 1 項各号（第 6 号を除く。）のいずれかに該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

一 漁業に関する法令の規定に違反したとき。

二 前条の規定による勧告に従わないとき。

3 農林水産大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

**(適格性の喪失等による漁業権の取消し等)**

第 92 条 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第 72 条第 1 項又は第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する適格性を有する者でなくなつ

	<p>たときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消さなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。</p> <p>一 漁業に関する法令の規定に違反したとき。</p> <p>二 前条第2項の規定による勧告に従わないとき。</p> <p>3 前2項の場合には、第89条第3項から第7項までの規定を準用する。</p> <p><b>(停泊命令等)</b></p> <p>第131条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(第27条及び第34条に規定する場合を除く。)は、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分(第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p><b>(報告徴収等)</b></p> <p>第176条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。</p>
⑥国有財産法	なし
⑦低潮線保全法	<p><b>(監督処分)</b></p> <p>第7条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対し、その行為の中止、施設若しくは工作物の改築、移転若しくは撤去、施設若しくは工作物により生ずべき低潮線の保全上の障害を予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原</p>

	<p>状の回復を命ずることができる。</p> <p>一 第5条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者</p> <p>二 第5条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第5条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>2 国土交通大臣は、前項第2号又は第3号に該当する者に対し、第5条第1項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。</p> <p><b>(監督処分)</b></p> <p>第11条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対し、工事その他の行為の中止又は工作物若しくは船舶その他の物件（以下この条において「工作物等」という。）の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復（第3項及び第9項において「工作物等の撤去等」という。）を命ずることができる。</p> <p>一 第9条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者</p> <p>二 第9条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第9条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>四 前条第1項の規定に違反した者</p> <p>2 国土交通大臣は、前項第2号又は第3号に該当する者に対し、第9条第1項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の規定により工作物等の撤去等を命じようとする場合において、過失がなく当該工作物等の撤去等を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣は、当該工作物等の撤去等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該工作物等の撤去等を行うべき旨及びその期限までに当該工作物等の撤去等を行わないときは、国土交通大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該工作物等の撤去等を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第9項において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>6 国土交通大臣は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して3月を</p>
--	---

	<p>経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>7 国土交通大臣は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。</p> <p>8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>9 第3項から第6項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他当該工作物等の撤去等を命ずべき者の負担とする。</p> <p>10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物等（第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国に帰属する。</p> <p><b>（報告の徴収等）</b></p> <p>第12条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第9条第1項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
<p>⑧再エネ海域 利用法</p>	<p><b>（公募占用計画の認定の取消し）</b></p> <p>第21条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 選定事業者が第19条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>二 選定事業者が偽りその他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したとき。</p> <p>2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により公募占用計画の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により公募占用計画の認定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第10条第1項の許可</p>

は、その効力を失う。

**(監督処分)**

第 24 条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下この条において「工作物等」という。）の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復（第 3 項及び第 9 項において「工作物等の撤去等」という。）を命ずることができる。

一 第 10 条第 1 項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

二 第 10 条第 1 項の許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第 10 条第 1 項の許可を受けた者

四 第 12 条の規定に違反した者

2 国土交通大臣は、前項第 2 号又は第 3 号に該当する者に対し、第 10 条第 1 項の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

3 第 1 項の規定により工作物等の撤去等を命じようとする場合において、過失がなく当該工作物等の撤去等を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣は、当該工作物等の撤去等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該工作物等の撤去等を行うべき旨及びその期限までに当該工作物等の撤去等を行わないときは、国土交通大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該工作物等の撤去等を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第 9 項において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

6 国土交通大臣は、第 4 項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して 3 月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 国土交通大臣は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項の価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができ

	<p>る。</p> <p>8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>9 第3項から第6項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他当該工作物等の撤去等を命ずべき者の負担とする。</p> <p>10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物等（第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国に帰属する。</p> <p><b>（報告の徴収等）</b></p> <p>第25条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第10条第1項の許可を受けた者（選定事業者を除く。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。</p> <p>2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、選定事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
<p>⑨水産資源保護法</p>	<p><b>（報告及び立入検査）</b></p> <p>第16条 農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、水産動物及びその容器包装を輸入しようとする者又は輸入した者その他の関係者に対し、これらの輸入に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場、事務所若しくは水産動物の管理に係る施設に立ち入り、水産動物、容器包装、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

**(溯河魚類の通路の保護)**

第 25 条 溯河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者又は占有者は、溯河魚類の溯上を妨げないように、その工作物を管理しなければならない。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の工作物の所有者又は占有者が同項の規定による管理を怠つていと認めるときは、その者に対し、同項の規定に従つて管理すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

第 26 条 農林水産大臣は、溯河魚類の通路を害するおそれがあると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による制限をしようとするときは、当該工作物を設置しようとする者に対し、溯河魚類の通路若しくは当該通路に代わるべき施設を設置すべきことを命じ、又は溯河魚類の通路若しくは当該通路に代わるべき施設を設置することが著しく困難であると認める場合においては、当該水面における溯河魚類若しくはその他の魚類の繁殖に必要な施設を設置し、若しくは方法を講ずべきことを命ずることによつても、これを行うことができる。

3 前項の規定による命令を受けた者は、農林水産省令の定めるところにより、当該命ぜられた事項についての計画を作成し、これについて農林水産大臣の承認を受けなければならない。

第 27 条 農林水産大臣は、工作物が溯河魚類の通路を害すると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、除害工事を命ずることができる。

2 前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

3 農林水産大臣は、第 1 項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に対し、相当の補償をしなければならない。ただし、第 25 条第 2 項の規定による命令に違反した者に対し、第 1 項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に対しては、補償しない。

4 第 1 項の規定による除害工事の命令が利害関係人の申請によつてされたときは、農林水産大臣の定めるところにより、当該申請者が、前項本文の規定による補償をしなければならない。

5 前 2 項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から 6 月以内に、訴えをもつて、その増減を請求することができる。

6 前項の訴えにおいては、国を被告とする。ただし、第 4 項の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

7 第 1 項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工

	<p>作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該先取特権者、質権者又は抵当権者から供託しなくてもよい旨の申出がある場合を除き、農林水産大臣又は第 4 項の当該申請者は、第 3 項又は第 4 項の補償金を供託しなければならない。</p> <p>8 前項の先取特権者、質権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。</p>
<p>⑩海上衝突予 防法</p>	<p>なし</p>
<p>⑪海上交通安 全法</p>	<p><b>(航路及びその周辺の海域における工事等)</b></p> <p>第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者</p> <p>二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者</p> <p>2 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。</p> <p>二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行われることにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。</p> <p>三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。</p> <p>3 海上保安庁長官は、第 1 項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め（同項第 2 号に掲げる行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る。）、及び当該許可に係る行為が前項第 1 号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を付することができる。</p> <p>4 海上保安庁長官は、船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。</p> <p>5 海上保安庁長官は、第 1 項の規定による許可を受けた者が前 2 項の規定による条件に違反したとき、又は船舶交通の妨害を予防し、若しくは排除するため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止する</p>

	<p>ことができる。</p> <p>6 第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は前項の規定により当該許可が取り消されたときは、速やかに当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなければならない。</p> <p>7 国の機関又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。）が第 1 項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもって同項の規定による許可があつたものとみなす。</p> <p>8 港則法に基づく港の境界付近においてする第 1 項第 1 号に掲げる行為については、同法第 31 条第 1 項（同法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは第 1 項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第 31 条第 1 項（同法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けることを要しない。</p> <p><b>（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）</b></p> <p>第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 前条第 1 項第 1 号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者</p> <p>二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者</p> <p>2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して 30 日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>一 当該届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。</p> <p>二 当該届出に係る行為に係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。</p> <p>3 海上保安庁長官は、第 1 項の届出があつた場合において、実地に特別な調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第 1 項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p>
--	---

	<p>4 国の機関又は地方公共団体は、第1項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 海上保安庁長官は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第2項各号のいずれかに該当するときは、当該国の機関又は地方公共団体に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な措置をとることを要請することができる。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、そのとるべき措置について海上保安庁長官と協議しなければならない。</p> <p>6 港則法に基づく港の境界付近においてする第1項第1号に掲げる行為については、同法第31条第1項（同法第45条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは、第1項の規定による届出をすることを要しない。</p> <p><b>(違反行為者に対する措置命令)</b></p> <p>第42条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置（第4号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第40条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者</p> <p>二 第40条第3項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第4項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者</p> <p>三 第40条第6項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者</p> <p>四 前条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者</p>
⑫港則法	<p><b>第5章 水路の保全</b></p> <p>第23条 何人も、港内又は港の境界外1万メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これらに類する廃物を捨ててはならない。</p> <p>2 港内又は港の境界付近において、石炭、石、れんがその他散乱するおそれのある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。</p> <p>3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第1項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱するおそれのある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。</p>
⑬領海等にお	<b>(外国船舶に対する立入検査)</b>

<p>ける外国船舶の航行に関する法律</p>	<p>第 6 条 海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っており、又は内水において現に通過航行を行っている外国船舶と思料される船舶があり、当該停留等又は当該通過航行について、前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報がされておらず、又はその通報の内容に虚偽の事実が含まれている疑いがあると認められる場合において、周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第 4 条の規定に違反している疑いがあると認められ、かつ、この法律の目的を達成するため、当該船舶が当該停留等を伴う航行又は当該通過航行を行っている理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする海上保安官は、制服を着用し、又はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p><b>(外国船舶に対する勧告)</b></p> <p>第 7 条 海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第 4 条第 1 項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができる。</p> <p><b>(外国船舶に対する退去命令)</b></p> <p>第 8 条 海上保安庁長官は、第 6 条第 1 項の規定による立入検査の結果、当該船舶の船長等が第 4 条の規定に違反していると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 海上保安庁長官は、前条の勧告を受けた船長等が当該勧告に従わない場合であって、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。</p>
<p>⑭水路業務法</p>	<p><b>(資料又は報告の提出の要求)</b></p> <p>第 10 条 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体その他港湾施設の管理者に対し、その管理する港湾施設の状況について資料又は報告の提出を求めすることができる。</p> <p>第 11 条 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、船舶に対し、水路図誌の編修に必要な報告の提出を求めすることができる。</p>

	<p><b>(土地又は水面の立入)</b></p> <p>第 12 条 海上保安庁の職員は、水路測量又は海象観測のため必要があるときは、国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入ることができる。</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた水面若しくは土地に立ち入る場合には、あらかじめその旨を所有者、占有者又は占用者に通知しなければならない。ただし、これらの者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 海上保安庁の職員が、第 1 項の規定により土地又は水面に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。</p> <p><b>(障害物の除去)</b></p> <p>第 13 条 海上保安庁の職員は、水路測量を実施するためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。</p> <p>第 14 条 海上保安庁の職員は、離島又はこれに類する場所で水路測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前条の規定にかかわらず承諾を得ないで、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。</p>
<p>⑮海洋水産資源開発促進法</p>	<p>なし</p>
<p>⑯海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</p>	<p><b>(改善命令)</b></p> <p>第 9 条の 17 海上保安庁長官は、登録確認機関が第 9 条の 9 の規定に違反していると認めるときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行うべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p><b>(報告及び検査)</b></p> <p>第 9 条の 18 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

**(登録の取消し等)**

第 9 条の 19 海上保安庁長官は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第 9 条の 7 第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
- 二 第 9 条の 10、第 9 条の 12 第 1 項、第 9 条の 14 第 1 項、第 9 条の 15 又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第 9 条の 11 第 1 項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。
- 四 第 9 条の 11 第 2 項、第 9 条の 12 第 2 項、第 9 条の 16 又は第 9 条の 17 の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第 9 条の 14 第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

**(許可の取消し)**

第 10 条の 11 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 10 条の 6 第 1 項の許可を取り消すことができる。

- 一 第 10 条の 6 第 1 項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第 2 項第 3 号の実施計画（この計画について前条第 1 項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。
- 二 第 10 条の 6 第 1 項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 三 第 10 条の 6 第 1 項の許可を受けた者が、第 10 条の 7 第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
- 四 第 10 条の 6 第 1 項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第 1 項の許可を受けたとき。

**(許可の取消し)**

第 18 条の 11 環境大臣は、許可廃棄者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 18 条の 8 第 1 項の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律に違反したとき。
- 二 前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 前号に掲げるもののほか、この法律に基づく処分に違反したとき。
- 四 次条において準用する第 10 条の 7 第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
- 五 偽りその他不正の行為により第 18 条の 8 第 1 項の許可又は次条において準用する第 10 条の 10 第 1 項の許可を受けたとき。

**(外国船舶の監督)**

第 19 条の 33 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸に係留施設にある外国船舶（前条ただし書に規定するものを除く。第 19 条の 51 において「監督対象外国船舶」という。）のうち次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、当該船舶の船長に対し、二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する図書で第 19 条の 25 第 2 項の規定に適合するものの備置き、二酸化炭素放出抑制指標に相当する指標の算定その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 二酸化炭素放出抑制対象船舶に相当するもの 二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する図書で第 19 条の 25 第 2 項の規定に適合するものが備え置かれていないと認める場合

二 第 19 条の 26 第 1 項の規定により二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶に相当するもの 二酸化炭素放出抑制指標に相当する指標が算定されていないと認める場合又は当該指標が同項各号のいずれかに適合していないと認める場合

2 第 19 条の 31 第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 19 条の 33 第 1 項」と読み替えるものとする。

**(外国船舶の監督)**

第 19 条の 51 国土交通大臣は、監督対象外国船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、監督対象外国船舶の乗組員のうち油、有害液体物質、有害水バラスト、排出ガス又は船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに関し遵守すべき事項のうち国土交通省令で定めるもの（以下この項において「特定遵守事項」という。）に関する必要な知識を有しないと認めるとき、その他特定遵守事項に従って作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従って作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、監督対象外国船舶に使用される燃料油が第 19 条の 21 第 1

	<p>項本文の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、同項本文の政令で定める基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 第19条の48第2項から第4項までの規定は、前3項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第19条の51第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p> <p><b>(事業の許可の取消し等)</b></p> <p>第33条 国土交通大臣は、港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、6月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第20条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</p> <p>二 第22条第1号又は第3号に該当することとなつたとき。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>4 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。</p> <p><b>(監督命令)</b></p> <p>第42条の24 海上保安庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定海上防災機関に対し、海上防災業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p><b>(報告及び検査)</b></p> <p>第42条の25 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定海上防災機関に対し、海上防災業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定海上防災機関の事務所その他の事業場（その業務の用に供している船舶を含む。）に立ち入り、海上防災業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p><b>(指定の取消し等)</b></p>
--	---

	<p>第 42 条の 26 海上保安庁長官は、指定海上防災機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 海上防災業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 指定に関し不正の行為があつたとき。</p> <p>三 この法律、この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第 42 条の 17 第 1 項の認可を受けた海上防災業務規程によらないで海上防災業務を行ったとき。</p> <p>2 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消し、又は海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。</p> <p><b>(報告の徴収等)</b></p> <p>第 48 条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、有害水バラスト処理設備製造者等に対し、その事業に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。</p> <p>3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第 10 条の 6 第 1 項、第 18 条の 2 第 1 項、第 18 条の 8 第 1 項又は第 43 条の 2 第 1 項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。</p> <p>4 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用人に対し、当該船舶、海洋施設又は航空機に係る油、有害液体物質等、廃棄物又は有害水バラストの排出、海底下廃棄又は焼却、排出ガスの放出その他油、有害液体物質等、廃棄物又は有害水バラストの取扱いに関する作業に関し報告をさせることができる。</p> <p>5 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第 39 条の 3 各号に掲げる者、特定タンカー若しくは第 39 条の 5 に規定する船舶の船舶所有者又は第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に対し、オイルフェンス、薬剤その他の資材の備付け、油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具その他の排出油等の防除のために必要な機械器具の配備、排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員の確保又は同項</p>
--	---

	<p>の油濁防止緊急措置手引書若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示に関し報告をさせることができる。</p> <p>6 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、有害水バラスト処理設備製造者等の工場、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>7 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>8 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第10条の6第1項、第18条の2第1項、第18条の8第1項又は第43条の2第1項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>9 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第7条の2第1項又は第40条の2第1項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、有害水バラスト汚染防止措置手引書、水バラスト記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>10 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第39条の3各号に規定する船舶若しくは施設若しくは同条の国土交通省令で定める場所又は第39条の4第1項の油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具の所在する場所若しくは第39条の5の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材又は油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具その他の機械器具を検査させることができる。</p> <p>11 第6項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>12 第6項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
⑰航路標識法	<p><b>(監督処分)</b></p> <p>第6条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の承認を取り消し、その効力を停止し、又は工事若しくは維持の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 第4条第1項の規定に違反して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標</p>

	<p>識の維持をした者</p> <p>二 第 22 条の規定により第 4 条第 1 項の承認に付された条件に違反した者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第 4 条第 1 項の承認を受けた者</p> <p>2 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 4 条第 1 項の承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 管理航路標識に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>二 管理航路標識の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 前 2 項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者（以下この項において「義務者」という。）を確知することができないときは、海上保安庁長官は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）に当該措置を行わせることができる。この場合においては、海上保安庁長官は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは海上保安庁長官又は措置実施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。</p> <p><b>(措置命令等)</b></p> <p>第 17 条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 11 条第 1 項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第 11 条第 1 項の許可を受けた者が第 13 条第 1 項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>二 第 11 条第 1 項の許可を受けた者が第 15 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>三 第 11 条第 1 項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると認めるとき。</p> <p>四 第 11 条第 1 項の許可を受けた者が第 22 条の規定により同項又は第 13 条第 1 項の許可に付された条件に違反したとき。</p> <p>第 18 条 前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第 11 条第 1 項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。</p> <p>2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第 11 条第 1 項の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。</p>
--	---

**(許可の取消し)**

第 19 条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 11 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

一 第 11 条第 1 項の許可を受けた者が第 13 条第 1 項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

二 第 11 条第 1 項の許可を受けた者が第 15 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第 11 条第 1 項の許可を受けた者が第 17 条又は前条第 1 項の規定による命令に違反したとき。

四 第 11 条第 1 項の許可を受けた者が第 22 条の規定により同項又は第 13 条第 1 項の許可に付された条件に違反したとき。

**(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)**

第 21 条 海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路標識の種類

三 航路標識の位置、構造及び設備

四 航路標識の管理の方法

五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、その位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を維持しなければならない。

4 第 1 項の規定による届出をした者は、その管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を管理しなければならない。

5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 第 1 項の規定による届出をした者が前 2 項の規定に違反していると認めるとき。

	<p>二 第 1 項の規定による届出をした者が第 10 項において準用する第 15 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>6 前項に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第 1 項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。</p> <p>7 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第 1 項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。</p> <p>8 第 1 項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けた者又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合においては、その協議により定めた当該届出をした者の地位を承継すべき 1 人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>9 前項の規定により第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から 30 日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。</p> <p>10 第 13 条第 6 項、第 14 条及び第 15 条の規定は、第 1 項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第 13 条第 6 項中「第 1 項ただし書」とあるのは「第 21 条第 2 項ただし書」と、「同条第 2 項第 1 号」とあるのは「同条第 1 項第 1 号」と読み替えるものとする。</p> <p><b>（報告徴収及び立入検査）</b></p> <p>第 23 条 海上保安庁長官は、この章（第 2 節を除く。）の規定の施行に必要な限度において、第 4 条第 1 項の承認若しくは第 11 条第 1 項の許可を受けた者又は第 21 条第 1 項の規定による届出をした者に対し、航路標識に関する工事又は管理に関し報告を求めることができる。</p> <p>2 海上保安庁長官は、この章（第 2 節を除く。）の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第 4 条第 1 項の承認若しくは第 11 条第 1 項の許可を受けた者若しくは第 21 条第 1 項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されている場所又は航路標識に関する工事の場所に立ち入つて、航路標識、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
--	--

	<p>4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p><b>(植物についての制限)</b></p> <p>第28条 何人も、航路標識の付近に、当該航路標識の視認を妨げるおそれのある植物を植えてはならない。</p> <p>2 海上保安庁長官は、前項の規定に違反して植えられた植物についてその権原を有する者に対し、当該植物の航路標識の障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至ったときも、同様とする。</p> <p>3 航路標識を設置したときに現にあつた植物が当該航路標識の視認を妨げ、又は妨げるようになったときは、海上保安庁長官は、その権原を有する者に対し、障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。</p>
<p>⑱ 鉱業法</p>	<p>第55条 経済産業大臣は、鉱業権者が次の各号のいずれかに該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。</p> <p>一 第29条第1項第3号イ又はハに該当するに至ったとき。</p> <p>二 第48条第1項又は第49条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>三 第51条の3第1項の規定による届出をしなかつたとき。</p> <p>四 第51条の3第2項の期間内に鉱業権の譲渡がされないとき。</p> <p>五 第62条第1項若しくは第2項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同条第3項の規定に違反して引き続き1年以上休業したとき。</p> <p>六 第63条又は第63条の2の施業案によらないで鉱業を行つたとき。</p> <p>七 第120条の規定による命令に従わないとき。</p> <p>八 鉱山保安法第33条第2項、第34条又は第35条の規定による命令に従わないとき。</p> <p><b>(取消し)</b></p> <p>第83条 経済産業大臣は、租鉱権者が次の各号のいずれかに該当するときは、租鉱権を取り消すことができる。</p> <p>一 第29条第1項第3号イ又はハに該当するに至ったとき。</p> <p>二 第78条において準用する第63条第2項の施業案によらないで鉱業を行つたとき。</p> <p>三 第86条の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き6月以上休業したとき。</p> <p>四 第120条の規定による命令に従わないとき。</p> <p>五 鉱山保安法第33条第2項、第34条又は第35条の規定による命令に従わないとき。</p> <p>2 第48条第4項から第6項までの規定は、前項の規定による租鉱権の取消し</p>

に係る聴聞に準用する。

**(探査の許可の取消し)**

第 100 条の 5 経済産業大臣は、第 100 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- 一 その者が行う探査の方法が第 100 条の 3 第 1 号の基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第 100 条の 3 第 2 号イ又はハに該当するに至つたとき。
- 三 その者が行う探査が第 100 条の 3 第 3 号又は第 4 号のいずれかに適合しなくなつたとき。
- 四 第 100 条の 7 第 1 項の規定により付された条件に違反したとき。
- 五 偽りその他不正の行為により第 100 条の 2 第 1 項又は前条第 1 項の許可を受けたとき。

**(違反行為に対する措置)**

第 100 条の 6 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る作業の中止、当該違反行為に係る探査に使用した装置若しくは物件の除去又は原状の回復を命ずることができる。

- 一 第 100 条の 2 第 1 項又は第 100 条の 4 第 1 項の規定に違反して探査を行つた者
- 二 次条第 1 項の規定により付された条件に違反した者

**(探査の結果の報告)**

第 100 条の 11 経済産業大臣は、鉱物の存在状況を把握し、又は探査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、第 100 条の 2 第 1 項の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

**(報告及び検査)**

第 144 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

	4 第1項及び第2項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
--	--

## EEZ における各種監督権限に関する用例

EEZ に関する法令として、①EEZ 法、②安全水域法、③排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、④自然環境保全法を調査対象とし、以下、これらの法令における監督権限に関する用例（罰則規定を除く。）を列挙した。

根拠法	監督権限に関する用例（罰則規定を除く。）
①EEZ 法	なし
②安全水域法	なし
③排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	<p><b>（許可等の取消し等）</b></p> <p>第 13 条 農林水産大臣は、第 5 条第 1 項の許可又は第 9 条の承認を受けた外国人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、期間を定めて排他的経済水域における漁業又は水産動植物の採捕の停止を命じ、又は第 5 条第 1 項の許可又は第 9 条の承認を取り消すことができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、第 8 条又は第 10 条の承認を受けた外国人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、第 8 条又は第 10 条の承認を取り消すことができる。</p> <p><b>（立入検査）</b></p> <p>第 15 条の 2 漁業監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
④自然環境保全法	<p>※沖合海底自然環境保全地域には EEZ に係る海域が含まれている。</p> <p><b>（報告及び検査等）</b></p> <p>第 35 条の 6 環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、船舶の船長その他の特定行為に関係があると認められる者に対し、特定行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、船舶その他の必要な場所に立ち入り、特定行為の実施状況を検査させ、若しくは当該特定行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>2 第 29 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査又は立入調査について準用する。</p> <p><b>（準用）</b></p> <p>第 35 条の 7 第 18 条の規定は沖合海底自然環境保全地域の区域内における特定</p>

行為に対する命令について、第 21 条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う特定行為について、それぞれ準用する。この場合において、第 18 条第 1 項中「前条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 2 項の規定により許可に付された条件」とあるのは「第 35 条の 4 第 3 項の規定に違反し、若しくは同条第 4 項において準用する前条第 2 項の規定により許可に付された条件に違反した者、第 35 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、第 35 条の 4 第 3 項に規定する特定行為をした者又は第 35 条の 5 第 2 項の規定による処分」と、第 21 条第 1 項中「第 17 条第 1 項ただし書又は第 19 条第 3 項第 5 号」とあるのは「第 35 条の 4 第 3 項」と、同条第 2 項中「第 17 条第 3 項」とあるのは「第 35 条の 5 第 1 項」と、「したとき」とあるのは「しようとするとき」と読み替えるものとする。

(参考)

**(中止命令等)**

第 18 条 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 2 項の規定により許可に付された条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 環境大臣は、政令で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締官を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

#### IV. 有識者との意見交換等の実施

貴庁にも相談の上、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議（以下IV.において「合同会議」という。）の第20回から第23回までにおいて、洋上風力のEEZの展開へ向けた論点について議論すべく、資料の作成支援等を実施した。合同会議において議論した資料<sup>237</sup>は以下のとおりである。

合同会議第20回	資料3「洋上風力のEEZ展開へ向けた論点について」
合同会議第21回	資料2「洋上風力のEEZ展開へ向けた論点と対応の方向性案」
合同会議第22回	資料2「EEZ展開へ向けた残る論点と対応の方向性案」
合同会議第23回	資料1「これまでいただいたご意見」 資料2「EEZにおける洋上風力発電の実施に向けたこれまでの議論」 資料3「各委員からのご意見について」

なお、合同会議での議論を踏まえて、「EEZにおける洋上風力発電の実施に向けたこれまでの議論（案）」についてパブリック・コメント<sup>238</sup>が実施された。

以 上

<sup>237</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/yojo\\_furyoku/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/index.html)

<sup>238</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620224003&Mode=0>

本調査に関する留意事項

1. 情報の真実性・正確性

本報告書における前提事実に関する記載については、貴庁から受領した資料及び公開資料から取得した情報に依拠するものである。

2. 情報収集の限界

当職らは、本調査において、本報告書頭書の目的から、関係する法規制を調査し、主要な課題を整理すべく、情報の収集に努めた。

しかしながら、もともと貴庁から具体的調査事項の指示を受けていたことに加え、当職らに与えられた本調査の期間が限定されていたこと、本調査事項に関係を有し得る国及び地方自治体の関係部局に対する個別の照会を行っていないこと、本調査事項を念頭においた法規制は未だ整備されていない現状にあること等の事情により、本調査における当職らによる情報収集には限界が存在した。したがって、本調査は、EEZ における洋上風力発電事業の導入や実施に関係する法規制及び課題を網羅的に調査、検討するものではない点に留意されたい。

3. 本調査の範囲

当職らは、外国法上の問題点についてアドバイスを行う立場にはなく、海外法制度調査に関する事項は、上記 1 のほか、調査対象国の資格を有する弁護士に調査を依頼し、そこから得た結果に依拠するものである。

また、本報告書の内容は、いかなる点においても、将来における管轄権を有する行政当局及び裁判所等による判断・決定等の内容を予測ないし保証するものではない。

## 別紙 B

### 略称一覧

定義等	正式名称・内容
国連海洋法条約又は UNCLOS	海洋法に関する国際連合条約（平成 8 年 7 月 12 日号外条約第 6 号）
再エネ海域利用法	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年 12 月 7 日法律第 89 号）
EEZ	排他的経済水域
EEZ 法	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成 8 年 6 月 14 日号外法律第 74 号）
FIP	フィードインプレミアム（Feed-in Premium）制度
FIT	再生可能エネルギーの固定価格買取制度